

全国商工会議所 業務災害補償プラン 約款集 〈事業活動総合保険普通保険約款および特約〉

もくじ

- 事業活動総合保険普通保険約款……………1～17 ページ
- 特約適用規定……………18～19 ページ
- 特約……………20～50 ページ



損害保険ジャパン株式会社

事業活動総合保険普通保険約款

第1章 物損害担保条項

用語の定義（五十音順）

この条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
一時持ち出し中	記名被保険者の業務の目的に従って、対象施設より一時的に持ち出され、使用または管理されている状態をいい、野積みおよび建物内収容の状態を除きます。
格落ち損害	保険の目的の価値の下落をいいます。
仮設の建物	年間の使用期間が3か月以下の建物をいいます。
記名被保険者	保険証券の被保険者氏名欄に記載された者をいいます。
給排水設備	建物の機能を維持するために必要な給水、排水設備をいい、スプリンクラー設備・装置を含みます。
建設機械等	建設用工作車、破碎機等の工事用機械をいいます。
骨董	希少価値または美術的価値のある古道具・古美術品その他これらに類するものをいいます。
再調達価額	損害が発生した地および時ににおける保険の目的と同一の質、用途、規模、型、能力、構造のものを再取得または再建築するのに要する額をいいます。
財物	有体物をいい、データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物および特許権、著作権、商標権等の財産権を含みません。
敷地内	囲いの有無を問わず、保険の目的の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または記名被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
自動車	原動機を用いたかフレールまたは架線によらないで運転する車またはこれにより牽引される車をいい、これに付属する機械または装置を含み、原動機付自転車および身体障害者用の車いすを除きます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
商品・製品等	商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。
水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ、落石等によって生じた事故をいいます。
雪災	豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による雪崩をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。
設備・什器等	設備、装置、機械、器具、工具、什器または備品をいいます。ただし、門、塀および垣は含みません。
船舶	船舟類をいい、ヨット、モーターボート、カヌー、水上バイクおよびボートを除きます。
騒擾およびこれに類似の集団行動	群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穡が害されるかまたは被害を生ずる状態であって、暴動に至らないものをいいます。
損害	この章における損害には、消防または避難に必要な処置によって保険の目的について生じた損害を含みます。
損害防止費用	損害の発生および拡大の防止のために支出した費用をいいます。
対象敷地内	対象建物の所在する敷地内をいいます。
対象事故	日本国内において保険期間中に発生した第1条（損害保険金を支払う場合）(1)のいずれかに該当する偶然な事故をいいます。
対象施設	記名被保険者が所有、使用または管理する業務用の施設をいいます。
対象建物	記名被保険者が所有または占有する業務用の建物（注）をいいます。 （注） 建物 一部を占有する建物を含みます。
建物	屋根を有する土地に定着した建造物であって、人が立ち入る用途のものをいいます。ただし、アーケード、坑道、洞窟等を除きます。なお、建物の所有者が所有する業務用の畠、建具その他これらに類する物および電気、ガス、暖房、冷房設備その他の付属設備は、特別の約定がないかぎり、建物に含まれるものとします。
他の保険契約等	この条項における保険の目的と同一のものについて締結された第1条（損害保険金を支払う場合）の損害を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。
電気的事故または機械的事故	偶然かつ外來の事故に起因しない電気の作用または機械の稼動に伴って発生した保険の目的の電気的または機械的事故のうち、不測かつ突発的に発生したものをおいいます。
盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。
土砂崩れ	崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。

日本国	領土、領空および領海等の地理的な日本国をいいます。
野積み	保険の目的を建物外に積むことをいいます。
破裂または爆発	気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
風災	台風、旋風、竜巻、暴風等の風災をいい、洪水、高潮等を除きます。
暴動	群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穡が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
法令等	建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）等の各種法令および公的機関からの通達等をいいます。
保険価額	損害が生じた地および時ににおける保険の目的の価額をいいます。
保険金	損害保険金、通貨等盗難損害保険金および物損害事故付隨費用保険金をいいます。
保険の目的の価額	再調達価額から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額（注）を差し引いた額をいいます。ただし、商品・製品等は、仕入価額または原価等のその保険の目的の性質または状況に応じた価額とし、貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品は、その保険の目的と同等と認められる物の市場流通価額をいいます。 （注） 減価額 保険の目的の種類ごとに、次の額を限度とします。 ア. 設備、装置または機械 稼働しているものは再調達価額の70%に相当する額を限度とし、これに該当しないものは保守管理の状況および使用による消耗または経過年数等に応じて再調達価額の90%に相当する額を限度とします。ただし、消耗品等、一定の期間ごとに使用または経過に伴う交換が必要なものは、再調達価額の90%に相当する額を限度とします。 イ. アに規定する以外のもの 日常生活または業務に使用できる状態のものは再調達価額の50%に相当する額を限度とし、これに該当しないものは使用による消耗または経過年数等に応じて再調達価額の90%に相当する額を限度とします。ただし、消耗品等、一定の期間ごとに使用または経過に伴う交換が必要なものは、再調達価額の90%に相当する額を限度とします。
物損害事故付隨費用	損害保険金が支払われる場合において、対象事故に直接起因して発生する第2条（費用保険金を支払う場合）に該当する費用のうち、当会社が妥当と認めた費用をいいます。
役員	理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
輸送中	輸送（注1）のために輸送区間の始点より搬出された時から、通常の輸送過程（注2）を経て、輸送区間の終点へ搬入される時までの間をいいます。ただし、建物内収容の状態を除きます。 （注1） 輸送 展示または巡回販売に付随する輸送を含みます。 （注2） 通常の輸送過程 輸送途上における積み替えのための一時保管を含みます。

第1条（損害保険金を支払う場合）

(1) 当会社は、この章および第5章基本条項に定めるところに従い、対象事故によって保険の目的について生じた損害に対して、損害保険金を支払います。

対象事故	保険の目的および所在地	建物内						建物外					
		（注1）		輸送中・ 一時持ち 出し中		左記以外		（注2）		輸送中・ 一時持ち 出し中		左記以外	
商品 等 製 品	設 備 等 付 添 品	設 備 等 付 添 品	商品 等 製 品										
① 火災、落雷、破裂または爆発	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
② 風災・雹災または雪災	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
③ 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触。ただし、雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れまたは②もしくは⑦の事故を除きます。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
④ 給排水設備に生じた事故または記名被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ。ただし、②または⑦の事故を除きます。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑤ 騒擾およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑥ 盗難	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑦ 水災	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑧ 電気的事故または機械的事故	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑨ 上記①から⑧以外の不測かつ突発的な事故	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※上表中、「○」があるのは①から⑨までのいずれかの対象事故によってその保険の目的に生じた損害に対して保険金を支払うことを表しています。

- (2) 当会社は、第6条（保険の目的の範囲）(3)(6)の規定にかかわらず、対象施設内に収容中、輸送中または一時持ち出し中の状態にある記名被保険者の業務用の通貨もしくは預貯金証書等（注2）または記名被保険者が所有する自動販売機内に収容されている通貨（注3）の盗難によって損害が生じた場合は、その損害に対して、この章および第5章基本条項の規定に従い、通貨等盗難損害保険金を支払います。ただし、預貯金証書の盗難による損害については、次の事実がいずれもあったことを条件とします。
- ① 保険契約者または記名被保険者が、盗難を知った後直ちに預貯金先あてに被害の届出をしたこと。
 - ② 盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出されたこと。
- (3) (2)の通貨もしくは預貯金証書等のうち、手形または小切手に盗難事故が発生した場合には、記名被保険者は直ちに次の措置をとらなければなりません。
- ① 振出人または引受け人および取引金融機関に対して盗難事故発生の通知を行い、かつ、事故手形または小切手の支払の停止を依頼すること。
 - ② 公示催告の申し立てを行い、かつ、所定の時期に除権決定の申し立てをすること。
 - ③ 警察署等に届け、盗難事故に関する証明書を取り付けること。
 - ④ その他当会社の要求した手続を行うこと。
- (4) 当会社は、(3)(2)の公示催告手続に要する費用を損害の額の一部として通貨等盗難損害保険金を支払います。
- (5) 当会社は、手形または小切手に盗難事故が発生した場合は、次の損害に対しては、通貨等盗難損害保険金を支払いません。
- ① 手形または小切手の不渡損害および支払拒絶による損害
 - ② 一切の金利損害
 - ③ 原因または時期を問わず、価値の下落損害
- (6) 記名被保険者が正当な理由なく(3)の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて通貨等盗難損害保険金の額を支払います。
- (7) 手形または小切手に盗難事故が発生した場合に当会社が通貨等盗難損害保険金を支払う時期は、(3)(2)の除権決定手続終了日または満期日のいずれか遅い日以降とします。
- (注1) 建物内**
対象建物以外の建物内を含みます。
- (注2) 通貨もしくは預貯金証書**
通貨には、第6条（保険の目的の範囲）(3)の規定にかかわらず、第三者より売上金として收受した手形、小切手または商品券、および商品である印紙、切手、ブリペイドカードまたは商品券を含むものとします。
また、預貯金証書とは、預貯金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引き出し用の現金自動支払機用カードを含みます。
- (注3) 記名被保険者が所有する自動販売機内に収容されている通貨**
対象建物内に設置された自動販売機に収容されている通貨に限ります。
- 第2条（費用保険金を支払う場合）**
当会社は、損害保険金が支払われる場合において、対象事故に直接起因して発生する物損害事故付随費用に対し、この章および第5章基本条項の規定に従い、物損害事故付随費用保険金を支払います。
- ① 残存物取片づけ費用**
残存物取片づけ費用とは、損害を受けた保険の目的の残存物の取片づけに必要な取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。
- ② 修理付帯費用**
修理付帯費用とは、保険の目的に損害が生じた結果、その保険の目的の復旧にあたり必要な次のいずれかに該当する費用をいいます。
ア. 損害が生じた保険の目的を復旧するために要するその損害の原因の調査費用（注1）
イ. 保険の目的に生じた損害の範囲を確定するために要する調査費用（注1）。ただし、保険の目的に損害が生じた時からその保険の目的の損害復旧期間（注2）を超える期間に対応する費用を除きます。
ウ. 損害が生じた保険の目的である設備または装置を再稼働するために要する保険の目的の点検費用、調整費用または試運転費用。ただし、副資材または触媒の費用を除きます。
エ. 損害が生じた保険の目的の仮修理の費用。ただし、本修理の一部をなすと認められる部分の費用および仮修理のために取得した物の保険の目的の復旧完了における価額を除きます。
オ. 損害が生じた保険の目的の代替として使用する物の賃借費用（注3）。ただし、損害が生じた保険の目的をその地において借用する場合に要する賃借費用（注3）を超えるものを除きます。
カ. 損害が生じた保険の目的の代替として使用する仮設物の設置費用（注4）および撤去費用ならびにこれに付随する土地の賃借費用（注3）
キ. 損害が生じた保険の目的を迅速に復旧するための工事に伴う残業勤務、深夜勤務または休日勤務に対する割増賃金の費用
- ③ 法令変更対応費用**
法令変更対応費用とは、保険の目的に損害が生じた結果、その保険の目的を復旧するにあたって、法令等により、罹災直前の状態に復旧することが不可能な場合における次のいずれかの費用をいいます。
ア. 法令等の変更に伴い、復旧のために必要となった追加費用
イ. 法令等の変更に伴い、その事故が発生していない保険の目的の取りこわし、修理、変更を行った費用
- ④ 工工対策費用**
工工対策費用とは、保険の目的に損害が生じた結果、その保険の目的を復旧するにあたって、当会社が環境に資すると認めた製品に買い換える場合、もしくはそれを使用して修繕する場合の追加費用（注5）をいいます。
- (注1) 調査費用**
記名被保険者の役員または使用人にかかる人件費を除きます。
- (注2) 損害復旧期間**
保険の目的を損害発生直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間を超えないものとします。
- (注3) 賃借費用**
敷金その他賃借契約終了時に返還されるべき一時金および損害復旧期間（注2）を超える期間に応する費用を除きます。
- (注4) 仮設物の設置費用**
保険の目的の復旧完了における仮設物の価額を除きます。
- (注5) 追加費用**
復旧のために要する費用から、罹災直前の状態に復旧するために通常要する費用を差し引いた額をいいます。
- 第3条（保険金を支払わない場合）**
- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者または記名被保険者（注1）の故意もしくは重大な過失または法令違反
 - ② ①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（注2）の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については、保険金を支払います。
 - ③ 次のいずれかに該当する物について第1条（損害保険金を支払う場合）(1)(2)の事故により生じた損害
- ア. ゴルフネット（注3）ならびに仮設の建物およびこれに収容される設備・什器等および商品、製品等
- イ. 建築中の屋外設備・装置
- ウ. 栓橋・護岸およびこれらに取り付けられた設備・装置
- エ. 海上に所在する設備・装置
- ④ 対象建物外に設置された看板、自動販売機（注4）について生じた損害
- ⑤ 機械（注5）に収容されている記名被保険者の業務用の通貨または商品に生じた盗難による損害。ただし、機械（注5）と同時に損害を被った場合、または機械（注5）本体に明らかな外部からの盗難の形跡がある場合については、保険金を支払います。**
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害等に対しては、保険金を支払いません。
- ① 戰争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③ 核燃料物質（注6）もしくは核燃料物質（注6）によって汚染された物（注7）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ④ ①から③までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑤ ③以外の放射線照射または放射能汚染
- (注1) 保険契約者または記名被保険者**
これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
- (注2) その者**
その者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関とします。
- (注3) ゴルフネット**
ポールを含みます。
- (注4) 自動販売機**
収容されている商品を含みます。
- (注5) 機械**
自動販売機、コインゲーム機、両替機等をいいます。
- (注6) 核燃料物質**
使用済燃料を含みます。
- (注7) 核燃料物質によって汚染された物**
原子核分裂生成物を含みます。
- 第4条（保険金を支払わない場合－電気的事故または機械的事故、不測かつ突発的な事故）**
- 当会社は、第1条（損害保険金を支払う場合）(1)(6)または(9)の事故によって保険の目的に生じた損害のうち、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険の目的の欠陥によって生じた損害。ただし、保険契約者、記名被保険者またはこれらの人々に代わって保険の目的を使用もしくは管理する者が、相当の注意をもつても発見できなかつた欠陥によって生じた損害については、保険金を支払います。
 - ② 保険の目的の自然の消耗または劣化（注1）もしくは保険の目的の性質によるさび、かび、変質、変色、蒸れ、腐敗、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害またはねずみ食い、虫食いその他類似の事由に起因してその部分に生じた損害
 - ③ 差押え、収用、徵發、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害については、保険金を支払います。
 - ④ 製造または加工（注2）されている間の保険の目的に生じた損害
 - ⑤ 保険の目的のうち管球類に生じた損害。ただし、保険の目的の他の部分と同時に損害を被った場合については、保険金を支払います。
 - ⑥ 保険の目的の平常の使用または管理において通常生じ得るさび傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であつて、保険の目的ごとに、その保険の目的が有する機能の喪失または低下を伴わない損害。ただし、これらの損害がこれら以外の損害と同時に発生した場合については、保険金を支払います。
 - ⑦ 訝欺または横領によって生じた損害
 - ⑧ 保険の目的の置忘れ、紛失または不注意による廃棄によって生じた損害
 - ⑨ 機械（注3）の故障または変調もしくは乱調に起因または随伴して、それらに収容されている記名被保険者の業務用の通貨または商品が規定額または規定量以上に出ることによって生じた損害
 - ⑩ 保険の目的である楽器に生じた次のいずれかの損害
- ア. 級（注4）の切断または打楽器の打皮の破損。ただし、保険の目的の他の部分と同時に損害を被った場合については、保険金を支払います。
- イ. 音色または音質の変化
- ⑪ 保険の目的が液体、粉体、氣体等の流動体である場合における、保険の目的の汚染、異物の混入、純度の低下、変質、固化化、化学変化、品質低下、目減りおよび分離・復元が不可能もしくは困難となる等の損害
- ⑫ 保険契約時に亀裂その他の欠陥があったガラスに生じた損害および取付上の欠陥によって取付けた日からその日を含めて7日以内に生じたガラスの損害
- ⑬ 保険契約者、記名被保険者または保険金を受け取るべき者の業務に従事中の使用人の故意による損害
- ⑭ 記名被保険者または記名被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為による損害
- ⑮ 土地の沈下^{じんげ}隆起、移動その他これらに類似の地盤変動によって生じた損害
- ⑯ 風、雨、雪、雹もしくは砂塵の吹込みまたはこれらのものの漏入によって生じた損害。ただし、建物の外側の部分（注5）が第1条（損害保険金を支払う場合）(1)(2)の対象事故によって破損し、その破損部分から建物の内部に吹き込むことによって生じた損害については、保険金を支払います。
- ⑰ テープ、カード、ディスク、ドラム等の記録媒体に記録されているプログラム、データその他のこれらに類似のものに生じた損害
- (注1) 保険の目的の自然の消耗または劣化**
保険の目的が機械、設備または装置である場合は、日常の使用もしくは運転に伴う摩滅、消耗、劣化またはボイラースケールを含みます。
- (注2) 加工**
保険の目的に対する修理、清掃、解体、据付、組立、点検、検査、試験または調整等の作業を除きます。
- (注3) 機械**
自動販売機、コインゲーム機、両替機等をいいます。
- (注4) 組**
ピアノ線を含みます。
- (注5) 建物の外側の部分**
外壁、屋根、開口部等をいいます。
- 第5条（保険金を支払わない場合－商品・製品等）**
- 当会社は、保険の目的である商品・製品等について生じた損害のうち、次のいずれかの損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 冷凍・冷蔵装置または設備の破壊・変調もしくは機能停止に起因する温度変化によって生じた損害
 - ② 万引きその他対象施設に不法に侵入しなかつた者によりなされた盗取によって生じた損害。ただし、暴力行為を伴う場合については、保険金を支払います。
 - ③ 検品、棚卸しの際に発見された数量の不足による損害。ただし、不法に侵入した第三者によりなされた盗取により生じた損害については、保険金を支払います。
 - ④ 保険の目的の受け渡しの過誤等、事務的・会計的な間違いによる損害
 - ⑤ 電力の停止または異常な供給により、保険の目的のうち商品・製品等のみに生じた損害
- 第6条（保険の目的の範囲）**
- (1) この章における保険の目的は、記名被保険者が所有するすべての業務用の設備・什器等および商品・製品等とします。
- (2) 記名被保険者が対象建物の所有者でない場合には、次の物のうち、記名被保険者の所有するものは、特別の約定がないかぎり、保険の目的に含まれます。

- ① 対象施設内で記名被保険者が所有する業務用の畳、建具その他これらに類する物
 ② 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したもの
 ③ 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したもの
 (3) (1)の規定にかかわらず、次の財物は、保険の目的に含まれません。

- ① 自動車
- ② 原動機付自転車
- ③ 船舶
- ④ 航空機
- ⑤ 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
- ⑥ 通貨、預貯金証券、有価証券、印紙、切手その他これらに類する財物
- ⑦ 稿本、設計書、図案、雑型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する財物
- ⑧ 動物、植物
- ⑨ 建設機械等

第7条 (損害額の決定)

- (1) 当会社が、第1条 (損害保険金を支払う場合) (1)の損害保険金として支払うべき損害の額は、その保険の目的の種類に応じて次のとおりとします。
 ① 保険の目的が商品・製品等または貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品である場合
 損害保険額によって定めます。
 ② 保険の目的が①以外の物である場合
 再調達額によって定めます。

(2) (1)の規定にかかわらず、保険の目的の損傷を修理することができる場合においては、その保険の目的の種類に応じて次のとおり算出した額を損害の額とします。

- ① 保険の目的が商品・製品等または貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品である場合
 損傷を受けた保険の目的の保険保険額を限度とし、次の算式によって算出した額を損害の額とします。

$$\text{修理費} - \frac{\text{修理によって保険の目的の価額が増加した場合は、その増加額}}{\text{修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額}} = \text{損害の額}$$

- ② 保険の目的が①以外の物である場合
 損傷を受けた保険の目的の再調達額を限度とし、次の算式によって算出した額を損害の額とします。

$$\text{修理費} - \frac{\text{修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額}}{\text{修理費}} = \text{損害の額}$$

- (3) 保険の目的が1組または1対の物からなる場合において、その一部に損害が生じたときは、当会社は、その損害が保険の目的全体の価値に及ぼす影響を考慮して、損害保険金として支払うべき損害の額を定めます。

(4) 格落ち損害は損害の額に含めません。

- (5) 第5章基本条項第17条 (事故等発生時の義務) (1)の規定により、損害等の発生および拡大の防止のために、保険契約または記名被保険者が必要または有益な費用を支出したときは、この保険契約に適用される普通保険約款または特約の規定により保険金が支払われないとき (注3) を除き、当会社は、これを損害の額に含めます。

(注1) 修理費

損害が生じた地および時ににおいて、損害が生じた保険の目的を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、保険の目的の復旧に際して、当会社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。

(注2) 修理によって保険の目的の価額が増加した場合は、その増加額

保険の目的の種類ごとに、次の額を限度とします。なお、これらの限度は、その損害が生じた物ごとにそれぞれ適用します。

- ① 設備、装置または機械

稼働しているものは再調達額の70%に相当する額を限度とし、これに該当しないものは保守管理の状況および使用による消耗または経年数等に応じて再調達額の90%に相当する額を限度とします。ただし、消耗品等、一定の期間ごとに使用または経過に伴う交換が必要なものは、再調達額の90%に相当する額を限度とします。

- ② ①に規定する以外のもの

日常生活または業務に使用できる状態のものは再調達額の50%に相当する額を限度とし、これに該当しないものは使用による消耗または経年数等に応じて再調達額の90%に相当する額を限度とします。ただし、消耗品等、一定の期間ごとに使用または経過に伴う交換が必要なものは、再調達額の90%に相当する額を限度とします。

(注3) 保険金が支払われないとき

免責金額を差し引くことにより保険金が支払われない場合を除きます。

第8条 (保険金の支払額および支払限度額)

- (1) 当会社は、1回の事故につき、別表1の支払限度額を限度とし、前条の規定による損害の額から保険証券記載の免責金額を差し引いた額を損害保険金として支払います。ただし、第1条 (損害保険金を支払う場合) (1)から(6)までに掲げる事故に起因して生じた損害に対しては免責金額を差し引きません。

- (2) 当会社は、1回の事故につき、別表1の支払限度額を限度として、第1条 (損害保険金を支払う場合) (2)に規定する損害に対して通貨等盗難損害保険金を支払います。

- (3) 当会社は、1回の事故につき、別表1の支払限度額を限度として、第2条 (費用保険金を支払う場合) に規定する物損害事故付随費用に対して、物損害事故付隨費用保険金を支払います。

第9条 (保険金支払後の保険契約)

当会社が、この物損害担保条項により保険金を支払った場合においても、この物損害担保条項の支払限度額は、減額されません。

第10条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- (1) 他の保険契約等がある場合において、それとの保険契約または共済契約につき支払責任額の合計額が、保険金の種類ごとに支払限度額 (注1) を超えるときは、当会社は、次のいずれかに定める額を保険金として支払います。

区分	保険金の支払額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この章の支払責任額
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	支払限度額 (注1) から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この章の支払責任額を限度とします。

- (2) 保険の目的 (注2) について再調達額を基準として算出した損害の額に基づき保険金を支払う旨の約定がない他の保険契約等がある場合には、当会社は、(1)の規定にかかわらず、次の算式によって算出した額を損害保険金として支払います。ただし、この章における支払責任額を限度とします。

$$\text{損害の額} - \frac{\text{他の保険契約等によって支払われるべき損害保険金または共済金の額}}{\text{損害保険金の額}} = \text{損害保険金の額}$$

(3) 損害が2種類以上の事故によって生じた場合は、同種の事故による損害について、(1)または(2)の規定をおののの別に適用します。

(注1) 支払限度額

下表の支払限度額をいいます。

	保険金の種類	支払限度額
1	第1条 (損害保険金を支払う場合) (1)の損害保険金	損害の額から第8条 (保険金の支払額および支払限度額) (1)に定める免責金額 (注3) を差し引いた額
2	第1条(2)の通貨等盗難損害保険金	100万円 (他の保険契約等に、支払限度額が100万円を超えるものがある場合は、これらの支払限度額のうち、最も高い額)
3	第2条 (費用保険金を支払う場合) の物損害事故付隨費用保険金	保険証券記載の物損害事故付隨費用保険金額 (他の保険契約等に、支払限度額が保険証券記載の物損害事故付隨費用保険金額を超えるものがある場合は、これらの支払限度額のうち、最も高い額)

(注2) 保険の目的

第7条 (損害額の決定) (1)に記載の保険の目的を除きます。

(注3) 免責金額

他の保険契約等にこの保険契約の免責金額より低いものがある場合は、これらの免責金額のうち最も低い額とします。

第11条 (残存物および盗難品の帰属)

- (1) 当会社が第1条 (損害保険金を支払う場合) (1)の損害保険金を支払った場合でも、保険の目的の残存物について記名被保険者が有する所有権その他の物権は、当会社がこれを取得する旨の意思を表示しないかぎり、当会社に移転しません。

- (2) 保険の目的が盗取された場合に、当会社が第1条 (損害保険金を支払う場合) (1)の損害保険金を支払ったときは、当会社は、支払った保険金の額の保険保険額に対する割合によって、その盗取された保険の目的について記名被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。

第12条 (保険金支払後に盗難品が回収された場合の措置)

前条の規定に従い、当会社が所有権その他の物件を取得した場合において、盗取された保険の目的について、当会社が第1条 (損害保険金を支払う場合) (1)の損害保険金を支払った日の翌日から起算して1年内に、その保険の目的またはその一部が回収されたときは、記名被保険者は、保険金に相当する額を当会社に支払って、その返還を受けることができます。この場合において、記名被保険者は、回収されるまでの間にその保険の目的に生じた損傷または汚損による損害に対して損害保険金を請求することができます。

第2章 休業損失等担保条項

<用語の定義 (五十音順) >

この条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
異常事態	警察その他の行政機関による立入禁止、避難命令その他の処置を伴う犯罪、事件等をいいます。
一時持ち出し中	記名被保険者の業務の目的に従って、対象施設より一時的に持ち出され、使用または管理されている状態をいい、野積みおよび建物内収容の状態を除きます。
溢水	水が溢れることをいいます。
営業継続費用	事故発生直前12か月のうち、復旧期間に応答する期間の売上高に相当する額の減少の発生および拡大を防止するために復旧期間内に生じた追加費用 (注) をいい、同期間に支出を免れた費用がある場合はその額を差し引いた額とします。ただし、次の費用は追加費用 (注) に含まないものとします。 <ul style="list-style-type: none"> ① 事故の有無にかかわらず、営業を継続するために支出を要する費用 ② 第1条 (保険金を支払う場合) (1)の事故により損害を受けた財物を損害発生直前の状態に復旧するために要する一切の費用。ただし、この費用のうち、復旧期間を短縮するために復旧期間内に生じた必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える部分は、それによって軽減できた追加費用 (注) の額を限度として、追加費用 (注) に含めるものとします。 ③ 一時使用のために取得した物件の復旧期間終了時における時価部分 <ul style="list-style-type: none"> (注) 追加費用 必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える部分をいいます。
営業損失	売上高が営業費用を下回った場合の営業費用から売上高を差し引いた額をいいます。
営業費用	売上原価または製造原価、一般管理費、販売費等の営業に関する費用をいいます。
営業利益	売上高が営業費用を上回った場合の売上高から営業費用を差し引いた額をいいます。
仮設の建物	年間の使用期間が3か月以下の建物をいいます。
記名被保険者	保険証券の被保険者氏名欄に記載された者をいいます。
給排水設備	建物の機能を維持するために必要な給水、排水設備をいい、スプリンクラー設備・装置を含みます。
供給者等	商品・製品等の供給物を直接記名被保険者に供給する者または商品・製品等を直接記名被保険者より受け入れる者をいいます。
経常費	事故の有無にかかわらず、営業を継続するために支出を要するすべての費用をいいます。
骨董	希少価値または美術的価値のある古道具・古美術品その他これらに類するものをいいます。
財物	有体物をいい、データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物および

	び特許権、著作権、商標権等の財産権を含みません。
自動車	原動機を用いいいかフレールまたは架線によらないで運転する車またはこれにより牽引される車をいい、これに付属する機械または装置を含み、原動機付自転車および身体障害者用の車いすを除きます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
収益減少額	標準売上高からてん補期間中の売上高を差し引いた額をいいます。
収益減少防止費用	標準売上高に相当する額の減少の発生および拡大を防止するためにてん補期間内に生じた必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える額をいいます。ただし、第1章物損害担保条項第7条（損害額の決定）(5)に規定する損害防止費用は含みません。
商品・製品等	商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。
商品流通管理システムの中止	不測かつ突発的な事由に起因して、商品流通管理システムの機能が停止、中断または阻害されることをいいます。
水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ、落石等によって生じた事故をいいます。
雪災	豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による雪崩をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。
設備・什器等	設備、装置、機械、器具、工具、什器または備品をいいます。
船舶	船舟類をいい、ヨット、モーターボート、カヌー、水上バイクおよびボートを除きます。
喪失利益	事故が生じた結果、営業が休止または阻害されたために生じた損失のうち、経常費および事故がなかったならば計上することができた営業利益の額をいいます。
騒擾およびこれに類似の集団行動	群衆または多数者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穀が害されるかまたは被害を生ずる状態であって、第2条（保険金を支払わない場合）(2)①の暴動に至らないものをいいます。
損失	喪失利益および収益減少防止費用をいいます。
損失等	損失および営業継続費用をいいます。
対象敷地内	対象建物の所在する敷地内（注）をいいます。 (注) 敷地内 囲いの有無を問わず、対象物件の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または記名被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
対象事故	日本国内において保険期間中に発生した第1条（保険金を支払う場合）(1)①から⑨までのいずれかに該当する偶然な事故をいいます。
対象施設	記名被保険者が所有、使用または管理する業務用の施設をいいます。
対象建物	記名被保険者が所有または占有する業務用の建物（注）をいいます。 (注) 建物 一部を占有する建物を含みます。
建物	屋根を有する土地に定着した建造物であって、人が立ち入る用途のものをいいます。ただし、アーケード、坑道、洞窟等を除きます。なお、建物の所有者が所有する業務用の臺、建具その他これらに類する物および電気、ガス、暖房、冷房設備その他の付属設備は、建物に含まれるものとします。
建物等	建物ならびに門、堀および垣をいいます。
他の保険契約等	この章における対象敷地内に所在する記名被保険者所有の建物または建物以外のものについて締結された第1条（保険金を支払う場合）の損失等を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。
電気的事故または機械的事故	偶然かつ外来の事故に起因しない電気の作用または機械の稼動に伴って発生した保険の目的の電気的または機械的事故のうち、不測かつ突発的に発生したものをいいます。
てん補期間	休業損失保険金の支払の対象となる期間であって、特に定める場合を除き事故が発生した時に始まり、その事故の営業に対する影響が消滅した状態に営業収益が復した時もしくは営業収益が復したと認められる時のいずれか早い時に終ります。ただし、12か月を限度とします。
盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。
特定感染症	次に掲げる感染症をいいます。 ① イボラ出血熱 ② クリミア・コンゴ出血熱 ③ 痘そう ④ 南米出血熱 ⑤ ベスト ⑥ マールブルグ病 ⑦ ラッサ熱 ⑧ 急性灰白髄炎 ⑨ 結核 ⑩ ジフテリア ⑪ 重症急性呼吸器症候群（S A R S） ⑫ 鳥インフルエンザ（注） ⑬ コレラ ⑭ 細菌性赤痢 ⑮ 腸管出血性大腸菌感染症 ⑯ 腸チフス ⑰ パラチフス

	（注）鳥インフルエンザ H 5 N 1型に限ります。
土砂崩れ	崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。
日本国	領土、領空および領海等の地理的な日本国をいいます。
野積み	対象物件を建物外に積むことをいいます。
破裂または爆発	気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
標準売上高	事故発生直前 12か月のうちてん補期間に応当する期間の売上高をいいます。
風災	台風、旋風、竜巻、暴風等の風災をいい、洪水、高潮等を除きます。
復旧期間	営業継続費用保険金の支払の対象となる期間であって、次のいずれかに該当する期間をいいます。ただし、いかなる場合も 12か月を超えないものとします。 ① 第1条（保険金を支払う場合）(1)①から⑨までのいずれかに該当する場合には、事故による損害を受けた時からそれを遅滞なく復旧した時まで。ただし、損害発生直前の状態に復旧するためには通常要すると認められる期間を超えないものとします。 ② 第1条(2)①に該当する場合には、漏水、放水または溢水の発生した時からその状態が終了し、対象施設の正常な利用が可能となった時まで。ただし、正常な利用が可能な状態となるために通常要すると認められる期間を超えないものとします。 ③ 第1条(2)②から④に該当する場合には、異常事態またはユーティリティ設備または商品流通管理システムの中止の発生した時からそれらの状態が終了した時まで ④ 第1条(2)⑤から⑦に該当する場合には、届出または措置が行われた時から事故の営業に対する影響が消滅した状態に売上高が復した時まで
暴動	群衆または多数者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穀が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
保険金	休業損失保険金および営業継続費用保険金をいいます。
役員	理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
ユーティリティ設備	対象建物と配管または配線により接続している次のいずれかに該当する事業者の占有する電気、ガス、熱、水道もしくは工業用水道の供給設備または電信・電話の供給・中継設備およびこれらに接続している配管または配線で次のいずれかに該当する事業者の占有する財物（注）をいいます。 ① 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）に定める電気事業者 ② ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）に定めるガス事業者 ③ 熱供給事業法（昭和 47 年法律第 88 号）に定める熱供給事業者 ④ 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）に定める水道事業者および水道用水供給事業者ならびに工業用水道事業法（昭和 33 年法律第 84 号）に定める工業用水道事業者 ⑤ 電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）に定める電気通信事業者 (注) 財物 日本国内に所在する財物に限ります。
ユーティリティの中止	不測かつ突発的な事由に起因してユーティリティ設備の機能が停止または阻害されたことにより、電気、ガス、熱もしくは水道の供給または電信・電話の中継が中断または阻害されることをいいます。
輸送中	輸送（注1）のために輸送区間の始点より搬出された時から、通常の輸送過程（注2）を経て、輸送区間の終点へ搬入される時までの間をいいます。ただし、建物内收容の状態を除きます。 (注1) 輸送 展示または巡回販売に付随する輸送を含みます。 (注2) 輸送過程 輸送途上における積み替えのための一時保管を含みます。
利益率	直近の会計年度（1か年間）において、次の算式により得られた割合をいいます。 $\text{利益率} = \frac{\text{営業利益} + \text{経常費}}{\text{売上高}}$ ただし、同期間中に営業損失が生じた場合は、次の算式により得られた割合とします。 $\text{利益率} = \frac{\text{経常費} - \text{営業損失}}{\text{売上高}}$

第1条（保険金を支払う場合）

(1) 当会社は、この章および第5章基本条項に定めるところに従い、対象事故によって第3条（対象物件の範囲）(1)の対象物件が損害を受けた結果、記名被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた損失等に対して、保険金を支払います。

対象事故	対象物件および所在地 (1)第(2)3 か条 から (5)対 象 物 件 の 範 囲	建物内 (注)	建物外					
			輸送中・ 一時持ち 出し中			左記以外		
商品 ・等 の 範 囲	設 備 ・等 の 範 囲	設 備 ・等 の 範 囲	商品 ・等 の 範 囲	設 備 ・等 の 範 囲	商品 ・等 の 範 囲	設 備 ・等 の 範 囲	商品 ・等 の 範 囲	商品 ・等 の 範 囲
① 火災、落雷、破裂または爆発	○	○	○	○	○	○	○	○
② 風災・雹災または雪災	○	○	○	○	○	○	○	○
③ 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触。	○	○	○	○	○	○	○	○

	ただし、雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙 その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れまたは②もしくは⑦の事故を除きます。				
④	給排水設備に生じた事故または記名被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ。 ただし、②または⑦の事故を除きます。	◎	◎	◎	◎
⑤	騒擾およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為	◎	◎	◎	◎
⑥	盗難	◎	◎	◎	◎
⑦	水災	○	○	○	
⑧	電気の事故または機械的事故	○	○	○	○
⑨	①から⑧以外の不測かつ突発的な事故	○	○	○	○

※上表中「○」「〇」とあるのは対象事故によってその対象物件が損害を受けた結果生じた損失等に対して保険金を支払うことを表しています。ただし「〇」とある部分については、第4条(保険金の支払額)①の規定により、その事故の発生した時を含む日の午前零時から24時間経過した時までの損失の額を差し引いて保険金を支払います。

(2) 当会社は、(1)に規定する場合のほか、この章および第5章基本条項の規定に従い、日本国内において保険期間中に発生した次に掲げる事由により記名被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた損失等に対して、保険金を支払います。ただし、⑤から⑦までの事由により記名被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた営業継続費用を除きます。

- ① 対象敷地内または対象敷地内に隣接する建物もしくは対象敷地内に面する部分の道路において生じた漏水、放水または溢水
- ② 対象敷地内または対象敷地内に隣接する建物もしくは対象敷地内に面する部分の道路における異常事態
- ③ ユーティリティの中断
- ④ 商品流通管理システムの中断
- ⑤ 対象施設における食中毒の発生または対象施設において製造・販売もしくは提供した食品に起因する食中毒の発生。ただし、食品衛生法(昭和22年法律第233号)の規定に基づき所轄保健所長に届出のあったものに限ります。
- ⑥ 対象施設における特定感染症の発生。ただし、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定に基づき所轄保健所長に届出のあったものに限ります。
- ⑦ 対象施設が食中毒または特定感染症の原因となる病原体に汚染された疑いがある場合における保健所その他の行政機関による対象施設の消毒その他の措置

(注) 建物内

対象建物以外の建物内を含みます。

第2条 (保険金を支払わない場合)

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損失等に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者または記名被保険者(注1)の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ② ①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者またはその者の法定代理人(注2)の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については、保険金を支払います。
- ③ 国または公共機関による法令等の規制。ただし、前条(2)⑤から⑦までの事由による損失については、保険金を支払います。
- ④ 対象物件およびユーティリティ設備の復旧または営業の継続に対する妨害
- ⑤ 差押え、収用、徵發、没収、破壊等または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置としてなされた場合については、保険金を支払います。
- ⑥ 供給者等の倒産またはこれに準ずる事態

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損失等に対しては、保険金を支払いません。

- ① 戰争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ③ 核燃料物質(注3)もしくは核燃料物質(注3)によって汚染された物(注4)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ④ ①から③までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑤ ③以外の放射線照射または放射能汚染

(3) 当会社は、対象物件が次のいずれかの損害を受けた結果生じた前条(1)の損失等に対しては、保険金を支払いません。

- ① 次のいずれかの物について前条(1)②の事故により生じた損害 じゅう
- ア. ゴルフネット(注5)ならびに仮設の建物およびこれに収容される設備・什器等および商品・製品等
- イ. 建築中の屋外設備・装置
- ウ. 桟橋、護岸およびこれらに取り付けられた設備装置ならびに海上に所在する設備装置

- ② 対象建物外に設置された看板、自動販売機(注6)について生じた損害
- ③ 機械(注7)に収容されている記名被保険者の業務用の通貨または商品に生じた盗難による損害。ただし、機械(注7)と同時に損害を被った場合、または機械(注7)本体に明らかな外部からの盗難の形跡がある場合については、保険金を支払います。

(4) 当会社は、前条(1)⑧または⑨の事故によって生じた損害のうち、対象物件が次のいずれかに該当する損害を受けた結果生じた同条(1)の損失等に対しては、保険金を支払いません。

- ① 対象物件の欠陥によって生じた損害。ただし、保険契約者、記名被保険者またはこれらの者に代わって使用もしくは管理する者が、相当の注意をもってしても発見できなかつた欠陥によって生じた損害については、保険金を支払います。
- ② 対象物件の自然の消耗または劣化(注8)もしくは対象物件の性質によるさび、かび、変質、変色、蒸れ、腐敗、腐食、浸食、キヤビテーション、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害またはねずみ食い、虫食いその他類似の事由に起因してその部分に生じた損害

- ③ 製造または加工(注9)されている間の対象物件に生じた損害
- ④ 対象物件のうち管球類に生じた損害。ただし、対象物件の他の部分と同時に損害を被った場合については、保険金を支払います。

- ⑤ 対象物件の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、対象物件ごとに、その対象物件が有する機能の喪失または低下を伴わない損害。ただし、これらの損害がこれら以外の損害と同時に発生した場合については、保険金を支払います。

- ⑥ 詐欺または横領によって生じた損害
- ⑦ 対象物件の置忘れ、紛失または不注意による廃棄によって生じた損害
- ⑧ 機械(注7)の故障または変調もしくは乱調に起因または隨伴して、それらに収容されている記名被保険者の業務用の通貨または商品が規定額または規定量以上に出ることによって生じた損害

- ⑨ 対象物件である楽器に生じた次のいずれかの損害

げん

- ア. 級(注10)の切断または打楽器の打皮の破損。ただし、対象物件の他の部分と同時に損害を被った場合については、保険金を支払います。
- イ. 音色または音質の変化
- ⑩ 対象物件が液体、粉体、気体等の流動体である場合における、対象物件の汚染、異物の混入、純度の低下、変質、固形化、化学変化、品質低下、目減りおよび分離・復元が不可能もしくは困難となる等の損害
 - ⑪ 保険契約時に亀裂その他の欠陥があったガラスに生じた損害および取付上の欠陥によって取付けた日からその日を含めて7日以内に生じたガラスの損害
 - ⑫ 保険契約者、記名被保険者または保険金を受け取るべき者の業務に従事中の使用人の故意による損害
 - ⑬ 記名被保険者または記名被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為による損害
 - ⑭ 土地の沈下、隆起、移動その他これらに類似の地盤変動によって生じた損害
 - ⑮ 風、雨、雪、雹もしくは砂塵の吹込みまたはこれらのものの漏入によって生じた損害。ただし、建物の外側の部分(注11)が第1条(保険金を支払う場合)(1)②の対象事故によって破損し、その破損部分から建物の内部に吹き込むことによって生じた損害については、保険金を支払います。
 - ⑯ テープ、カード、ディスク、ドラム等の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに準じるものに生じた損害
 - (5) 当会社は、対象物件である記名被保険者が所有する商品・製品等が次のいずれかの損害を受けた結果生じた前条(1)の損失等に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 冷凍・冷蔵装置または設備の破壊・変調もしくは機能停止に起因する温度変化によって生じた損害
 - ② 万引きその他対象施設に不法に侵入しなかった者によりなされた盗取によって生じた損害。ただし、暴力行為に伴う場合については、保険金を支払います。
 - ③ 検品、棚卸しの際に発見された数量の不足による損害。ただし、不法に侵入した第三者によりなされた盗取により生じた損害については、保険金を支払います。
 - ④ 対象物件の受け渡しの過誤等、事務的・会計的な間違による損害
 - ⑤ 電力の停止または異常な供給により、対象物件のうち商品・製品等のみに生じた損害
 - (6) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた前条(1)の事由による損失等に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 土地の沈下、隆起、移動その他これらに類似の地盤変動
 - ② 屋根、扉、戸、窓、通風口等からの雨または雪等の吹き込み
 - ③ 保険契約者の使用者または記名被保険者の使用者の故意
 - ④ 修理、清掃等の作業における作業上の過失または技術の拙劣
 - (7) 当会社は、保険契約者の使用者または記名被保険者の使用者の故意によって生じた前条(2)②の事由による損失等に対しては、保険金を支払いません。
 - (8) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた前条(2)③または④の事由による損失等に対しては、保険金を支払いません。ただし、同条(1)①から⑥までの事故によりユーティリティ設備または商品流通管理システムが損害を受けた結果生じた損失等については、保険金を支払います。
 - ① ユーティリティ設備または商品流通管理システムの能力を超える利用または他の利用者による利用の優先
 - ② 貸貸借契約等の契約または各種の免許の失効、解除または中断
 - ③ 労働争議
 - ④ 脅迫行為
 - ⑤ 水源の汚染、渇水または水不足
 - (9) 当会社は、脅迫または恐喝等の目的をもって行われる記名被保険者の営業に対する妨害行為によって生じた前条(2)⑤から⑦までの事由により生じた損失に対しては、保険金を支払いません。

(注1) 保険契約者または記名被保険者

これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。

(注2) その者の法定代理人

その者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関とします。

(注3) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注4) 核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

(注5) ゴルフネット

ポールを含みます。

(注6) 自動販売機

収容されている商品を含みます。

(注7) 機械

自動販売機、コインゲーム機、両替機等をいいます。

(注8) 対象物件の自然の消耗または劣化

対象物件が機械、設備または装置である場合は、日常の使用もしくは運転に伴う摩滅、消耗、劣化またはボイラースケールを含みます。

(注9) 製造または加工

修理を除きます。

(注10) 級

ピアノ線を含みます。

(注11) 建物の外側の部分

外壁、屋根、開口部等をいいます。

第3条 (対象物件の範囲)

(1) この章における対象物件は、次のものとします。 じゅう

- ① 記名被保険者が所有するすべての業務用の設備・什器等および商品・製品等
- ② 対象物件および対象敷地内にある記名被保険者の占有する財物。ただし、①の財物を除きます。
- ③ 対象敷地内に隣接するアーケードまたはそのアーケードに面する建物等
- ④ 対象敷地内へ通じる袋小路およびそれに面する建物等
- ⑤ 供給者等の日本国内で占有する財物
- (2) (1)の規定にかかるらず、(1)①および②の財物のうち、次の財物は対象物件に含まれません。

 - ① 自動車
 - ② 原動機付自転車
 - ③ 船舶
 - ④ 航空機
 - ⑤ 貢金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
 - ⑥ 通貨、預貯金証券、有価証券、印紙、切手その他これらに類する財物
 - ⑦ 稿本、設計書、図案、雛型、鑄型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する財物
 - ⑧ 動物、植物

第4条 (保険金の支払額)

当会社は、次の①または②に従って算出した額の合計額を支払います。

- ① 休業損失金については、次の算式により得られた額。ただし、1回の事故につき、保険証券記載の休業損失等担保条項の保険金額を限度とします。

$$\text{収益減少額} \times \text{利率} + \text{収益減少防止費用} - \boxed{\text{てん補期間中に支出を免れた経常費}}$$

第1条（保険金を支払う場合） (1)②および⑦から⑨の事故による損失または同条(2)①から⑦までの事由により生じた損失のうち、その事故の発生した時を含む日の午前零時から24時間を経過した時までの損失額	休業損失保険金
---	----------------

ただし、上記算式中の収益減少防止費用については、その費用の支出によって減少を免れた売上高に利益率を乗じて得られた額を限度とします。

② 営業継続費用保険金については、営業継続費用の額。ただし、1回の事故につき、保険証券記載の営業継続費用保険金額を限度とします。

第5条（営業収益および利益率の調整）

営業につき次のいずれかに該当する特殊な事情がある場合は、当会社は、損失の査定にあたり、記名被保険者との協議による合意に基づき標準売上高および利益率につき公正な調整を行うものとします。

① てん補期間が1か月に満たないとき等標準売上高からてん補期間中の売上高を差し引いた額を収益減少額とすることが適当でない場合

② 事業買収、事業売却等により事故発生直前12か月の売上高を基準として標準売上高を定めることが適当でない場合、または直近の会計年度（注）の売上高を基準として利益率を定めることが適当でない場合

（注）会計年度

1か年間とします。

第6条（保険金支払後の保険契約）

当会社が、この休業損失等担保条項により保険金を支払った場合においても、この休業損失等担保条項の保険金額は、減額されません。

第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、保険金の種類ごとに損害の額（注）を超えるときは、当会社は、次のいずれかに定める額を保険金として支払います。

区分	保険金の支払額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この章の支払責任額
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	損害の額（注）から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この章の支払責任額を限度とします。

（注）損害の額

次の損害の額をいいます。

保険金の種類	損害の額
1 第1条（保険金を支払う場合）の休業損失保険金	第4条（保険金の支払額）①で算出した額
2 第1条（保険金を支払う場合）の営業継続費用保険金	第4条（保険金の支払額）②で算出した額

第3章 賠償責任担保条項

<用語の定義（五十音順）>

この章において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。ただし、別途定義がある場合は、その定義によります。

用語	定義
汚染物質	固体状、液体状もしくは気体状の、もしくは熱を帯びた刺激物質、有毒物質または汚染物質をいい、煙、蒸気、すす、臭気、酸、アルカリ、化学物質、石油物質および廃棄物等を含みます。なお、廃棄物には再生利用されるものを含みます。
回収措置	記名被保険者の製造物もしくは記名被保険者の作業の結果またはこれらが一部を構成するその他の財物に起因して事故が発生した場合またはそのおそれがある場合において、事故の拡大または同種もしくは類似の事故の発生を予防するために、記名被保険者またはその他の者が講じる回収、検査、修理、取換え、調整、取外し、取りこわし、解体または廃棄等の措置をいいます。
環境汚染	流出、溢出もしくは漏出し、または排出された汚染物質が、地表もしくは土壤中、大気中または海、河川、湖沼、地下水等の水面もしくは水中に存在し、かつ身体の障害または財物の損壊が発生するおそれがある状態をいいます。
記名被保険者	保険証券の被保険者氏名欄に記載された者をいいます。
記名被保険者の作業の結果	次のいずれかのものをいいます。 ① 記名被保険者によって、または記名被保険者のために行われた作業の結果 ② 上記①の作業に使用された材料もしくは部品または据え付けられた装置もしくは設備 なお、記名被保険者の作業の結果には、次のいずれかのものを含みます。 ① 上記①または②の作業の適合性、品質、耐久性、性能または効用に関する保証または表示の内容（保証または表示の時期を問いません。） ② 警告または指示の内容（警告または指示を怠ったことを含みます。） 記名被保険者の作業の結果は、次のいずれかのうち最も早い時に完成したものとみなします。 ① 記名被保険者が契約上の履行の義務を負う作業が全て完遂された時 ② 記名被保険者が契約上複数の場所での作業をなすべき義務を負う場合には、それらのうちいずれか一つの場所でなすべき作業が全て完遂された時。ただし、完成したものとみなすのは、作業が完遂された場所における作業に限ります。 ③ 一つの作業場所の一部が意図された用途に使用（同一の作業場所において関連する他の作業に從事する他の請負人または下請負人による使用を除きます。）された時。ただし、完成したものとみなすのは、意図された用途に使用された部分における作業に限りません。 なお、役務、保守、調整、修理または交換を必要とする以外完成し

	ている作業は、完成したものとして取扱います。
記名被保険者の使用者等	次のいずれかの者をいいます。 ① 記名被保険者が法人である場合は、その役員および使用人 ② 記名被保険者が自然人である場合は、その家族従事者および家族従事者以外の使用人 ③ 記名被保険者の下請負人ならびに次に掲げる者 ア、下請負人が法人である場合は、その役員および使用人 イ、下請負人が自然人である場合は、その家族従事者および家族従事者以外の使用人
記名被保険者の製作物	次のものをいいます。 ① 次のいずれかの者が製造、販売、取扱、供給または処分した財物。ただし、不動産を除きます。 ア、記名被保険者 イ、記名被保険者の名において取引を行う者 ウ、記名被保険者が事業の全部または一部を譲り受けたまたは買収した者 ② ①の財物に連関して提供される容器（乗用物を除きます。）、使用された材料もしくは部品または据え付けられた装置もしくは設備 なお、記名被保険者の製作物には、次のものを含みます。 ① 上記①および②の財物の適合性、品質、耐久性、性能または効用に関する保証または表示の内容（保証または表示の時期を問いません。） ② 警告または指示の内容（警告または指示を怠ったことを含みます。）
共同企業体の構成員	共同企業体協定書に記載されている構成員をいい、共同企業体または共同企業体の構成員と締結された下請契約における請負人（数次の請負による場合の請負人を含みます。）を除きます。
欠陥	製造物責任法（平成6年法律第85号）第2条（定義）第2項に規定する製造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいい、身体の障害または財物の損壊の発生のおそれない品質上の不備、不適当および不完全な状態を除きます。
建設用工作車	次のものをいいます。ただし、ダンプカーを除きます。 ① ブルドーザー、アングルドーザー、タイヤドーザー、スクラバー、モーターグレーダー、レーキドーザー、モータースクレーバー、ロータリースクレーバー、ロードスクレーバー（キャリオール）、ロードローラー、除雪用スノープラウ ② パワーショベル、ドラッグラン、クラムシェル、ドラグショベル、ショベルカー、万能掘削機、スクープモービル、ロッカーショベル、ハケットローダー、ショベルローダー ③ ポータブルコンプレッサー、ポータブルコンベヤー、発電機自動車 ④ コンクリートポンプ、ワゴンドリル、フォークリフトトラック、クレーンカー ⑤ ①から④のものを牽引するトラクター、整地または農耕用トラクター ⑥ ターナロッカー ⑦ コンクリートミキサーカー、ミキサーモービル、コンクリートアシテーター、生コンクリート運搬自動車、木材防腐加工自動車、高所作業車、芝刈り機、清掃作業車 ⑧ ①から⑦に類するもの
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
公共水域	海、河川、湖沼および運河をいいます。
工事現場	記名被保険者またはその下請負人が工事を行う場所であって、かつ不特定多数の者、車両、船舶および航空機の出入りが禁止されている場所をいいます。なお、工事のために記名被保険者またはその下請負人が使用する材料置場、工事事務所その他の施設（工事現場外にある施設であって工事以外の用途に使用しない施設に限ります。）は、工事現場に含みます。
構内専用車	もっぱら施設構内のみで使用される自動車をいいます。
効能等	主たる効能または性能をいいます。
財物	有体物をいい、データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物および特許権、著作権、商標権等の知的財産権を除きます。
財物の損壊	次のものをいいます。 ① 財物の損傷等。ただし、受託物危険においては、財物の紛失、盗取および詐取を含みます。 ② ①の結果発生するその財物の使用不能。なお、使用不能は、その原因となった①が発生した時に生じたものとみなします。 ③ 損傷等のない財物の使用不能。なお、使用不能は、その原因となった事故が発生した時に生じたものとみなします。
時価	財物の損壊が発生した地および時において、財物の損壊がなければ有したであろう価額をいいます。
事故等	次のものをいいます。 ① 第1節身体の障害・財物の損壊賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合）の事故 ② 第2節人格権侵害・宣伝障害賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合）の行為
施設・業務遂行危険	身体の障害および財物の損壊のうち、製造物・完成作業危険、受託物危険および受託不動産危険以外のものをいいます。
施設構内	記名被保険者が所有、使用または管理する施設のうち、不特定多数の者の出入りが禁止されている場所をいいます。
死体の検案	死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。
下請負人	記名被保険者が他人から請け負った仕事の一部または全部の完成を記名被保険者から請け負った者をいい、数次の請負により請け負った者を含みます。
疾病	傷害以外の身体の障害をいいます。

自動車	原動機を用いんかつレールまたは架線によらないで運転する車またはこれにより牽引される車をいい、これに付属する機械または装置を含み、原動機付自転車および車いすを除きます。
自動車保険契約等	自動車保険契約または自動車共済契約をいいます。
自賠責保険契約等	自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）に基づく責任保険契約をいい、責任共済契約を含みます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
受託自動車	被保険者が占有、使用または管理する他人の自動車または原動機付自転車をいい、これらの付属品を含みます。
受託物	被保険者が占有、使用または管理する他人の財物のうち、次のものをいいます。ただし、受託不動産を除きます。 ① 借用財物 被保険者が借用（所有者または占有者からの借用許可の有無を問いません。）している財物 ② 支給材等 次の財物をいいます。 ア. 記名被保険者によって、または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって行われる作業（加工、修理、保守、点検、清掃および洗浄を含みます。）に使用される材料または部品（既に使用されたものを含みます。） イ. 記名被保険者によって、または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって据え付けられる、または組み立てられる装置もしくは設備（既に据え付けられた、または組み立てられたものを含みます。） ③ 販売・保管・運送受託物 記名被保険者によって、または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって行われる販売、保管または運送を目的として受託した財物 ④ 作業受託物 記名被保険者によって、または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって行われる作業（加工、修理、保守、点検、清掃および洗浄を含みます。）の対象物であって、被保険者の所有、使用または管理する施設内（業務の通常の過程として、一時的に施設外にある場合は施設内にあるものとみなします。）にある財物
受託物危険	受託物に発生したすべての財物の損壊をいいます。
受託不動産	記名被保険者が借用（所有者または占有者からの借用許可の有無を問いません。）する不動産をいいます。
受託不動産危険	受託不動産に発生したすべての財物の損壊をいいます。
傷害	急激かつ偶然な外來の事故によって被った身体の傷害をいい、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。）を含みます。
使用者	事業主との間に使用従属関係がある者で、賃金の支払を受ける者をいいます。
人格権侵害	次のいずれかの行為に起因する障害で、身体の障害および宣伝障害以外のものをいいます。 ① 不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉毀損 ② 口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為（表示する意思によらずに漏えいしたことは表示行為には該当しません。）による、他人の誹謗または他人の商品、製造物もしくは役務の中傷 ③ 口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為（表示する意思によらずに漏えいしたことは表示行為には該当しません。）による、個人のプライバシーの権利の侵害
身体の障害	人の身体の傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。
製造物・完成作業危険	記名被保険者が所有または賃借する施設外で発生し、かつ製造物等に起因するすべての身体の障害および財物の損壊をいいます。ただし、次のものに起因する身体の障害および財物の損壊を除きます。 ① 事故発生時に記名被保険者が物理的に占有している製造物 ② 完成または放棄されていない作業 ③ 道具類、組立未了の材料、部品、装置または設備の遺棄または放置
製造物等	記名被保険者の製造物または記名被保険者の作業の結果をいいます。
石油拡散防止費用	記名被保険者が所有または借用する施設、自動車または船舶から流出した石油物質により公共水域の水を汚染した場合またはそのおそれがある場合において、その石油物質の拡散防止、回収、焼却処理、沈降処理または乳化分散処理その他損害防止軽減のために要した費用をいいます。
石油物質	次のものをいいます。 ① 原油、揮発油、灯油、軽油、重油、潤滑油、ピッチ、タール等の石油類 ② ①の石油類から誘導される化成品類 ③ ①および②の物質を含む混合物、廃棄物および残渣
宣伝障害	記名被保険者の商品、製造物または役務の宣伝に関する次のいずれかの行為に起因する障害をいいます。 ① 口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為（表示する意思によらずに漏えいしたことは表示行為には該当しません。）による、他人の誹謗または他人の商品、製造物もしくは役務の中傷 ② 口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為（表示する意思によらずに漏えいしたことは表示行為には該当しません。）による、個人のプライバシーの権利の侵害 ③ 著作権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権を含みません。）、標題または標語の侵害 ④ 宣伝上の着想または営業の手法の不正な流用
船舶	船舟類をいい、ヨット、モーターーボート、カヌー、水上バイクおよ

びポートを含みます。	
装備	自動車または原動機付自転車の機能を十分に発揮させるために備品として備えつけられる状態をいいます。
訴訟	この章が適用される身体の障害、財物の損壊、人格権侵害または宣伝障害を理由とする損害賠償を申し立てる民事訴訟手続きをいい、これららの損害賠償に関する仲裁手続きまたは代替的紛争解決手続きで、被保険者が従わなければならないか、または当会社の承認を得て従うものを含みます。
損害賠償請求権者	被保険者に対して法律上の損害賠償請求権を有する者をいいます。
損傷等	滅失、損傷または汚損をいいます。
損傷等のない財物の使用不能	次のいずれかの財物の使用不能をいいます。 ① 施設・業務遂行危険については、損傷等の発生していない財物の使用不能 ② 製造物・完成作業危険については、次のいずれかの使用不能 ア. 製造物等が意図された用途に使用された後に、製造物等自体に急激かつ偶然に損傷等が生じたことにより発生した製造物等以外の財物の使用不能 イ. 記名被保険者の製造物の欠陥に起因して発生した製造物等以外の財物の使用不能 ウ. 記名被保険者の作業の結果のうち作業に使用された材料もしくは部品または据え付けられた装置もしくは設備の欠陥に起因して発生した製造物等以外の財物の使用不能
他の保険契約等	この章の全部または一部と支払責任が同一である他の保険契約または共済契約をいいます。
定着	ボルト、ナットまたはねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取り外せない状態をいいます。
被害者	第 1 節身体の障害・財物の損壊賠償責任条項の規定が適用される身体の障害または財物の損壊を被った者をいいます。
付属品	自動車または原動機付自転車に定着または装備されている財物をいいます。ただし、次の財物を除きます。 ① 燃料、ボディーカバーおよび洗車用品 ② 法律、命令、規則、条例等により、自動車または原動機付自転車に定着または装備することを禁止されている財物 ③ 通常装飾品とみなされる財物 ④ 積載物
暴動	群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金額	保険証券記載の賠償責任等保険金額をいいます。
免責金額	保険証券記載の賠償責任等免責金額をいいます。
役員	理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第 1 節 身体の障害・財物の損壊賠償責任条項

第 1 条（保険金を支払う場合）

(1) 当会社は、日本国内で発生した記名被保険者の業務上の偶然な事故による他人の身体の障害または他の財物の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この節および第 3 節保険金の支払額ならびに第 5 章基本条項の定めるところに従い、保険金を支払います。

(2) (1)の損害は次のものに限ります。

- ① 施設・業務遂行危険に起因する損害
- ② 製造物・完成作業危険に起因する損害
- ③ 受託物危険に起因する損害。ただし、受託物について正当な権利を有する者に対して損害賠償責任を負担することにより被る損害に限ります。
- ④ 受託不動産危険に起因する損害。ただし、受託不動産について正当な権利を有する者に対して損害賠償責任を負担することにより被る損害に限ります。

第 2 条（保険期間と保険金を支払う場合の関係）

(1) 当会社は、保険期間中に身体の障害または財物の損壊が発生した場合にかぎり、保険金を支払います。

(2) 同一の原因から発生した一連の事故は、発生の時または発生の場所が異なる場合であっても 1 回の事故とみなします。なお、1 回の事故について最初の事故が発生した時にすべての事故が発生したものとみなします。

第 3 条（損害賠償請求地と当会社の支払責任の関係）

当会社は、被保険者に対する訴訟が日本国内の裁判所に提起された場合または日本国内で示談が成立した場合（注）にかぎり、保険金を支払います。

（注）日本国内で示談が成立した場合

当会社が事前に承認した場合には日本国外で示談が成立した場合を含みます。

第 4 条（被保険者の範囲）

(1) この節における被保険者は、次の者とします。

- ① 記名被保険者
- ② 記名被保険者の業務に関するかぎりにおいて記名被保険者の使用者等
- ② この節の規定は、次条から第 9 条（保険金を支払わない場合—受託不動産危険に関する事由）までの規定に反しないかぎり、被保険者相互の関係をそれぞれ互いに他人とみなし適用します。

第 5 条（保険金を支払わない場合—共通事由）

(1) 当会社は、次の事由のいずれかに起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者または記名被保険者（注 1）の故意
- ② ①に掲げる者以外の被保険者の故意（注 2）。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害に限ります。
- ③ 戰争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ④ 核燃料物質（注 3）または核燃料物質（注 3）に汚染された物（注 4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑤ ③または④の事由に伴隨して発生した事故またはこれらに伴う秩序の混亂に基づいて発生した事故
- ⑥ ④以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑦ 環境汚染。ただし、突発的な事故により汚染物質が流出、溢出または漏出し、かつ汚染物質の拡散が急激である場合には、保険金を支払います。

いつ

⑧ 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに関連のある火災その他類似の事故および地震、噴火、洪水または津波により異常な状態が存続している間に生じた事故
(2) 当会社は、直接であると間接であるとを問わず、次の事由に起因する身体の障害または財物の損壊について損害賠償責任を負担することにより被る損害に対しては、保険金を支払いません。なお、これらの事由に起因する身体の障害または財物の損壊については、実際に生じたと認められる場合に限らず、それらの身体の障害または財物の損壊があった、または将来生じるおそれがあるとの申し立てに基づき被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも、この規定を適用します。

- ① 石綿または石綿を含む製品の発ガン性その他の有害な特性
② 石綿の代替物質またはその代替物質を含む製品が有する発ガン性その他石綿と同種の有害な特性
(3) 当会社は、次のいずれかの業務の遂行に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
① 人または動物に対する診療、治療、看護、助産、疾病的予防または救急救命処置もしくは死体の検査
② 人または動物に対する診療、治療、看護、助産、疾病的予防または救急救命処置のための医療用の器具、器械または装置の使用
③ 医薬品または医療用具の調製、調整、鑑定、授与または授与の指示
④ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、理学療法士、柔道整復師または作業療法士等がその資格に基づいて行う施術
⑤ 弁護士、司法書士、行政書士、弁理士、公認会計士、税理士、社会保険労務士等がその資格に基づいて行う業務
⑥ 建築士、土地家屋調査士、技術士、測量士等がその資格に基づいて行う業務
⑦ 所定の資格を有していない者が行う④から⑥までの施術または業務
(4) 当会社は、次の損害賠償責任のいずれかに起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
① 保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定または合意がある場合において、その約定または合意によって加重された損害賠償責任。ただし、約定または合意が存在しなくとも負担すべき損害賠償責任については、保険金を支払います。
② 保険者が、その父母、配偶者、子または同居の親族に対して負担する損害賠償責任
③ 記名被保険者の業務上の事故により被保険者が被った身体の障害に対して負担する損害賠償責任
④ 次の損害賠償責任
ア. 記名被保険者の所有物に発生した財物の損壊に対して負担する損害賠償責任
イ. 記名被保険者の下請負人の役員または使用人がその下請負人の所有物に発生した財物の損壊に対して負担する損害賠償責任

(5) 当会社は、日本国外で発生した身体の障害または財物の損壊に起因する損害に対しては保険金を支払いません。
(6) 当会社は、被保険者に対して身体の障害または財物の損壊にかかる訴訟が日本国外の裁判所(注5)に提起された場合は、保険金を支払いません。

(注1) 保険契約者または記名被保険者

これらの者が法人である場合はその役員とします。

(注2) ①に掲げる者以外の被保険者の故意

これらの者が自然人である場合はその法定代理人、法人である場合はその役員の故意を含みます。

(注3) 核燃料物質

使用済燃料物質を含みます。

(注4) 核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

(注5) 裁判所

仲裁機関または代替的紛争解決機関を含みます。

第6条 (保険金を支払わない場合-施設・業務遂行危険に関する事由)

- (1) 当会社は、次の事由のいずれかに起因する損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、第1条(保険金を支払う場合)(2)①の損害に限りません。
① 航空機、自動車、車両(注1)またはオートバイ(注2)の所有、使用または管理に起因する事故。ただし、次の損害については、保険金を支払います。
ア. 貨物の積込みまたは積卸し作業(注3)に起因する損害
イ. 記名被保険者が所有または賃借する施設内にある車両(注1)に起因する損害
ウ. 工事現場内にある建設用工作車の所有、使用または管理に起因する損害
エ. 構内専用車の所有、使用または管理に起因する損害
② 施設外にある船舶の所有、使用または管理に起因する事故。ただし、次の損害については、保険金を支払います。
ア. 貨物の積込みまたは積卸し作業(注3)に起因する損害
イ. 工事に使用されている間の船舶に起因する損害
ウ. 工事現場内に繫留中の船舶に起因する損害
エ. 施設に接岸中の船舶に起因する損害
オ. 艇長が8m未満であって、有料で人および物の運搬に使用しない船舶に起因する損害
③ 騒音または騒音に起因する事故
(2) 当会社は、次のいずれかの損害賠償責任に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、第1条(保険金を支払う場合)(2)①の損害に限りません。
① 記名被保険者によってまたは記名被保険者のために行われる基礎工事、地下工事または土地の掘削工事に伴う次の財物の損壊について負担する損害賠償責任
ア. 土地の沈下、隆起、移動、振動または土砂崩れに起因する土地の工作物、その収容物もしくは付属物、植物または土地の財物の損壊
イ. 土地の軟弱化または土砂の流出、流入に起因する地上の構築物(注4)、その収容物または土地の財物の損壊
ウ. 地下水の増減に起因する財物の損壊
② 記名被保険者が所有または借用する施設から公共水域に流出した石油物質による財物の損壊に対して負担する損害賠償責任
③ 石油拡散防止費用について負担する損害賠償責任
④ 記名被保険者によって、または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によってなされた約定または合意に基づく債務の不履行に起因する損害等のない財物の使用不能について負担する損害賠償責任
(3) 当会社は、記名被保険者が共同施工方式の共同企業体の構成員である場合において、その共同施工方式の共同企業体が行う工事に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

(注1) 車両

自動車および原動力がもっぱら人力であるものを除きます。

(注2) 銃器

空気銃を除きます。

(注3) 貨物の積込みまたは積卸し作業

走行中または航行中を除きます。

(注4) 構築物

基礎および付属物を含みます。

第7条 (保険金を支払わない場合-製造物・完成作業危険に関する事由)

- (1) 当会社は、被保険者が故意または重大な過失により行った次の事由のいずれかに起因する損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、第1条(保険金を支払う場合)(2)②の損害に限りません。
① 法令に違反して製造、販売または提供した記名被保険者の製造物
② 法令に違反して行った記名被保険者の作業の結果
(2) 当会社は、次のいずれかの損害賠償責任のいずれかに起因する損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、第1条(保険金を支払う場合)(2)②の損害に限りません。

① 製造物等自体に発生した財物の損壊に対して負担する損害賠償責任。ただし、次のいずれかの場合には、保険金を支払います。

- ア. 製造物等自体に発生した損壊等が身体の障害または製造物等以外の財物に生じた財物の損壊の原因となった場合
イ. 記名被保険者の製造物の欠陥が身体の障害または製造物等以外の財物に生じた財物の損壊の原因となった場合
ウ. 記名被保険者の作業の結果のうち材料等の欠陥が身体の障害または製造物等以外の財物に生じた財物の損壊の原因となった場合
② 回収措置を講じるために必要な費用に対して負担する損害賠償責任。ただし、①ただし書の規定により、当会社が保険金を支払うべき損害については、保険金を支払います。

③ 製造物等の効能等が、身体の障害または財物の損壊の発生の防止、抑制、軽減または発見を目的としている場合において、製造物等の設計上または表示上の不備、不適当または不完全(注)により、記名被保険者の意図する効能等を発揮できなかつたことによって生じた身体の障害または財物の損壊に対して負担する損害賠償責任。ただし、製造物等の効能等とは直接関わりのない事故により生じた身体の障害または財物の損壊に起因する損害については、保険金を支払います。

(注) 製造物等の設計上または表示上の不備、不適当または不完全

製造上および作業上の不備、不適当および不完全を含みません。

第8条 (保険金を支払わない場合-受託物危険に関する事由)

- (1) 当会社は、次の損害賠償責任のいずれかに起因する損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、第1条(保険金を支払う場合)(2)③の損害に限ります。
① 保険契約者、被保険者または被保険者の代理人が行い、または加担した受託物の盗取または詐取に対して負担する損害賠償責任
② 被保険者、被保険者の代理人または被保険者の同居の親族が所有または私用する受託物に発生した財物の損壊に対して負担する損害賠償責任
③ 貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨董品、勲章、き章、稿本、設計書、図案、雛型、鋳型、木型、紙型、模型その他これらに類する受託物(注1)に発生した財物の損壊に対して負担する損害賠償責任
④ 受託物の瑕疵、自然の消耗もしくはその性質による蒸れ、かび、腐敗、変質、変色、さび、汗濡れその他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食いに起因して受託物に発生した財物の損壊に対して負担する損害賠償責任
⑤ 原因がいかなるものであるかにかかわらず、自然発火または自然爆発に起因して受託物に発生した財物の損壊に対して負担する損害賠償責任
⑥ 屋根、扉、戸、窓、通風筒等から入る雨、雪等に起因して受託物に発生した財物の損壊に対して負担する損害賠償責任
⑦ 受託物である船舶または航空機に発生した財物の損壊に対して負担する損害賠償責任
⑧ 修理または加工の拙劣または仕上不良等により受託自動車に発生した財物の損壊に対して負担する損害賠償責任。ただし、これらの事由によって火災または爆発が発生した場合には、保険金を支払います。
⑨ 受託自動車または車両(注2)が法令に定められた運転資格もしくは操縦資格を持たない者によって運転もしくは操縦されている間または道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態の運転者もしくは操縦者によって運転もしくは操縦されている間に受託自動車または車両(注2)に発生した財物の損壊に対して負担する損害賠償責任
⑩ 受託物が委託者に引き渡された日の翌日から起算して30日を経過した後に発見された受託物の財物の損壊に対して負担する損害賠償責任
(2) 当会社は、記名被保険者が共同施工方式の共同企業体の構成員である場合において、その共同施工方式の共同企業体が行う工事に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

(注1) その他これらに類する受託物

金型を含みます。

(注2) 車両

自動車および原動力がもっぱら人力であるものを除きます。

第9条 (保険金を支払わない場合-受託不動産危険に関する事由)

- (1) 当会社は、次のいずれかの損害賠償責任に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、第1条(保険金を支払う場合)(2)④に掲げる損害に限ります。
① 被保険者、被保険者の代理人または被保険者の同居の親族が所有または私用する受託不動産に発生した財物の損壊に対して負担する損害賠償責任
② 受託不動産の瑕疵、自然の消耗もしくはその性質による蒸れ、かび、腐敗、変質、変色、さび、汗濡れその他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食いに起因して受託不動産に発生した財物の損壊に対して負担する損害賠償責任
③ 原因がいかなるものであるかにかかわらず、自然発火または自然爆発に起因して受託不動産に発生した財物の損壊に対して負担する損害賠償責任
④ 屋根、扉、戸、窓、通風筒等から入る雨、雪等に起因して受託不動産に発生した財物の損壊に対して負担する損害賠償責任
⑤ 受託不動産の改築、増築、取り壊し等の工事に起因して受託不動産に発生した財物の損壊に対して負担する損害賠償責任。ただし、被保険者が自己の労力をもって行った作業に起因する場合には、保険金を支払います。
⑥ 受託不動産に生じた汚損、擦損、塗料の剥がれ等の単なる外見上の損傷等であって、その受託不動産の機能に直接影響のない財物の損壊に対して負担する損害賠償責任
⑦ 受託不動産に生じた煙または臭気等の付着による財物の損壊に対して負担する損害賠償責任。ただし、この財物の損壊がそれ以外の財物の損壊と同時に発生した場合には、保険金を支払います。
⑧ 記名被保険者が受託不動産を貸し主に引き渡した後に発見された受託不動産の財物の損壊に対して負担する損害賠償責任

- (2) 当会社は、記名被保険者が共同施工方式の共同企業体の構成員である場合において、その共同施工方式の共同企業体が行う工事に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

第10条 (回収措置の実施義務)

- (1) 製造物等に起因して事故が発生した場合またはそのおそれがある場合は、被保険者は、遅滞なく、回収措置を講じなければなりません。
(2) 被保険者が、正当な理由なく(1)の回収措置を講じなかったことによる損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。

第2節 人格権侵害・宣伝障害賠償責任条項

第1条 (保険金を支払う場合)

当会社は、日本国内での記名被保険者の業務上の行為に起因して日本国内で発生した人格権侵害または宣伝障害について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この節および第3節保険金の支払額ならびに第5章基本条項に従い、保険金を支払います。

第2条 (保険期間と保険金を支払う場合の関係)

当会社は、保険期間中の行為に起因して人格権侵害または宣伝障害が発生した場合にかかり、保険金を支払います。

第3条 (損害賠償請求提起地と保険金を支払う場合の関係)

当会社は、被保険者に対する訴訟が日本国内の裁判所に提起された場合または日本国内で示談が成立した場合(注)にかかり、保険金を支払います。

(注) 日本国内で示談が成立した場合

当会社が事前に承認した場合には日本国外で示談が成立した場合を含みます。

第4条 (被保険者の範囲)

この節における被保険者は、次の者とします。

- ① 記名被保険者
② 記名被保険者の業務に関するかぎりにおいて記名被保険者の使用人等

第5条（保険金を支払わない場合－共通事由）

- (1) 当会社は、次の行為のいずれかによる人格権侵害または宣伝障害に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
 ① 被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為（注）
 ② 直接であると間接であるとを問わず、採用、雇用または解雇に関して、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた行為
 ③ 最初の不当行為が保険期間が開始する前になされ、その継続または反復として、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた行為
 ④ 不実であることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた行為
 ⑤ 他人の権利を侵害することを知りながら、被保険者によってまたは被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた行為
 ⑥ 広告宣伝、放送、出版、ウェブサイトのデザイン、インターネット上の検索またはインターネット接続サービスを業とする被保険者によって、または被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた行為
 (2) 当会社は、被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定または合意がある場合において、その約定または合意によって加重された損害賠償責任については、保険金を支払いません。ただし、約定または合意が存在しなくても負担すべき損害賠償責任については、保険金を支払います。
 (3) 当会社は、記名被保険者が共同施工方式の共同企業体の構成員である場合において、その共同企業体が行う工事に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
 (4) 当会社は、日本国外で発生した人格権侵害または宣伝障害に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

（注）犯罪行為

過失犯を除きます。

第6条（保険金を支払わない場合－宣伝障害に関する事由）

- 当会社は、次の行為のいずれかによる宣伝障害に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
 ① 契約違反。ただし、書面によらない約定または合意において、宣伝上の着想または営業の手法を不正に流用した場合は、保険金を支払います。
 ② 宣伝された品質または性能に商品、製造物または役務が適合しないこと。
 ③ 商品、製造物または役務の価格表示の誤り

第3節 保険金の支払額

第1条（当会社が支払う保険金の範囲）

当会社が第1節身体の障害・財物の損壊賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合）または第2節人格権侵害・宣伝障害賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合）の規定により支払う保険金は、次のものに限ります。

名称	損害の内容
① 損害賠償金	被保険者が損害賠償請求権者に対して支払う損害賠償金をいいます。なお、損害賠償金には、判決により支払いを命じられた訴訟費用および遅延損害金を含み、損害賠償金の支払いにより代位取得するものがある場合には、その価額を控除するものとします。
② 損害防止費用	第5章基本条項第17条（事故等発生時の義務）(1)①に規定する損害等の発生および拡大の防止のために必要または有益であった費用をいいます。ただし、回収措置を講じるために要した費用および石油拡散防止費用を除きます。
③ 権利保全費用	被保険者が第三者に対して損害賠償の請求権を有する場合において、第5章基本条項第17条（事故等発生時の義務）(1)④の規定により、被保険者が支出した、その権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用をいいます。
④ 争訟費用	損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用をいいます。
⑤ 協力費用	第6条（当会社による賠償請求の解決）(1)に規定する当会社による損害賠償請求の解決に協力するために要した費用のうち、被保険者が直接支出した費用をいいます。
⑥ 初期対応費用	事故等が発生した場合において、初期対応のために被保険者が当会社の承認を得て支出した次の費用をいいます。 ア. 事故等の現場保存費用、事故等の状況調査または記録費用および写真撮影費用 イ. 事故等の原因調査費用 ウ. 事故等の現場の片づけまたは清掃費用 工. 記名被保険者またはその下請負人の使用者を事故等の現場に派遣するために必要な交通費および宿泊費用 オ. 通信費用
⑦ 争訟対応費用	損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した次の費用をいいます。 ア. 意見書または鑑定書作成のために必要な費用 イ. 損害賠償請求者または裁判所に提供する文書作成のために必要な費用 ウ. 増設コピー機の賃借費用 工. 事故等再現実験費用 オ. 記名被保険者またはその下請負人の使用者に対して支払う超過勤務手当、交通費および宿泊費。ただし、訴訟等の対応に常時従事する者に対する費用は除きます。 ニ. 交通費および宿泊費。ただし、訴訟等の対応に常時従事する者が要した費用は除きます。 キ. 臨時雇入費用
⑧ 見舞費用	第1節身体の障害・財物の損壊賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合）の事故が発生した場合において、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した次の費用をいいます。 ア. 対人見舞費用 事故により身体の障害が発生した場合においては、被保険者が支出する見舞金または見舞品の購入費用 イ. 対物臨時費用 事故により財物の損壊が発生した場合においては、被保険者が臨時に必要とする費用。ただし、アの費用を除きます。

第2条（保険金の支払額）

- (1) 前条①については、1回の事故等により発生した損害の合計額が免責金額を超過する場合に限り、その超過額に対して、保険金を支払います。

- (2) 前条②および③については、免責金額を適用することなく保険金を支払います。なお、これらの保険金については、次の場合でも、当会社は保険金を支払います。
 ① 前条②については、損害の発生および拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を被保険者が講じた後に損害賠償責任がないことが判明した場合
 ② 前条③については、第三者に対してあると損害賠償請求権の保全または行使に必要な手続を被保険者が行った後に損害賠償責任がないことが判明した場合
 (3) 前条④から⑧については、免責金額を適用することなく保険金を支払います。なお、これらの保険金については、被保険者に損害賠償責任がないことが判明した場合でも、当会社は、保険金を支払います。

第3条（保険金の支払限度額）

- (1) 第1条（当会社が支払う保険金の範囲）①について、当会社が支払うべき保険金の額は、次のものの数にかかわらず、保険期間を通じて、保険金額を限度とします。
 ① 被保険者の数
 ② 損害賠償請求または訴訟の数
 ③ 損害賠償請求または訴訟を提起する者の数
 (2) (1)の規定に従いながら、次の損害に対して当会社が支払うべき第1条（当会社が支払う保険金の範囲）①の保険金の額は、それぞれ下表に規定する額を限度とします。

損害の内容	保険金の限度額
① 第1節身体の障害・財物の損壊賠償責任条項第7条（保険金を支払わない場合－製造物・完成作業危険に関する事由）(2)①のただし書の規定により保険金を支払うべき損害	1回の事故について保険証券の製造物・完成作業危険製造物等自体の損害欄記載の支払限度額
② 記名被保険者が共同施工方式の共同企業体の構成員である場合において、第1節身体の障害・財物の損壊賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合）(2)②の損害	その共同企業体が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害の額に記名被保険者のその共同企業体への出資割合を乗じた額
③ 第1節身体の障害・財物の損壊賠償責任条項第1条(2)③の受託物危険のうち、損傷等、紛失、盗取または詐取に起因する損害	1回の事故について次のいずれか低い額ア、保険証券の受託物危険使用不能以外の損害欄記載の支払限度額イ、受託物の時価
④ 第1節身体の障害・財物の損壊賠償責任条項第1条(2)③の受託物危険のうち、受託物の使用不能に起因する損害	1回の事故について保険証券の受託物危険使用不能損害欄記載の支払限度額
⑤ 第1節身体の障害・財物の損壊賠償責任条項第1条(2)④の受託不動産危険のうち、損傷等に起因する損害	1回の事故について次のいずれか低い額ア、保険証券の受託不動産危険使用不能以外の損害欄記載の支払限度額イ、受託不動産の時価
⑥ 第1節身体の障害・財物の損壊賠償責任条項第1条(2)④の受託不動産危険のうち、受託不動産の使用不能に起因する損害	1回の事故について保険証券の受託不動産危険使用不能損害欄記載の支払限度額
(3) 第1条（当会社が支払う保険金の範囲）②から⑤については、当会社はその全額を支払います。ただし、同条①の損害の額が、保険金額を超過する場合には、同条④について、当会社が支払うべき保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。	

$$\text{第1条④の損害の額} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{第1条①の損害の額}} = \text{第1条④に対する保険金の支払額}$$

- (4) 第1条（当会社が支払う保険金の範囲）⑥および⑦について、当会社が支払うべき保険金の額は、これらを合算して保険期間を通じて、1,000万円を限度とします。
 (5) 第1条（当会社が支払う保険金の範囲）⑧アおよびイについては、同一の事故により身体の障害または財物の損壊を被った被害者1名（注）について2万円を限度とし、かつ、1回の事故について1,000万円を限度とします。

（注）被害者1名

被害者が法人である場合には、1法人とします。

第4条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、損害の額（注1）を超えるときは、当会社は、次のいずれかに定める額を保険金として支払います。
 ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
 この章の支払責任額
 ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
 損害の額（注1）から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この章の支払責任額を限度とします。
 (2) (1)の規定にかかわらず、第1節身体の障害・財物の損壊賠償責任条項第6条（保険金を支払わない場合－施設・業務遂行危険に関する事由）(1)①ウおよび工の規定により当会社が保険金を支払うべき損害が発生した場合において、建設用工作車または構内専用車を対象として自賠責保険契約等が締結されるべきもしくは締結されているときまたは自動車保険契約等が締結されているときは、当会社は、損害の額が自動車保険金の額（注2）を超える場合に限り、その超過額に対して保険金を支払います。
 (3) (2)の場合において、第2条（保険金の支払額）(1)の規定中「免責金額」とあるのは「免責金額または自動車保険金の額（注2）のいざれか大きい額」と読み替えて適用します。

（注1）損害の額

それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

（注2）自動車保険金の額

その自賠責保険契約等および自動車保険契約等によって支払われるべき金額（その自動車保険契約等に免責金額の適用がある場合には、免責金額を加算した額とします。）の合計額をいいます。

第5条（先取特権）

- (1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権（注）について先取特権を有します。
 (2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、損害賠償金に対する保険金の支払を行うものとします。
 ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、この場合は、被保険者が賠償した金額を限度として保険金の支払を行うものとします。
 ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行ったことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、この場合は、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度として保険金の支払を行うものとします。
 (3) 保険金請求権（注）は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（注）を質権の目的とし、または(2)(3)の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)または(3)の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

(注) 保険金請求権

第1条 (当会社が支払う保険金の範囲) ①に対する保険金請求権に限ります。

第6条 (当会社による賠償請求の解決)

- (1) 当会社が必要と認めた場合は、被保険者に代わって当会社の費用で損害賠償請求の解決にあたることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行につき当会社に協力しなければなりません。
- (2) 被保険者が、正当な理由なく(1)の協力に応じないときは、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第4章 傷害等担保条項

<用語の定義（五十音順）>

この条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
医科診療報酬点数表	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。
記名被保険者	保険証券の被保険者氏名欄に記載された者をいいます。
競技等	競技、競争、興行 ^(注) または試運転をいいます。 ^{(注) 競技、競争、興行} いずれもそのための練習を含みます。
業務に従事している間	次のいずれかに該当している間をいいます。 ① 補償対象者が事業主または役員の場合には、次のいずれかに該当している間をいい、労災保険法等の規定による業務上および通勤を含みます。 ア. 勤務会社の就業規則等に定められた正規の就業時間中。ただし、休暇日を除きます。 イ. 勤務会社の施設内にいる間および勤務会社の施設と勤務会社の他の施設との間を合理的な経路および方法により往復する間 ウ. 取引先との契約、会議 ^(注) 等のために取引先の施設内にある間および取引先の施設と住居または勤務会社との間を合理的な経路および方法により往復する間 ② 補償対象者が事業主または役員でない場合には、労災保険法等の規定による業務上および通勤 ^{(注) 会議} 会食を主な目的とするものを除きます。
勤務会社	補償対象者が役員をつとめる企業等をいいます。
継続契約	事業活動総合保険契約の保険期間の末日 ^(注) を保険期間の初日とする事業活動総合保険契約をいいます。 ^{(注) 保険期間の末日} その事業活動総合保険契約が末日までに解除されていた場合には、その解除日をいいます。
頸部症候群	いわゆる、むちうち症をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
公的医療保険制度	次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。 ① 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号） ② 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号） ③ 国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号） ④ 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号） ⑤ 私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号） ⑥ 船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号） ⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）
試運転	性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
歯科診療報酬点数表	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。
事業活動総合保険契約	事業活動総合保険普通保険約款に基づく当会社との保険契約をいいます。ただし、補償費用不担保特約または臨時費用不担保特約が付帯された保険契約を除きます。
事故	急激かつ偶然な外来の事故をいいます。
疾病	傷害以外の身体の障害をいいます。
自動車等	道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 2 条（定義）第 2 項に定める自動車または同条第 3 項に定める原動機付自転車をいいます。
死亡・後遺障害保険金額	保険証券記載の業務上の死亡・後遺障害の保険金額をいいます。
手術	次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為 ^{(注) 1} 。ただし、次のいずれかに該当するものを除きます。 ア. 創傷処理 イ. 皮膚切開術 ウ. デブリードマン エ. 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 オ. 抜歯手術 ② 先進医療 ^{(注) 2} に該当する診療行為 ^{(注) 3} ^{(注) 1) 手術料の算定対象として列挙されている診療行為} 歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。 ^{(注) 2) 先進医療} 手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に主務大臣が定めるものをいいます。ただし、先進医療ごとに別に主務大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限

	ります。 (注) 3) 先進医療に該当する診療行為 治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
傷害	身体の傷害をいい、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状 ^(注) を含みます。 (注) 中毒症状 繼続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
使用人	事業主との間に使用従属関係がある者で、賃金の支払を受ける者をいいます。
乗用具	自動車等、モーターボート ^(注) 、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類する乗用具をいいます。 ^{(注) モーターボート} 水上オートバイを含みます。
初年度契約	継続契約以外の事業活動総合保険契約をいいます。
身体の障害	傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。
身体の障害を被った時	次のいずれかの時をいいます。 ① 傷害については、傷害の原因となった事故が発生した時 ② 疾病については、補償対象者等以外の医師の診断による発病の時
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部と支払責任が同一である他の保険契約または共済契約をいいます。なお、第 1 節補償費用担保条項に関するかぎりにおいて、この節の被保険者を保険金受取人とする普通傷害保険契約、交通事故傷害保険契約その他名称を問わずこれらと支払責任が同一である他の保険契約または共済契約を含みます。
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、補償対象者等が医師である場合は、補償対象者等以外の医師による治療をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領のためのものは含みません。
通院保険金日額	保険証券記載の業務上の通院日額の保険金額をいいます。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
入院保険金日額	保険証券記載の業務上の入院日額の保険金額をいいます。
法定外補償規定等	補償対象者に対して、労災保険法等の給付のほかに一定の災害補償を行うことを目的とする労働協約、就業規則または災害補償規程等をいいます。
暴動	群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穡が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
法令に定められた運転資格	運転する地における法令によるものをいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金	第 1 頃においては、死亡補償保険金、後遺障害補償保険金、入院補償保険金、手術補償保険金または通院補償保険金をいい、第 2 頃においては、臨時費用保険金をいいます。
補償金	名稱を問わず、法定外補償規定等または雇用もしくは委任契約上の慣習等により被保険者が補償対象者等に支払う補償金、見舞金または弔慰金等をいいます。
補償対象者	次のいずれかの者のうち保険証券に補償対象者として記載された者をいいます。 ① 被保険者が法人である場合は、その役員 ② 被保険者が個人事業主である場合は、事業主本人 ③ 被保険者の使用人 ④ ①から③までの者以外で保険証券の補償対象者欄に記載された者
補償対象者等	補償対象者またはその遺族をいいます。
役員	理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
労災保険法等	労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）もしくは船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）またはその他日本国労働災害補償法令をいいます。

第1節 補償費用担保条項

第1条 (保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、補償対象者が被保険者の業務に従事している間に生じた事故により傷害を被った場合に、被保険者が補償対象者等に対して補償金を支払うことによって被る損害に対して、次のいずれかの金額を、この節および第 5 章基本条項ならびにこの保険契約に付帯される特約の規定に従い、保険金として被保険者に支払います。
 - ① 被保険者が法定外補償規定等を定めている場合
被保険者が法定外補償規定等に基づき補償対象者等に支払うべき金額のうち、第 5 条（死亡補償保険金の支払限度額）から第 8 条（通院補償保険金の支払限度額）までに定める金額
 - ② 被保険者が法定外補償規定等を定めていない場合
被保険者が補償対象者等に支払うものとして、第 5 条から第 8 条までに定める金額

第1条（保険金を支払う場合）に規定する損害に対して他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注）の合計額が損害の額を超えるときは、当会社は、次のいずれかに定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この節の支払責任額（注）
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この節の支払責任額（注）を限度とします。

（注）支払責任額

他の保険契約等がないものとして算出した第1条（保険金を支払う場合）に規定する損害に対して支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

第2節 臨時費用担保条項

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、補償対象者が次のいずれかに該当した場合は、それによって被保険者に生ずる臨時費用に対して、この節および第5章基本条項ならびにこの保険契約に付帯される特約に従い、保険金として臨時費用保険金を被保険者に支払います。

- ① 被保険者の業務に従事している間に発生した事故により傷害を受け、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合
- ② 被保険者の業務に従事している間に発生した事故により傷害を受け、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に別表3の後遺障害が生じた場合

③ ①以外の事由により死亡した場合

- ② の臨時費用とは、第1節補償費用担保条項の補償金以外の次の費用で、社会通念上妥当と認められる費用をいいます。

- ① 葬儀費用、香典、花代、弔電費用等の補償対象者の葬儀に関する費用
- ② 遠隔地で事故が発生した際の補償対象者の捜索費用、移送費用等の救援者費用
- ③ 事故現場の保存費用、事故状況の調査または記録の費用および写真撮影費用
- ④ 事故原因の調査費用
- ⑤ 事故現場の清掃費用等の復旧費用
- ⑥ 補償対象者の代替のための求人または採用等に関する費用
- ⑦ その他①から③までの死亡または後遺障害に直接起因して負担した費用

- ③ の臨時費用は、①①または②に該当する場合は、事故の発生の日から次のいずれかの日までに要した費用、①③に該当する場合は、死亡した日からその日を含めて180日目までに要した費用に限ります。

① 後遺障害が生じた場合は事故の発生の日からその日を含めて180日目

② 死亡した場合は死亡した日からその日を含め180日目

第2条（保険期間と保険金を支払う場合との関係）

当会社は、次のいずれかに該当する場合に限り、保険金を支払います。

- ① 前条①①または②については、補償対象者が保険期間中に生じた事故により傷害を受けた場合
- ② 前条①③については、補償対象者が保険期間中に死亡した場合

- ② の規定にかかわらず、この保険契約が初年度契約である場合において、死亡の原因となった身体の障害を被った時が、保険期間が開始した時より前であるときは、当会社は、保険金を支払いません。

- ③ ②の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、死亡の原因となった身体の障害を被った時が、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約の保険期間が開始した時より前であるときは、当会社は、保険金を支払いません。

第3条（被保険者の範囲）

この節における被保険者は、記名被保険者に限ります。

第4条（保険金を支払わない場合）

当会社は、次のいずれかの事由によって生じた臨時費用に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者または被保険者（注1）の故意
- ② 補償対象者の故意または重大な過失。ただし、保険金を支払わないのはその補償対象者の被った身体の障害によって生じた臨時費用に限ります。
- ③ 補償対象者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。ただし、保険金を支払わないのはその補償対象者の被った身体の障害によって生じた臨時費用に限ります。
- ④ 補償対象者が次のいずれかに該当する間に生じた事故。ただし、保険金を支払わないのはその補償対象者の被った身体の障害によって生じた臨時費用に限ります。

- ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間
- イ. 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
- ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間

- ⑤ 補償対象者に対する刑の執行
- ⑥ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑦ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ⑧ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑨ ⑥から⑧までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

- ⑩ ⑧以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑪ 石綿または石綿を含む製品の発ガン性その他の有害な特性
- ⑫ 石綿の代替物質またはその代替物質を含む製品が有する発ガン性その他の石綿と同種の有害な特性

- ② 当会社は、次のいずれかに該当する間に生じた事故によって補償対象者が被った傷害によって生じた臨時費用に対しては、保険金を支払いません。ただし、保険金を支払わないのは、その補償対象者の被った傷害により生じた臨時費用に限ります。

- ① 補償対象者が別表2の運動等を行っている間
- ② 補償対象者が次のいずれかに該当する間

- ア. 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、この規定を適用しません。
- イ. 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、この規定を適用しません。
- ウ. 法令による許可を受けて、一般的の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

- ③ 次のいずれか以外の航空機を補償対象者が操縦している間

- ア. 定期便であるか否かを問わず、航空運送事業者が路線を定めて運航する航空機
- イ. グライダーおよび飛行船

（注1）保険契約者または被保険者

保険契約者または被保険者が法人である場合は、その役員とします。

（注2）核燃料物質

使用済燃料を含みます。

（注3）核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

第5条（保険金の支払限度額）

（1）第1条（保険金を支払う場合）(1)の臨時費用について、当会社が支払うべき保険金の額は、保険証券記載の臨時費用の保険金額を限度とします。ただし、被保険者が補償対象者等に支払う臨時費用については保険証券記載の臨時費用の保険金額または100万円のいずれか低い額を限度とします。

（2）（1）の規定にかかわらず、第1条（保険金を支払う場合）(1)(3)に該当した場合において当会社が支払うべき保険金の額は、10万円を限度とします。

第6条（死亡の推定）

補償対象者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となつた場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となつた日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお補償対象者が発見されないときは、その航空機または船舶が行方不明となつた日または遭難した日に、補償対象者が第1条（保険金を支払う場合）(1)(1)の傷害によって死亡したものと推定します。

第7条（出向社員の取り扱い）

被保険者の使用者（注）で他の企業等へ出向している者が補償対象者である場合には、第1条（保険金を支払う場合）(1)および別表6の規定中「被保険者の業務に従事している間」とあるのは「被保険者または出向先の業務に従事している間」と読み替えてこの普通保険契約およびこれに付帯される特約の規定を適用します。

（注）被保険者の使用者

被保険者が法人の場合はその役員を含みます。

第5章 基本条項

<用語の定義（五十音順）>

この章において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
危険	損害等の発生の可能性をいいます。
危険増加	保険契約申込書の記載事項の内容に変更を生じさせる事実により、危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
記名被保険者	保険証券の被保険者氏名欄に記載された者をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
事故等	次のいずれかのものをいいます。 ① 第1章物損害担保条項においては、第1条（損害保険金を支払う場合）の事故 ② 第2章休業損失等担保条項においては、第1条（保険金を支払う場合）の事故 ③ 第3章賠償責任担保条項第1節身体の障害・財物の損壊賠償責任条項においては、同節第1条（保険金を支払う場合）(1)の事故 ④ 第3章賠償責任担保条項第2節人格権侵害・宣伝障害賠償責任条項においては、同節第1条（保険金を支払う場合）の行為 ⑤ 第4章傷害等担保条項第1節補償費用担保条項においては、同節第1条（保険金を支払う場合）に規定する傷害の原因となる事故 ⑥ 第4章傷害等担保条項第2節臨時費用担保条項においては、同節第1条（保険金を支払う場合）(1)もしくは②に規定する傷害の原因となる身体の障害
死体の検案	死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。
請求完了日	被保険者が第18条（保険金の請求）(2)の手続を完了した日をいいます。
損害等	次のいずれかのものをいいます。 ① 第1章物損害担保条項においては、第1条（損害保険金を支払う場合）の損害 ② 第2章休業損失等担保条項においては、第1条（保険金を支払う場合）の損害等 ③ 第3章賠償責任担保条項第1節身体の障害・財物の損壊賠償責任条項においては、同節第1条（保険金を支払う場合）(1)の損害 ④ 第3章賠償責任担保条項第2節人格権侵害・宣伝障害賠償責任条項においては、同節第1条（保険金を支払う場合）の損害 ⑤ 第4章傷害等担保条項第1節補償費用担保条項においては、同節第1条（保険金を支払う場合）の損害 ⑥ 第4章傷害等担保条項第2節臨時費用担保条項においては、同節第1条（保険金を支払う場合）の臨時費用
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部と支払責任が同一である他の保険契約または共済契約をいいます。
日本国	領土、領空および領海等の地理的な日本国をいいます。
反社会的勢力	暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
被害者	第3章賠償責任担保条項第1節身体の障害・財物の損壊賠償責任条項の規定が適用される身体の障害または財物の損壊を被った者をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
無効	保険契約のすべての効力が、保険契約締結の時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。
役員	理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第1条（保険責任の始期および終期）

（1）当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時に始まり、末日の午後4時に終わります。ただし、保険期間の始まる時刻については、保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。

（2）（1）の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

（3）保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に生じた事故等による損害等に対しては、保険金を支払いません。

第2条（告知義務）

（1）保険契約者または記名被保険者になる者は、保険契約締結の際、保険契約申込書の記載事項（注）について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

② 第9条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合	
--	--

(注1) 既経過月数

1か月に満たない期間は1か月とします。

(注2) 保険期間月数

1か月に満たない期間は1か月とします。

第17条（事故等発生時の義務）

(1) 保険契約者または被保険者は、保険金を支払うべき損害等の原因となる事故等が発生したことを知った場合は、次の事故等発生時の義務を履行しなければなりません。また、保険契約者または被保険者が正当な理由がなくその義務を怠った場合は、当会社は、それでは下表に定める控除額を差し引いて保険金を支払います。

事故等発生時の義務	控除額
① 損害等の発生および拡大の防止に努めること。	損害等の発生および拡大を防止することができたと認められる額
② 損害等の原因となる次の事項を直ちに当会社に通知すること。 ア. 損害等または事故等の発生の状況 イ. 損害等の程度。ただし、第4章傷害等担保条項第1節補償費用担保条項の規定により保険金を支払うべき損害の場合には、補償対象者の身体の障害の程度とします。 ウ. 損害賠償の請求（注1）を受けた場合はその内容	左記の義務を怠ったことによって当会社が被った損害の額
③ 当会社が求めた場合には、遅滞なく、次の事項に応じること。 ア. 書面による通知または説明 イ. 被害者または補償対象者の身体の診察または死体の検案 ウ. 補償対象者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となつた場合または遭難した場合は、その航空機または船舶が行方不明となつた日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を書面により当会社に通知すること。	
④ 第三者に損害賠償の請求（注1）をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。	第三者に損害賠償の請求（注1）をすることによって取得することができたと認められる額
⑤ 損害賠償の請求（注1）を受け、その全部または一部を承認する場合には、あらかじめ当会社の承認を得ること。ただし、被害者に対する応急手当、護送、診療、治療、看護その他の緊急措置を行う場合を除きます。	損害賠償責任がないと認められる額
⑥ 損害賠償の請求（注1）についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知し、当会社の書面による同意を得ること。	左記の義務を怠ったことによって当会社が被った損害の額
⑦ 他の保険契約等の有無および内容（注2）について遅滞なく当会社に通知すること。	
⑧ ①から⑦までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害等または身体の障害の調査に協力すること。	

(2) (1)もしくは(3)の通知または次条の請求を受けた場合において、当会社が必要と認めたときは、当会社が費用を負担して、被保険者、補償対象者、被害者またはこれらの者の遺族に対し当会社の指定する医師による身体の診察または死体の検案を行うことを求めることがあります。

(3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(2)の規定による当会社の申出を拒んだ場合は、それにより当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(4) 次のいずれかに該当する場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

① 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)③アまたは⑧の書類に事実と異なる記載をした場合

② 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)③アまたは⑧の書類または証拠を偽造し、または変造した場合

(注1) 損害賠償の請求

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(注2) 他の保険契約等の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第18条（保険金の請求）

(1) 当会社に対する保険金請求権は、次のいずれかの時にそれぞれ発生し、これを行使することができるものとします。

保険金の種類	保険金請求権の発生時期
① 第1章物損害担保条項にかかる保険金	第1章物損害担保条項第1条（損害保険金を支払う場合）の事故による損害が発生した時
② 第2章休業損失等担保条項にかかる保険金	事故の営業に対する影響が消滅した状態に営業収益が復した時もしくは復したと認められる時または保険証券記載の約定補償期間が終了した時のいずれか早い時
③ 第3章賠償責任担保条項にかかる保険金	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時
④ 第4章傷害等担保条項にかかる保険金	次のいずれかの時 ア. 第1節補償費用担保条項にかかる保険金については、次のいずれかに該当する時 ア. 死亡補償保険金については、補償対象者が死亡し、かつ、その死亡に対して被保険者が補償対象者等に補償金を支払った時 イ. 後遺障害補償保険金については、次のいずれかの場合に該当し、かつ、後遺障害に対し被保険者が補償対象者等に補償

金を支払った時	
a. その補償対象者に後遺障害が発生した場合	
b. その補償対象者に傷害が発生した日からその日を含めて180日が経過した場合	
ウ. 入院補償保険金については、次のいずれかの場合に該当し、かつ、その入院に対して被保険者が補償対象者等に補償金を支払った時	
a. その補償対象者が被った第4章傷害等担保条項第1節補償費用担保条項第1条（保険金を支払う場合）の傷害の治療を目的とした入院が終了した場合	
b. その補償対象者に傷害が発生した日からその日を含めて180日が経過した場合	
エ. 手術補償保険金については、その補償対象者が第4章傷害等担保条項第1節補償費用担保条項第1条（保険金を支払う場合）の傷害の治療を直接の目的とした手術を受け、かつ、その手術に対して被保険者が補償対象者等に補償金を支払った時	
オ. 通院補償保険金については、次のいずれかの場合に該当し、かつ、その通院に対して被保険者が補償対象者等に補償金を支払った時	
a. その補償対象者が被った第4章傷害等担保条項第1節補償費用担保条項第1条（保険金を支払う場合）の傷害の治療を目的とした通院が終了した場合	
b. その補償対象者に対する通院補償保険金の支払われる日数が90日に達した場合	
c. その補償対象者に傷害が発生した日からその日を含めて180日を経過した場合	
イ. 第2節臨時費用担保条項にかかる保険金については、同節第1条（保険金を支払う場合）(1)の臨時費用につき被保険者の負担する額が決定した時	

(2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、別表6に掲げる書類または証拠のうち、当会社が求めるものを提出しなければなりません。

(3) 当会社は、事故等の内容または損害等の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、別表6に掲げるものの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(4) 次のいずれかに該当する場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

- ① 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合
- ② 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(2)または(3)の書類に事実と異なることを記載した場合
- ③ 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(2)または(3)の書類または証拠を偽造し、または変造した場合

第19条（保険金の支払時期）

(1) 当会社は、請求完了日からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故等の原因または発生の状況、損害等発生の有無および被保険者ならびに補償対象者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害等の額、事故等と損害等との関係、傷害の程度、事故と傷害との関係、治療の経過および内容
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害等について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(2) (1)の確認をするため、次の特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日からその日を含めてそれぞれ下表に定める延長後の日数（注1）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

特別な照会または調査	延長後の日数
① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査または調査の結果の照会（注2）	180日
② (1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断または鑑定等の結果の照会	90日
③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
⑤ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日
⑥ 同一の業務上の事由により身体の障害を被った補償対象者が多数となる場合または損害賠償請求の内容もしくは根拠が判例もしくは事例に鑑み特殊である場合等において、(1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会	180日

(3) (2)の特別な照会または調査を開始した後、(2)の期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合には、当会社は、(2)の期間内に被保険者との協議による合意に基づきその期間を延長することができます。

(4) (1)から(3)までの必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかつた場合（注3）には、これにより確認が遅延した期間については、(1)から(3)の期間に算入しないものとします。

(5) (1)の規定による保険金の支払は、当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

(注1) それぞれ下表に定める延長後の日数とします。

(注2) 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査または調査の結果の照会
弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(注3) その確認を妨げ、またはこれに応じなかつた場合

必要な協力を行わなかつた場合を含みます。

第20条（時効）

保険金請求権は、第18条（保険金の請求）(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合に、時効によって消滅します。

第21条（代位）

- (1) 損害等が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害等に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
- ① 当会社が損害等の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害等の額を差し引いた額
 - (2) (1)②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
 - (3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第 22 条 (契約内容の変更)

- (1) 保険契約者は、第 2 条 (告知義務)、第 3 条 (通知義務) および次条に該当しない他の契約内容の変更をしようとする場合は、書面をもってその旨を当会社に通知し、承認の請求を行わなければなりません。
- (2) (1)の場合において、当会社が書面を受領するまでの間に生じた損害等に対しては、当会社は、契約内容の変更の承認の請求がなかったものとして、保険金を支払います。

第 23 条 (保険契約者の変更)

- (1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当会社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。
- (2) (1)の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款およびこれに付帯された特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第 24 条 (保険契約者が複数の場合の取扱い)

- (1) この保険契約について、保険契約者が 2 名以上である場合は、当会社は、代表者 1 名を定めることを求めるることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者を代理するものとします。
- (2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者の中の 1 名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者に対しても効力を有するものとします。
- (3) 保険契約者が 2 名以上である場合には、各保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第 25 条 (記名被保険者が複数の場合の約款の適用)

記名被保険者が 2 名以上である場合は、それぞれの記名被保険者ごとにこの普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を適用します。

第 26 条 (訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第 27 条 (準拠法)

この保険契約に適用される普通保険約款および特約に規定のない事項については、日本の法令に準拠します。

別表 1 第 1 章損害担保条項第 8 条 (保険金の支払額および支払限度額) 関係

保険金の種類	支払限度額
損害保険金（第 1 条(1)）および損害防止費用（第 7 条(5)）	保険証券記載の物損害担保条項の保険金額
通貨等盗難損害保険金（第 1 条(2)）	100 万円
物損害事故付随費用保険金（第 2 条）	保険証券記載の物損害事故付隨費用保険金額

別表 2 第 4 章傷害等担保条項第 1 節補償費用担保条項第 4 条（保険金を支払わない場合）

- (3)① および第 2 節臨時費用担保条項第 4 条（保険金を支払わない場合）(2)①の運動等
- 山岳登はん（注 1）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（注 2）操縦（注 3）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（注 4）搭乗、ジャイロフレンチ搭乗その他これらに類する危険な運動
- （注 1） 山岳登はん
ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）をいいます。
- （注 2） 航空機
グライダーおよび飛行船を除きます。
- （注 3） 操縦
職務として操縦する場合を除きます。
- （注 4） 超軽量動力機
モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシート型超軽量動力機（パラグライダー等をいいます。）を除きます。

別表 3 第 4 章傷害等担保条項第 1 節補償費用担保条項第 6 条（後遺障害補償保険金の支払限度額）および第 2 節臨時費用担保条項第 1 条（保険金を支払う場合）(1)②の後遺障害

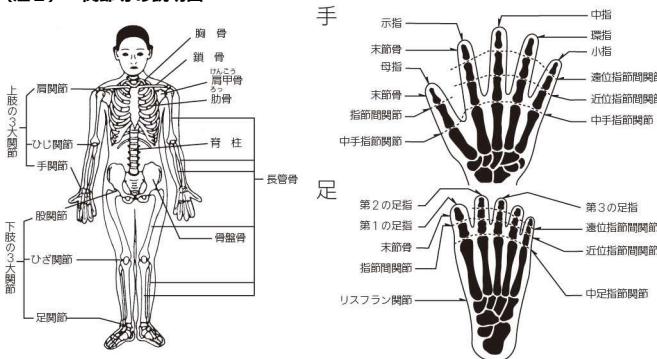
等級	後遺障害	保険金支払割合
第 1 級	① 両眼が失明したもの ② 咀しゃくおよび言語の機能を廃したもの ③ 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ⑤ 上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑥ 上肢の用を全廃したるもの ⑦ 下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑧ 下肢の用を全廃したるもの	100%
第 2 級	① 1 眼が失明し、他眼の矯正視力が 0.02 以下になったもの ② 両眼の矯正視力が 0.02 以下になったもの ③ 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、隨時介護を要するもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随时介護を要するもの ⑤ 上肢を手関節以上で失ったもの ⑥ 下肢を足関節以上で失ったもの	89%
第 3 級	① 1 眼が失明し、他眼の矯正視力が 0.06 以下になったもの ② 咀しゃくまたは言語の機能を廃したもの ③ 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服すことができないもの	78%

	④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服すことができないもの ⑤ 両手の手指の全部を失ったもの	
第 4 級	① 両眼の矯正視力が 0.06 以下になったもの ② 咀しゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの ③ 両耳の聴力を全く失ったもの ④ 1 上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑤ 1 下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑥ 両手の手指の全部の用を廃したもの ⑦ 両足をリストラン関節以上で失ったもの	69%
第 5 級	① 1 眼が失明し、他眼の矯正視力が 0.1 以下になったもの ② 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服すことができないもの ③ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服すことができないもの ④ 1 上肢を手関節以上で失ったもの ⑤ 1 下肢を足関節以上で失ったもの ⑥ 1 上肢の用を全廃したもの ⑦ 1 下肢の用を全廃したもの ⑧ 両足の足指の全部を失ったもの	59%
第 6 級	① 両眼の矯正視力が 0.1 以下になったもの ② 咀しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すもの ③ 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解すことができない程度になったもの ④ 1 眼の聴力を全く失い、他耳の聴力が 40 cm 以上の距離では普通の話声を解すことができない程度になったもの ⑤ 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの ⑥ 1 上肢の 3 大関節中の 2 大関節の用を廃したもの ⑦ 1 下肢の 3 大関節中の 2 大関節の用を廃したもの ⑧ 1 手の 5 の手指または母指を含み 4 の手指を失ったもの	50%
第 7 級	① 1 眼が失明し、他眼の矯正視力が 0.6 以下になったもの ② 両耳の聴力が 40 cm 以上の距離では普通の話声を解すことができない程度になったもの ③ 1 眼の聴力を全く失い、他耳の聴力が 1 m 以上の距離では普通の話声を解すことができない程度になったもの ④ 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服すことができないもの ⑤ 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服すことができないもの ⑥ 1 手の母指を含み 3 の手指を失ったものまたは母指以外の 4 の手指を失ったもの ⑦ 1 手の 5 の手指または母指を含み 4 の手指の用を廃したもの ⑧ 1 足をリストラン関節以上で失ったもの ⑨ 1 上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの ⑩ 1 下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの ⑪ 両足の足指の全部の用を廃したもの ⑫ 外貌に著しい醜状を残すもの ⑬ 両側の睾丸を失ったもの	42%
第 8 級	① 1 眼が失明し、または 1 眼の矯正視力が 0.02 以下になったもの ② 脊柱に運動障害を残すもの ③ 1 手の母指を含み 2 の手指を失ったものまたは母指以外の 3 の手指を失ったもの ④ 1 手の母指を含み 3 の手指の用を廃したものまたは母指以外の 4 の手指の用を廃したもの ⑤ 1 下肢を 5 cm 以上短縮したもの ⑥ 1 上肢の 3 大関節中の 1 大関節の用を廃したもの ⑦ 1 下肢の 3 大関節中の 1 大関節の用を廃したもの ⑧ 1 上肢に偽関節を残すもの ⑨ 1 下肢に偽関節を残すもの ⑩ 1 足の足指の全部を失ったもの	34%
第 9 級	① 両眼の矯正視力が 0.6 以下になったもの ② 1 眼の矯正視力が 0.06 以下になったもの ③ 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの ④ 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの ⑤ 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの ⑥ 咀しゃくおよび言語の機能に障害を残すもの ⑦ 両耳の聴力が 1 m 以上の距離では普通の話声を解すことができない程度になったもの ⑧ 1 眼の聴力が耳に接しなければ大声を解すことができない程度になり、他耳の聴力が 1 m 以上の距離では普通の話声を解すことが困難である程度になったもの ⑨ 1 眼の聴力を全く失ったもの ⑩ 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの ⑪ 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの ⑫ 1 手の母指または母指以外の 2 の手指を失ったもの ⑬ 1 手の母指を含み 2 の手指の用を廃したものまたは母指以外の 3 の手指の用を廃したもの ⑭ 1 足の第 1 の足指を含み 2 以上の足指を失ったもの ⑮ 1 足の足指の全部の用を廃したもの ⑯ 外貌に相当程度の醜状を残すもの ⑰ 生殖器に著しい障害を残すもの	26%
第 10 級	① 1 眼の矯正視力が 0.1 以下になったもの ② 正面視で復視を残すもの ③ 咀しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの ④ 14 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ⑤ 両耳の聴力が 1 m 以上の距離では普通の話声を解すことが困難である程度になったもの ⑥ 1 眼の聴力が耳に接しなければ大声を解すことができない程度になったもの ⑦ 1 手の母指または母指以外の 2 の手指の用を廃したもの ⑧ 1 下肢を 3 cm 以上短縮したもの ⑨ 1 足の第 1 の足指または他の 4 の足指を失ったもの ⑩ 1 上肢の 3 大関節中の 1 大関節の機能に著しい障害を残すもの ⑪ 1 下肢の 3 大関節中の 1 大関節の機能に著しい障害を残すもの	20%

第 11 級	<p>① 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの ② 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの ③ 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの ④ 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ⑤ 両耳の聴力が 1m 以上の距離では小声を解することができない程度になったもの ⑥ 1耳の聴力が 40 cm 以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ⑦ 脊柱に変形を残すもの ⑧ 1手の示指、中指または環指を失ったもの ⑨ 1足の第 1 の足指を含み 2 以上の足指の用を廃したもの ⑩ 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの</p>	15%
第 12 級	<p>① 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの ② 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの ③ 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ④ 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの ⑤ 鎖骨・胸骨・肋骨・肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの ⑥ 1上肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に障害を残すもの ⑦ 1下肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に障害を残すもの ⑧ 長管骨に変形を残すもの ⑨ 1手の小指を失ったもの ⑩ 1手の示指、中指または環指の用を廃したもの ⑪ 1足の第 2 の足指を失ったもの、第 2 の足指を含み 2 の足指を失ったものまたは第 3 の足指以下の 3 の足指を失ったもの ⑫ 1足の第 1 の足指または他の 4 の足指の用を廃したもの ⑬ 局部に頑固な神経症状を残すもの ⑭ 外貌に醜態を残すもの</p>	10%
第 13 級	<p>① 1眼の矯正視力が 0.6 以下になったもの ② 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの ③ 正面視以外で複視を残すもの ④ 両眼のまぶたの一部に欠損を残したまたはまづげはげを残すもの ⑤ 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ⑥ 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの ⑦ 1手の小指の用を廃したもの ⑧ 1手の母指の指骨の一部を失ったもの ⑨ 1下肢を 1cm 以上短縮したもの ⑩ 1足の第 3 の足指以下の 1 または 2 の足指を失ったもの ⑪ 1足の第 2 の足指の用を廃したものの、第 2 の足指を含み 2 の足指の用を廃したものまたは第 3 の足指以下の 3 の足指の用を廃したもの</p>	7 %
第 14 級	<p>① 1眼のまぶたの一部に欠損を残したまたはまづげはげを残すもの ② 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ③ 1耳の聴力が 1m 以上の距離では小声を解することができない程度になったもの ④ 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの ⑤ 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの ⑥ 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの ⑦ 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの ⑧ 1足の第 3 の足指以下の 1 または 2 の足指の用を廃したもの ⑨ 局部に神経症状を残すもの</p>	4 %

備考

- (1) 視力の測定は万国式試視力表によるものとします。
 - (2) 手指を失ったものは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
 - (3) 手指の用を廃したものは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節間関節もしくは近位指節間関節（母指にあつては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。
 - (4) 足指を失ったものは、その全部を失ったものをいいます。
 - (5) 足指の用を廃したものは、第 1 の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節間関節もしくは近位指節間関節（第 1 の足指にあつては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。
- (注 1) 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。
 (注 2) 関節等の説明図



別表 4 第 4 章傷害等担保条項第 1 節補償費用担保条項第 6 条（後遺障害補償保険金の支払限度額）(6)の後遺障害

- ① 両眼が失明した場合
 - ② 両耳の聴力を全く失った場合
 - ③ 両腕（手関節以上をいう）を失った場合または両腕の 3 大関節中の 2 関節もしくは 3 関節の機能を全く廃した場合
 - ④ 両脚（足関節以上をいう）を失った場合または両脚の 3 大関節中の 2 関節もしくは 3 関節の機能を全く廃した場合
 - ⑤ 1腕を失ったまたは 3 大関節中の 2 関節もしくは 3 関節の機能を全く廃し、かつ、1脚を失ったまたは 3 大関節中の 2 関節もしくは 3 関節の機能を全く廃した場合
- (注 1) ③および④の規定中「手関節」および「足関節」については別表 3 (注 2) の関節等の説明図によります。
 (注 2) ③および④の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

別表 5 第 4 章傷害等担保条項第 1 節補償費用担保条項第 8 条（通院補償保険金の支払限度額）(2)の部位

1. 長管骨または脊柱
 2. 長管骨に接続する上肢または下肢の 3 大関節部分。ただし、長管骨を含めギブス等（注）を装着した場合に限ります。
 3. 肋骨・胸骨。ただし、体幹部にギブス等（注）を装着した場合に限ります。
- (注) ギブス等
ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいいます。
 注 1. から 3.までの規定中「長管骨」、「脊柱」、「上肢または下肢の 3 大関節部分」および「肋骨・胸骨」については、別表 3 (注 2) の図に示すところによります。

別表 6 第 5 章基本条項第 18 条（保険金の請求）(2)の保険金請求書類

- (1) 第 1 章物損傷担保条項の保険金請求書類
 - ① 保険金請求書
 - ② 保険証券
 - ③ 当会社の定める損害状況報告書
 - ④ 損害見積書
 - ⑤ 保険の目的の盗難による損害の場合は、所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類
 - ⑥ その他当会社が第 5 章基本条項第 19 条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
 - (2) 第 2 章休業損失等担保条項の保険金請求書類
 - ① 保険金請求書
 - ② 保険証券
 - ③ 第 2 章休業損失等担保条項第 1 条（保険金を支払う場合）(1)の事故の場合においては、記名被保険者または供給者等の物件等に損害が発生した事実もしくはその内容を証明する公の機関が発行する書類または当会社の定める事故状況報告書
 - ④ 第 2 章休業損失等担保条項第 1 条（保険金を支払う場合）(2)の事故の場合においては、事故が発生した事実もしくはその内容を証明する公の機関が発行する書類または当会社の定める事故状況報告書
 - ⑤ 損失見積書および支出した費用の額が確認できる書類
 - ⑥ 保険の目的の盗難による損害の場合は、所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類
 - ⑦ その他当会社が第 5 章基本条項第 19 条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
 - (3) 第 3 章賠償責任等担保条項の保険金請求書類
 - ① 保険金請求書
 - ② 保険証券
 - ③ 公の機関が発行する損害等が発生した事実もしくはその内容を証明する書類または当会社の定める損害状況報告書
 - ④ 損害の原因が盗難によるものである場合は、所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類
 - ⑤ 身体の障害の程度を示す診断書（注）および戸籍謄本
 - ⑥ この保険契約が適用される被害の額を証明する書類
 - ⑦ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書その他これに代わるべき書類
 - ⑧ 損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
 - ⑨ その他当会社が第 5 章基本条項第 19 条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (注) 診断書
死亡診断書および後遺障害診断書を含みます。

- (4) 第 4 章傷害等担保条項第 1 節補償費用担保条項の保険金請求書類
保険金を請求する場合には、○を付した書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

提出書類	保険金種類	死亡	後遺障害	入院	手術	通院
① 保険金請求書		○	○	○	○	○
② 保険証券		○	○	○	○	○
③ 当会社の定める損害状況報告書		○	○	○	○	○
④ 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書		○	○	○	○	○
⑤ 傷害を被った者が補償対象者の範囲に含まれていることを証明する書類		○	○	○	○	○
⑥ 補償対象者が記名被保険者の使用者である場合においては、傷害が記名被保険者の業務に従事している間に被ったものであることを証明する書類		○	○	○	○	○
⑦ 補償対象者が記名被保険者の下請負人またはその構成員である場合においては、傷害が記名被保険者から請け負った業務に従事している間に被ったものであることを証明する書類		○	○	○	○	○
⑧ 死亡診断書または死体検案書		○				
⑨ 後遺障害もしくは傷害の程度または手術の内容を証明する補償対象者以外の医師の診断書			○	○	○	○
⑩ 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類				○		○
⑪ 補償対象者の治療内容等について病院または診療所に照会することに関する補償対象者等の同意書		○	○	○	○	○
⑫ 被保険者の印鑑証明書		○	○	○	○	○
⑬ 記名被保険者が法定外補償規定等を定めているときは、その法定外補償規定等の写し		○	○	○	○	○
⑭ 補償対象者等への支払いを証する書類		○	○	○	○	○
⑮ 補償対象者の戸籍謄本		○				
⑯ 補償対象者の法定相続人の戸籍謄本		○				
⑰ 保険金請求の委任を証する書類および委任を受け		○	○	○	○	○

た者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）					
⑯ その他当会社が第5章基本条項第19条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの	<input type="radio"/>				

(5) 第4章傷害等担保条項第2節臨時費用担保条項の保険金請求書類

① 保険金請求書
② 保険証券
③ 傷害を被った者または死亡した者が補償対象者の範囲に含まれていることを証明する書類
④ 傷害が記名被保険者の業務に従事している間に被ったものであることを証明する書類（業務に従事している間に傷害を被った場合）
⑤ 補償対象者の死亡に伴う保険金請求の場合は、死亡診断書または死体検案書
⑥ 補償対象者の後遺障害に伴う保険金請求の場合は、後遺障害の程度を証明するその補償対象者以外の医師の診断書および補償対象者の治療内容等について病院または診療所に照会することに関する補償対象者等の同意書
⑦ 記名被保険者が費用を支払ったことおよびその金額を証明する書類。ただし、10万円以内の保険金請求分を除きます。
⑧ 被保険者の印鑑証明書
⑨ 保険金請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（第三者に委任する場合）
⑩ その他当会社が第5章基本条項第19条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

特約適用規定

保険証券の「特約」または「その他特約」欄もしくは保険証券に添付される契約条件書（兼）明細書の「付帯される特約」欄にコードが記載されている特約および下表の「適用される場合」欄に記載された保険証券の表示内容に応じた特約が適用されます。この冊子に収録されていない特約を締結された場合は、別途特約を添付いたします。

No	特 約 名 称	特 約 コード	適 用 さ れ る 場 合	掲載頁
1	事業活動総合保険追加特約	C 1	すべてのご契約	20 頁
2	事業所限定補償特約	C 4	「マルチリスクプラン」または「賠償プラン」の「事業所限定方式」にご加入の場合	28 頁
3	物損害ユニット不担保特約	C 5	「マルチリスクプラン」に加入の場合で、「物損害ユニット」を付帯しない場合および「賠償プラン」または「傷害プラン」にご加入の場合	31 頁
4	休業ユニット不担保特約	C 6	「マルチリスクプラン」に加入の場合で、「休業ユニット」を付帯しない場合および「賠償プラン」または「傷害プラン」にご加入の場合	31 頁
5	賠償ユニット不担保特約	C 7	「マルチリスクプラン」に加入の場合で、「賠償ユニット」を付帯しない場合および「傷害プラン」にご加入の場合	31 頁
6	傷害ユニット不担保特約	C 8	「マルチリスクプラン」に加入の場合で、「傷害ユニット」を付帯しない場合および「賠償プラン」にご加入の場合	31 頁
7	エコノミープラン特約（企業包括方式用）	E 1	「マルチリスクプラン」または「賠償プラン」の「企業包括方式」かつ「エコノミープラン」にご加入の場合	31 頁
8	エコノミープラン特約（事業所限定方式用）	E 2	「マルチリスクプラン」または「賠償プラン」の「事業所限定方式」かつ「エコノミープラン」にご加入の場合	32 頁
9	クレーム等対応費用補償特約	M 1	—	34 頁
10	従業員による不誠実行為補償特約	M 2	—	35 頁
11	使用者賠償責任補償特約	L E	保険証券の使用者賠償責任補償特約の保険金額欄に金額が表示されている場合	36 頁
12	死亡のみ補償特約（使用者賠償責任補償特約用）	L F	—	38 頁
13	天災危険補償特約（業務上用）	A 1	—	38 頁
14	入院一時金補償保険金支払特約（補償費用担保条項用）	A 2	保険証券の「入院一時金（業務上）」の保険金額欄に金額が表示されている場合	38 頁
15	退院療養一時金補償保険金支払特約（補償費用担保条項用）	A 3	保険証券の「退院療養一時金（業務上）」の保険金額欄に金額が表示されている場合	39 頁
16	後遺障害補償保険金の追加支払に関する特約（補償費用担保条項用）	A 4	—	39 頁
17	後遺障害補償保険金支払割合変更特約（補償費用担保条項用）	A R	—	39 頁
18	入院補償保険金および手術補償保険金支払日数延長特約（365 日用）（補償費用担保条項用）	A 8	—	39 頁
19	入院補償保険金および手術補償保険金支払日数延長特約（730 日用）（補償費用担保条項用）	A 9	—	39 頁
20	入院補償保険金および手術補償保険金支払日数延長特約（1,000 日用）（補償費用担保条項用）	A A	—	39 頁
21	休業補償保険金支払特約（補償費用担保条項用）	A B	保険証券の「休業保険金（休業日額）」の保険金額欄に金額が表示されている場合	40 頁
22	入通院臨時費用補償特約（臨時費用担保条項用）	A C	保険証券記載の「臨時費用 – 入通院」の保険金額欄に金額が表示されている場合	40 頁
23	死亡補償保険金および後遺障害補償保険金不担保特約（補償費用担保条項用）	A D	保険証券の「死亡・後遺障害（業務上）」の保険金額欄に金額が表示されていない場合	41 頁
24	入院補償保険金および手術補償保険金不担保特約（補償費用担保条項用）	A E	保険証券の「入院日額（業務上）」の保険金額欄に金額が表示されていない場合	41 頁
25	通院補償保険金不担保特約（補償費用担保条項用）	A F	保険証券の「通院日額（業務上）」の保険金額欄に金額が表示されていない場合	41 頁
26	臨時費用不担保特約（臨時費用担保条項用）	A G	保険証券の「臨時費用（死亡・後遺障害）」の保険金額欄に金額が表示されていない場合	41 頁
27	脳・心疾患等補償特約	A N	—	41 頁
28	雇用慣行賠償責任補償特約	A P	保険証券の雇用慣行賠償責任補償特約の保険金額欄に金額が表示されている場合	42 頁
29	業務外補償費用補償特約（補償費用担保条項用）	B X	保険証券の「死亡・後遺障害（業務外）」、「入院日額（業務外）」および「通院日額（業務外）」の保険金額欄のいずれかに金額が表示されている場合	44 頁
30	天災危険補償特約（業務外補償費用補償特約用）	B 1	—	45 頁
31	業務外入院一時金補償保険金支払特約（業務外補償費用補償特約用）	B 2	保険証券の「入院一時金（業務外）」の保険金額欄に金額が表示されている場合	45 頁
32	業務外退院療養一時金補償保険金支払特約（業務外補償費用補償特約用）	B 3	保険証券の「退院療養一時金（業務外）」の保険金額欄に金額が表示されている場合	45 頁
33	業務外後遺障害補償保険金の追加支払に関する特約（業務外補償費用補償特約用）	B 4	—	46 頁
34	業務外後遺障害補償保険金支払割合変更特約（補償費用担保条項用）	B R	—	46 頁
35	業務外入院補償保険金および業務外手術補償保険金支払日数延長特約（365 日用）（業務外補償費用補償特約用）	B 8	—	46 頁
36	業務外入院補償保険金および業務外手術補償保険金支払日数延長特約（730 日用）（業務外補償費用補償特約用）	B 9	—	46 頁
37	業務外入院補償保険金および業務外手術補償保険金支払日数延長特約（1,000 日用）（業務外補償費用補償特約用）	B A	—	46 頁

No	特 約 名 称	特 約 コード	適 用 さ れ る 場 合	掲載頁
38	業務外死亡補償保険金および業務外後遺障害補償保険金不担保特約 (業務外補償費用補償特約用)	B D	保険証券の「死亡・後遺障害(業務外)」の保険金額欄に金額が表示されていない場合	47 頁
39	業務外入院補償保険金および業務外手術補償保険金不担保特約 (業務外補償費用補償特約用)	B E	保険証券の「入院日額(業務外)」の保険金額欄に金額が表示されていない場合	47 頁
40	業務外通院補償保険金不担保特約 (業務外補償費用補償特約用)	B F	保険証券の「通院日額(業務外)」の保険金額欄に金額が表示されていない場合	47 頁
41	補償対象者追加特約(構内下請負人等追加用)	A Q	-	47 頁
42	補償対象者追加特約(工事業下請負人追加:包括方式用)	A J	-	47 頁
43	補償対象者追加特約(労働者派遣事業者用)	A K	-	48 頁
44	保険料分割払特約(一般用)	C C	-	48 頁
45	初回保険料の口座振替に関する特約	C D	-	49 頁
46	保険金支払に関する特約	D 1	-	49 頁
47	商工三団体特約集(事業活動総合保険用)	-	-	49 頁
48	労働者派遣事業者に関する特約(商工三団体用)	-	-	50 頁
49	保険料分割払特約(一般団体用)(商工三団体用)	-	-	50 頁

特約

1. 事業活動総合保険追加特約

<用語の定義（五十音順）>

この特約が付帯された保険契約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
工事業務	建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 1 章第 2 条第 2 項にいう、元請、下請その他の名義をもつてするかを問わず、建設工事の完成を請け負う営業をいいます。
普通保険約款	事業活動総合保険普通保険約款をいいます。
物流業務	次の業務をいいます。 ① 第 2 章休業損失等担保条項および第 4 章傷害等担保条項については貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 2 条第 1 項にいう貨物自動車運送事業をいい、貨物自動車運送事業を営む者が行う倉庫業（注 1）およびこん包業（注 2）を含みます。 ② 第 3 章賠償責任担保条項については次の業務をいいます。 ア. 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 2 条第 1 項にいう貨物自動車運送事業 イ. 倉庫業（注 1） ウ. こん包業（注 2） エ. アからウまでの業務以外の運輸またはこれらに附帯する業務 (注 1) 倉庫業 倉庫業法（昭和 31 年法律第 121 号）第 2 条第 2 項にいう倉庫業をいいます。 (注 2) こん包業 荷造業、貨物こん包業、組立こん包業、工業製品組立こん包業、輸出こん包業をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。

第 1 章 物損害担保条項

第 1 条（軒下の取扱い）

当会社は普通保険約款第 1 章物損害担保条項第 1 条（損害保険金を支払う場合）の（注 1）の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

（注 1） 建物内

対象建物以外の建物内および軒下を含みます。

第 2 条（保険の目的の範囲）

- (1) 当会社は、普通保険約款第 1 章物損害担保条項第 6 条（保険の目的の範囲）(3)(2) の規定にかかわらず、原動機付自転車を保険の目的に含めます。
- (2) 当会社は、普通保険約款第 1 章物損害担保条項第 6 条（保険の目的の範囲）(3)(8) の規定にかかわらず、動物、植物が商品・製品等である場合は、保険の目的に含めます。
- (3) 当会社は、この特約により、普通保険約款第 1 章物損害担保条項第 6 条（保険の目的の範囲）(3) に掲げる財物のほか、テープ、カード、ディスク、ドラム等の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに準じるものについても、保険の目的に含みません。
- (4) (1)から(3)の規定は、他の同条の読み替える規定に対して、優先して適用します。

第 3 条（読み替える規定 - 保険金を支払わない場合）

当会社は、普通保険約款第 1 章物損害担保条項第 3 条（保険金を支払わない場合）(1)④ の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

- ④ 対象建物外に設置された看板、自動販売機（注 4）について生じた損害。ただし、記名被保険者が対象建物の所有者でない場合において、対象建物に付加した看板については、損害保険金を支払います。

第 4 条（保険金を支払わない場合の追加）

- (1) 当会社は、普通保険約款第 1 章物損害担保条項第 1 条（損害保険金を支払う場合）(1) の事故によって保険の目的に生じた損害のうち、商品・製品等である植物において、損害発生後 7 日を超えて枯死（注 1）した損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 当会社は、保険の目的である原動機付自転車について、建物外（注 2）において生じた損害に対しては、その原因がこの保険契約で保険金を支払うべき事故であるか否かを問わず、保険金を支払いません。ただし、保険の目的である原動機付自転車が建物外にある場合でも、対象敷地内にある間に、この保険契約で支払うべき事故（注 3）によって生じた損害に対しては、保険金を支払います。

（注 1） 枯死

その植物の生命が全く絶たれた状態をいいます。

（注 2） 建物外

対象建物以外の建物内を含みます。

（注 3） この保険契約で保険金を支払うべき事故

車両の衝突、追突、接触、転覆、脱線、墜落、架線障害または電気的事故もしくは機械的事故を除きます。

第 5 条（保険金を支払わない場合 - サイバー攻撃等）

(1) この条において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
悪意のあるコード	コンピュータウイルス、トロイの木馬、キーロガーや、スパイウェア、アドウェア、ワーム、ロジックボム等の有害なソフトウェアコードをいいます。
コンピュータシステム	コンピュータ、無線・モバイル通信機器、入力・出力機器、データ記憶機器等のハードウェアまたはソフトウェアをいい、これらをつなぐ通信用回線を含みます。
サイバー攻撃等	次のいずれかの行為が実施されることをいいます。 ① コンピュータシステム上の電子データまたはソフトウェアの盗難、改ざんまたは破壊 ② コンピュータシステムに対する不正なアクセスおよび使用等 ③ コンピュータシステムに対する DoS 攻撃またはそのアクセス

の制限もしくは禁止	
④ コンピュータシステムへの悪意のあるコードの送信	
⑤ その他①から④に類似する行為	
ソフトウェア	コンピュータシステムに対して何らかの動作を処理させるための命令、手順等を記述したプログラム、コードまたはアプリケーションをいい、電子データを含みません。
電子データ	電子的方式で記録または保存された情報をいいます。
DoS 攻撃	コンピュータシステムがサービスを提供できない状態にすること等を目的とし、コンピュータシステムに対して過剰な負荷をかける意図的な行為をいいます。
不正なアクセスおよび使用等	次のいずれかをいいます。 ① コンピュータシステムの正当な使用権限を有さない者によるコンピュータシステムへのアクセスまたはコンピュータシステムの正当な使用権限を有する者によるコンピュータシステムを管理するものにより許可されていない方法によるコンピュータシステムへのアクセス ② コンピュータシステムの正当な使用権限を有さない者によるコンピュータシステムの使用またはコンピュータシステムの正当な使用権限を有する者によるコンピュータシステムを管理するものにより意図された目的以外でのコンピュータシステムの使用

- (2) 当会社は、直接であると間接であるとを問わずサイバー攻撃等の結果として生じた損害、費用に対しては、保険金を支払いません。ただし、保険の目的に火災、破裂または爆発が生じた場合を除きます。
- (3) この条は、この保険契約に付帯された他の特約の規定および他の読み替える規定に対して、優先して適用します。ただし、第 2 条（保険の目的の範囲）および情報メディア等損害賠償特約を除きます。
- (4) (3)にかかわらず、この特約が付帯された保険契約に事業所限定補償特約が付帯されている場合については、同一特約第 1 章物損害担保条項第 3 条（読み替える規定 - 保険の目的の範囲）の規定を優先して適用します。

第 6 条（乗車券等の取扱い）

- (1) 当会社は、この特約により、普通保険約款第 1 章物損害担保条項第 1 条（損害保険金を支払う場合）(2)の(2)の通貨もしくは預貯金証書等に乗車券等（注 1）を含めるものとします。
- (2) 乗車券等（注 1）に盗難事故が発生した場合には、記名被保険者は直ちに発行者である運輸機関または宿泊施設などへ届け出をしなければなりません。

（注 1） 乗車券等

運輸機関により発行された乗車券であり、宿泊施設等によって発行された宿泊券を含みます。

第 7 条（屋上緑化費用）

(1) この条において、次の用語は、次の定義によります。

用語	定義
屋上緑化費用	環境対策の措置として、建物を緑化するための次のいずれかに規定する費用をいいます。 ① 建物を建て替える場合は、建て替えた後の建物上（注 1）における植栽施工費用（注 2） ② 建物の屋上または外壁を修復する場合は、その修復部分における植栽施工費用（注 2） (注 1) 建物上 屋上または外壁をいいます。 (注 2) 植栽施工費用 樹木、芝、草花等の植栽に要した施工費用をいい、施工後における樹木、芝、草花等の維持管理費用を除きます。

- (2) 当会社は、この特約により、屋上緑化費用を普通保険約款第 1 章物損害担保条項第 2 条（費用保険金を支払う場合）に規定する物損害事故付随費用に含めるものとします。ただし、保険の目的に生じた損害の原因となった対象事故により、損害を受けた保険の目的を収容する記名被保険者の建物の屋上または外壁に損害が生じた場合に支出する費用にかぎります。

- (3) 当会社に対する、(2)の屋上緑化費用にかかる物損害事故付隨費用保険金の請求権は、普通保険約款第 5 章基本条項第 18 条（保険金の請求）(1)①の規定にかかわらず、被保険者が(2)に規定する屋上緑化費用を負担した時から発生し、これを行使することができるものとします。

第 8 条（業務固有補償 - 工事業）

(1) 本条の規定は、被保険者が行う工事業務に起因する事故について適用します。

(2) この条において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
工事の目的物	新たに建築、設置、取付けまたは交換等を行い完成後に使用または引渡しをする物もしくは販売目的で施工する物をいい、既存建物等の作業の対象物および引渡しが完了した物または販売した物を含みません。
工事用仮設材	仮工事の目的物の一部を構成する資材をいいます。
工事用仮設物	工事のために仮設される電気配線、配管、電話、伝令設備、照明設備、保安設備、消火設備、防護シートその他の工事用仮設物をいいます。
工事用仮設備	発電器、バッチャープラント、受電設備、変電設備または荷役設備等の据付型機械設備をいい、据付費および付帯設備工事費を含みます。
工事用機械器具	建設用玉作車等、建設機械または測量機器等の非据付型機械器具をいい、金槌、鋸 および金型等を含みません。
工事用材料	工事の目的物の一部を構成する資材をいいます。

- (3) 当会社は、普通保険約款第 1 章物損害担保条項第 6 条（保険の目的の範囲）(1)の規定にかかわらず、次の財物は、保険の目的に含めません。

- ① 工事の目的物
- ② ①に付随する支保工、型枠工、支持枠工、足場工、土留工、防護工その他の仮工事の目的物
- ③ ①または②の工事のための工事用仮設物
- ④ 現場事務所、宿舎、倉庫その他の工事用仮設建物およびこれらに収容されている什器または備品（注 1）
- ⑤ 工事用材料

- ⑥ 工事用仮設材
⑦ 工事用仮設設備および工事用機械器具ならびにこれらの部品

(注1) 什器または備品

記名被保険者の使用者等が所有する業務外の目的で使用する物ならびに工事用仮設設備および工事用機械器具を含みません。

第2章 休業損失等担保条項

第1条 (用語の定義の追加)

この特約が付帯された保険契約において、普通保険約款第2章休業損失等担保条項の用語の定義に、次の用語を追加します。

用語	定義
商品流通管理システム	販売活動把握のために用いられるシステムで、通信回線等を用いて対象施設の端末と連結する財物をいいます。

第2条 (読替規定)

(1) 当会社は、普通保険約款第2章休業損失等担保条項の用語の定義の「商品流通管理システムの中断」および「ユーティリティの中止」を、次のとおり読み替えて適用します。

用語	定義
商品流通管理システムの中断	不測かつ突発的な事由に起因して商品流通管理システムが損害を受けた結果、その機能が停止、中断または阻害されることをいいます。
ユーティリティの中止	不測かつ突発的な事由に起因してユーティリティ設備が損害を受けた結果、その機能が停止または阻害される事により、電気、ガス、熱もしくは水道の供給または電信・電話の中継が中断または阻害されることをいいます。

(2) 当会社は普通保険約款第2章休業損失等担保条項第1条(保険金を支払う場合)の(注)の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

(注) 建物内

対象建物以外の建物内および軒下を含みます。

(3) 当会社は、普通保険約款第2章休業損失等担保条項第3条(対象物件の範囲)(1)の「この章における対象物件は、次のものとします。」は、「この章における対象物件は、次の財物とします。」と読み替えて適用します。なおこの規定は、この規定以外による同条の読み替え規定に対して、優先して適用します。

第3条 (保険期間と保険金を支払う場合の関係)

当会社は、保険期間中に記名被保険者の営業が休止または阻害された直接の原因となる対象事故または事由が発生した場合にかぎり、普通保険約款第2章休業損失等担保条項に規定する保険金を支払います。

第4条 (対象物件の範囲)

- (1) 当会社は、普通保険約款第2章休業損失等担保条項第3条(対象物件の範囲)(2)(2)の規定にかかわらず、原動機付自転車を対象物件に含めます。
(2) 当会社は、普通保険約款第2章休業損失等担保条項第3条(対象物件の範囲)(2)(8)の規定にかかわらず、動物、植物が商品・製品等である場合は、対象物件に含みます。
(3) (1)から(2)の規定は、他の同条の読み替え規定に対して、優先して適用します。

第5条 (読替規定－保険金を支払わない場合)

当会社は、普通保険約款第2章休業損失等担保条項第2条(保険金を支払わない場合)の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

- ② 対象建物外に設置された看板、自動販売機(注6)について生じた損害。ただし、記名被保険者が対象建物の所有者でない場合において、対象建物に付加した看板について生じた損害については、保険金を支払います。

第6条 (保険金を支払わない場合の追加)

- (1) 当会社は、普通保険約款第2章休業損失等担保条項第1条(保険金を支払う場合)の事故によって対象物件に生じた損害のうち、商品・製品等である植物において、損害発生後7日を超えて枯死(注1)した結果、生じた損失等に対しては、保険金を支払いません。
(2) 当会社は、対象物件である原動機付自転車が建物外(注2)において損害を受けた結果生じた損失等に対しては、この保険契約で保険金を支払うべき事故であるか否かを問わず、保険金を支払いません。ただし、対象物件である原動機付自転車が建物外にある場合でも、対象敷地内にある間に、この保険契約で支払うべき事故(注3)で損害を受けた結果生じた損失等に対しては、保険金を支払います。

(注1) 枯死

その植物の生命が全く絶たれた状態をいいます。

(注2) 建物外

対象建物以外の建物内を含みます。

(注3) この保険契約で保険金を支払うべき事故

車両の衝突、追突、接触、転覆、脱線、墜落、架線障害または電気的事故もしくは機械的事故を除きます。

第7条 (保険金を支払わない場合－サイバー攻撃等)

- (1) この条においては、第1章物損害担保条項第5条(保険金を支払わない場合－サイバー攻撃等)(1)の用語の定義を準用します。
(2) 当会社は、この条においては、普通保険約款第2章休業損失等担保条項第3条(対象物件の範囲)の規定にかかわらず、敷地外ユーティリティ設備を対象物件に含めます。
(3) 当会社は、直接である間接であると問わず対象物件がサイバー攻撃等によって損害を受けた結果として生じた損失等に対しては、保険金を支払いません。ただし、対象物件に火災、破裂または爆発が生じた場合を除きます。
(4) (3)の規定に従いながら、普通保険約款第2章休業損失等担保条項第3条(対象物件の範囲)(1)(5)に掲げる財物(注)および敷地外ユーティリティ設備については、(3)ただし書きの規定を適用しません。
(5) この条は、この保険契約に付帯された他の特約の規定および他の読み替え規定に対して、優先して適用します。ただし、第4条(対象物件の範囲)およびネットワーク中斷による休業損失等補償特約を除きます。
(6) (5)にかかわらず、この特約が付帯された保険契約に事業所限定補償特約が付帯されている場合については、(2)の規定に従いながら、同特約第2章休業損失等担保条項第3条(読み替え規定－対象物件の範囲)および同特約第2章休業損失等担保条項第4条(業務固有補償－物流業)(3)の規定を優先して適用します。ただし、この場合においても供給者等が日本国内で占有する財物または荷主の日本国内で占有する財物ならびに敷地外ユーティリティ設備については、(3)のただし書きの規定を適用しません。

(注) 普通保険約款第2章休業損失等担保条項第3条(対象物件の範囲)(1)(5)に掲げる財物

第8条(業務固有補償①－物流業)
(5)の規定により読み替えられた「荷主の日本国内で占有する財物」を含みます。

第8条 (業務固有補償①－物流業)

(1) 本条の規定は、被保険者が行う物流業務に起因する事故について適用します。

(2) この条において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義																																										
受託貨物	受託物のうち、被保険者が輸送(輸送途上における積替えのための一時保管を含みます。)の全部または一部を寄託される財物および倉庫寄託約款等が適用される財物をいいます。																																										
物流管理システム	貨物の追跡管理または運送状況の把握のために用いられるシステムで、通信回線等を用いて記名被保険者の占有する施設の端末と連結するものをいい、受発注情報管理システム、運送情報管理システム、在庫情報管理システムおよび運送管理システム等を含みます。																																										
物流管理システムの中止	不測かつ突発的な事由に起因して、物流管理システムが損害を受けた結果、その機能が停止、中断または阻害されることをいいます。																																										
(3) 当会社は、普通保険約款第2章休業損失等担保条項第1条(保険金を支払う場合)の規定を次のとおり読み替えて適用します。																																											
第1条 (保険金を支払う場合)																																											
(1) 当会社は、この章および第5章基本条項に定めるところに従い、対象事故によって第3条(対象物件の範囲)(1)の対象物件が損害を受けた結果、記名被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた損失等に対して、保険金を支払います。																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象物件および所在地 対象事故</th> <th colspan="2">第3条(対象物件の範囲)</th> <th rowspan="2">第3条(対象物件の範囲) (1)(2)から(5)の財物</th> </tr> <tr> <th>建物内 (注1)</th> <th>建物外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 火災、落雷、破裂または爆発</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>② 風災・雹災または雪災</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>③ 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触がただし、雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れまたは②もしくは⑦の事故を除きます。</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>④ 給排水設備に生じた事故または記名被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水漏れ。ただし、②または⑦の事故を除きます。</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>⑤ 騒擾およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>⑥ 盗難</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>⑦ 水災</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>⑧ 電気的事故または機械的事故</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>⑨ ①から⑧以外の不測かつ突発的な事故</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>		対象物件および所在地 対象事故	第3条(対象物件の範囲)		第3条(対象物件の範囲) (1)(2)から(5)の財物	建物内 (注1)	建物外	① 火災、落雷、破裂または爆発	◎	◎	◎	② 風災・雹災または雪災	○	○	○	③ 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触がただし、雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れまたは②もしくは⑦の事故を除きます。	○	○	○	④ 給排水設備に生じた事故または記名被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水漏れ。ただし、②または⑦の事故を除きます。	○	○	○	⑤ 騒擾およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為	○	○	○	⑥ 盗難	○	○	○	⑦ 水災	○	○	○	⑧ 電気的事故または機械的事故	○	○	○	⑨ ①から⑧以外の不測かつ突発的な事故	○	○	○
対象物件および所在地 対象事故	第3条(対象物件の範囲)		第3条(対象物件の範囲) (1)(2)から(5)の財物																																								
	建物内 (注1)	建物外																																									
① 火災、落雷、破裂または爆発	◎	◎	◎																																								
② 風災・雹災または雪災	○	○	○																																								
③ 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触がただし、雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れまたは②もしくは⑦の事故を除きます。	○	○	○																																								
④ 給排水設備に生じた事故または記名被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水漏れ。ただし、②または⑦の事故を除きます。	○	○	○																																								
⑤ 騒擾およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為	○	○	○																																								
⑥ 盗難	○	○	○																																								
⑦ 水災	○	○	○																																								
⑧ 電気的事故または機械的事故	○	○	○																																								
⑨ ①から⑧以外の不測かつ突発的な事故	○	○	○																																								
<p>* 上表中「○」「○」とあるのは①から⑨までのいずれかの対象事故によってその対象物件が損害を受けた結果生じた損失等に対して保険金を支払うことを表しています。ただし「○」とある部分については、第4条(保険金の支払額)①の規定により、その事故の発生した時を含む日の午前零時から24時間経過した時までの損失額を差し引いて保険金を支払います。</p>																																											
<p>(2) 当会社は、(1)に規定する場合のほか、この章および第5章基本条項の規定に従い、日本国内において保険期間中に発生した次に掲げる事由により記名被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた損失等に対して、保険金を支払います。ただし、⑤から⑦までの事由により記名被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた営業継続費用を除きます。</p>																																											
<p>① 対象敷地内または対象敷地内に隣接する建物もしくは対象敷地内に面する部分の道路において生じた漏水、放水または溢水</p>																																											
<p>② 対象敷地内または対象敷地内に隣接する建物もしくは対象敷地内に面する部分の道路における異常事態</p>																																											
<p>③ ユーティリティの中止</p>																																											
<p>④ 物流管理システムの中止</p>																																											
<p>⑤ 対象施設における食中毒または対象施設において製造・販売もしくは提供した食品に起因する食中毒の発生。ただし、食品衛生法(昭和22年法律第233号)の規定に基づき保健所長に届出のあったものに限ります。</p>																																											
<p>⑥ 対象施設における特定感染症の発生。ただし、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定に基づき保健所長に届出のあったものに限ります。</p>																																											
<p>⑦ 対象施設が食中毒または特定感染症の原因となる病原体に汚染された疑いがある場合における保健所その他の行政機関による対象施設の消毒その他の措置</p>																																											
<p>(3) (1)の規定に従いながら、第3条(対象物件の範囲)(1)(5)の財物については、対象事故によって当該財物が損害を受けたことに起因して貨物運送(注2)が中止された結果、記名被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた損失等にかぎり、保険金を支払います。</p>																																											
<p>(注1) 建物内</p>																																											
<p>対象建物以外の建物内および軒下を含みます。</p>																																											
<p>(注2) 貨物運送</p>																																											
<p>記名被保険者が行う貨物運送のうち、契約書、見積書、運送状、伝票および帳簿等により運送を請け負うことが確定していたと客観的に確認できるものにかぎります。</p>																																											

- (4) 当会社は、対象物件が冷凍・冷藏装置または設備の破壊・変調もしくは機能停止に起因する温度変化による損害を受けた結果生じた普通保険約款第2章休業損失等担保条項第1条（保険金を支払う場合）(1)および(3)の損失等に対しては、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、普通保険約款第2章休業損失等担保条項第3条（対象物件の範囲）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

第3条（対象物件の範囲）

- (1) この章における対象物件は、次のものとします。
 ① 記名被保険者が所有するすべての業務用の設備・什器等
 ② 対象建物および対象敷地内にある記名被保険者の占有する財物。ただし、次の財物を除きます。
 ア. ①の財物
 イ. 商品・製品等
 ウ. 受託貨物
 ③ 対象敷地内に隣接するアーケードまたはそのアーケードに面する建物等
 ④ 対象敷地内へ通じる袋小路およびそれに面する建物等
 ⑤ 荷主の日本国内で占有する財物
 (2) (1)の規定にかかわらず、(1)①および②の財物のうち、次の財物は対象物件に含まれません。
 ① 自動車
 ② 原動機付自転車
 ③ 船舶
 ④ 航空機
 ⑤ 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
 ⑥ 通貨、預貯金証書、有価証券、印紙、切手その他これらに類する財物
 ⑦ 稿本、設計書、図案、雑型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する財物
 ⑧ 動物、植物
 (6) 当会社は、普通保険約款第2章休業損失等担保条項の規定を次のとおり読み替えて適用します。

読み替える規定	読み替前	読み替後
<用語の定義（五十音順）> 「復旧期間」	商品流通管理システムの中斷	物流管理システムの中斷
第1条（保険金を支払う場合） (2)(4)	商品流通管理システムの中斷	物流管理システムの中斷
第2条（保険金を支払わない場合） (3)(1)	設備・什器等および商品・製品等	設備・什器等
第2条（保険金を支払わない場合） (3)(3)	業務用の通貨または商品	業務用の通貨
第2条（保険金を支払わない場合） (4)(8)	業務用の通貨または商品	業務用の通貨
第2条（保険金を支払わない場合） (8)	商品流通管理システム	物流管理システム
第2条（保険金を支払わない場合） (1)(6)	供給者等	荷主
第3条（対象物件の範囲） (1) (5)	供給者等	荷主

- (7) 当会社は、普通保険約款別表6（第5章基本条項第18条（保険金の請求）(2)の保険金請求書類）(2)(3)の規定中、「供給者等」とあるのを「荷主」と読み替えて適用します。
- (8) 当会社は、第2章休業損失等担保条項の規定中、次の規定を適用しません。
 ① 用語の定義の「供給者等」および「商品流通管理システムの中斷」
 ② 第2条（保険金を支払わない場合）(5)

第9条（業務固有補償②－工事業）

- (1) 本条の規定は、被保険者が行う工事業務に起因する事故について適用します。
- (2) この条においては、第1章物損損害担保条項第8条（業務固有補償－工事業）(2)の用語の定義を準用します。
- (3) 当会社は、普通保険約款第2章休業損失等担保条項第3条（対象物件の範囲）(1)の規定にかかわらず、次の財物は、対象物件に含めません。
 ① 工事の目的物
 ② ①に付随する支保工、型枠工、支持枠工、足場工、土留工、防護工その他の仮工事の目的物
 ③ ①または②の工事のための工事用仮設物
 ④ 現場事務所、宿舎、倉庫その他の工事用仮設建物およびこれらに収容されている什器または備品（注1）
 ⑤ 工事用材料
 ⑥ 工事用仮設物
 ⑦ 工事用仮設設備および工事用機械器具ならびにこれらの部品
- （注1）什器または備品**
 記名被保険者の使用者等が所有する業務外の目的で使用する物ならびに工事用仮設設備および工事用機械器具を含みません。

第10条（読み替規定－保険金を支払う場合）

当会社は、普通保険約款第2章休業損失等担保条項第1条（保険金を支払う場合）(2)(5)を次のとおり読み替えて適用します。

- ⑤ ア. 対象施設における食中毒の発生または対象施設において製造・販売もしくは提供した食品に起因する食中毒の発生。ただし、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定に基づき保健所長に届出のあったものに限ります。
 イ. 対象施設が食中毒の原因となる病原体に汚染された疑いがある場合における厚生労働大臣その他の行政機関による対象施設の営業の禁止、停止その他の措置の指示、命令等

第11条（感染症休業損失補償）

- (1) この条において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
加入単位	対象施設単位とします。
感染症に関する保険契約	次のいずれかに該当する約款に基づき、当会社との間に締結された保険契約をいいます。

	① 休業ユニット不担保特約が付帯されていない事業活動総合保険普通保険約款 ② 食中毒・感染症利益補償特約が付帯された事業活動総合保険普通保険約款 ③ ①から②以外で当会社と締結した感染症による損失を補償する特約が付帯した保険契約
感染症対策費用	次の①から③に定める費用をいいます。ただし、事故が発生した日から起算して30日以内に生じた消毒、検査ならびに予防に支出した妥当かつ必要と認められる費用とし、あらかじめ当会社の同意を得て支出したものにかぎります。 ① 消毒費用 感染症の蔓延または再発を防止するために、対象施設の消毒ならびにこれらに備え付けられている什器・備品・衣類および寝具の廃棄を行ふために支出した費用 ② 検査費用 記名被保険者またはその使用人ごとに、感染症に罹患またはその疑いがある場合に感染有無を検査する際に支出した医療費、交通費等の費用。ただし、事故が発生して以降の初診時から感染有無を診断される時までの間ににおいて感染有無を診断するため支出した医療費および交通費等の費用をいい、感染有無の診断後に支出したものを除きます。 ③ 予防費用 記名被保険者またはその使用人への感染拡大防止のために講じた予防接種の費用
継続契約	感染症に関する保険契約を前契約とし、前契約と全部または一部に対して支払責任が同一の保険契約であって、前契約の保険期間の末日（失効日または解除日を含みます。）を保険期間の初日とし、かつ、記名被保険者を同一として当会社と締結された保険契約をいいます。
指定感染症	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定める指定感染症をいい、特定感染症に該当するものを除きます。

- (2) 当会社は、普通保険約款第2章休業損失等担保条項の＜用語の定義＞の「特定感染症」を次のとおり読み替えて適用します。

用語	定義
特定感染症	次に掲げる感染症をいいます。 ① イボラ出血熱 ② クリミア・コンゴ出血熱 ③ 痘そう ④ 南米出血熱 ⑤ ペスト ⑥ マールブルク病 ⑦ ラッサ熱 ⑧ 急性灰白髄炎 ⑨ 結核 ⑩ ジフテリア ⑪ 重症急性呼吸器症候群（SARS） ⑫ 中東呼吸器症候群（MERS） ⑬ 鳥インフルエンザ（H5N1型およびH7N9型のみ） ⑭ コレラ ⑮ 細菌性赤痢 ⑯ 腸管出血性大腸菌感染症 ⑰ 腸チフス ⑱ パラチフス ⑲ 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）

- (3) 当会社は、普通保険約款第2章休業損失等担保条項第1条（保険金を支払う場合）(2)(6)および(7)にかかわらず、この条および普通保険約款第5章基本条項の規定に従い、日本国において保険期間中に発生した次に掲げる事故により記名被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた損失に対して、休業損失保険金を支払います。
 この場合において、普通保険約款第2章休業損失等担保条項第1条（保険金を支払う場合）(2)(6)および(7)の規定は適用しません。
 ① 対象施設または対象施設が所在する建物等が特定感染症の原因となる病原体に汚染されたこと。ただし、対象施設において感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の規定に基づき所轄保健所長への届出に関する定めがある場合は、所轄保健所長に届出のあったものにかぎります。
 ② ①の疑いがある場合における、保健所その他の行政機関による対象施設の消毒、隔離その他の措置（以下、消毒等の措置といいます。）の指示命令等
 (4) 当会社は、(3)の①または②のいずれかに該当する事故により記名被保険者が感染症対策費用を負担することによって生じた損害に対して、感染症対策費用保険金を支払います。
 (5) 当会社は、(3)の①または②のいずれかに該当する事故により記名被保険者が対象施設の消毒、隔離その他の措置に要する費用（付隨的に支出する費用を含みます。）を負担することによって被る損害またはその措置によって営業が休止もしくは阻害されたために生じた損失に対して、休業損失保険金を支払います。
 (6) 当会社は、次の①に該当する事故によって生じた②の損害または損失に対してても休業損失保険金を支払います。
 ① 対象施設または対象施設が所在する建物等が指定感染症の原因となる病原体に汚染されたまたは汚染された疑いがある場合における、保健所その他の行政機関による対象施設の消毒等の措置の指示命令等
 ② 記名被保険者が対象施設の消毒、隔離その他の措置に要する費用（付隨的に支出する費用を含みます。）を負担することによって被る損害またはその措置によって営業が休止もしくは阻害されたために生じた損失
 (7) 当会社は、この条においては、普通保険約款第2章休業損失等担保条項第2条（保険金を支払わない場合）のほか、次のいずれかに該当する事由によって生じた損失に対してても、保険金を支払いません。

- ① 都道府県知事等からの要請に基づく自主休業
 ② この保険契約の保険期間の初日の翌日から起算して14日以内に発生した特定感染症または指定感染症による事故。ただし、この保険契約が継続契約である場合を除きます。
 ③ 脊椎または恐喝等の目的をもって行われる記名被保険者の営業に対する妨害行為
 (8) 記名被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、普通保険約款第5章基本条項第17条（事故等発生時の義務）に規定する義務のほか、事故発生の日時および場所、事故の状況ならびに(5)または(6)の②に規定する消毒等の措置の日時を遅滞なく、書面で当会社に通知しなければなりません。

(9) この条におけるてん補期間は、事故の発生した時から始まり、その事故の営業に対する影響が消滅した状態に営業収益が復した時または営業収益が復したと認められる時のいずれか早い時に終ります。ただし、事故が発生した日の翌日から起算して 14 日を限度とします。

(10) 当会社が支払うべきこの条における保険金の額は、普通保険約款第 2 章休業損失等担保条項第 4 条（保険金の支払額）の規定にかかわらず、加入単位ごとに次の表および算式のとおりとします。なお、③の保険金が支払われる場合において、①または②の保険金が同時に支払われるときは、その支払うべき保険金の額は①および②の規定による額から③の規定による額を控除して算出します。

	保険金の種類	保険金の支払額	支払限度額
①	(3)に定める休業損失保険金	次の算式で得られた額	1回の事故につき 500 万円
②	(4)に定める感染症対策費用保険金	感染症対策費用の額	1回の事故につき 100 万円
③	(5)および(6)に定める休業損失保険金	20 万円	保険期間を通じて 20 万円

$$\boxed{\text{収益減少額}} \times \boxed{\text{利率}} + \boxed{\text{収益減少防止費用(注)}} -$$

$$\boxed{\text{てん補期間中に支出を免れた経常費}} = \boxed{(3)に定める休業損失保険金}$$

(注) 収益減少防止費用

算式中の収益減少防止費用については、その費用の支出によって減少を免れた売上高に利率を乗じて得られた額を限度とします。

(11) 普通保険約款第 2 章休業損失等担保条項第 7 条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の（注）については、この特約に従い、次の保険金の種類および損害の額を追加するものとします。

	保険金の種類	損害の額
3	事業活動総合保険追加特約第 2 章休業損失等担保条項第 11 条（感染症休業損失補償）の休業損失保険金	事業活動総合保険追加特約第 2 章休業損失等担保条項第 11 条（感染症休業損失補償）(1)で算出した額
4	事業活動総合保険追加特約第 2 章休業損失等担保条項第 11 条（感染症休業損失補償）の感染症対策費用保険金	事業活動総合保険追加特約第 2 章休業損失等担保条項第 11 条（感染症休業損失補償）(1)(2)の感染症対策費用の額

(12) (5)または(6)に規定する内容の全部または一部に対して支払責任が同一である他の保険契約または共済契約（以下「他の保険契約等」といいます。）がある場合において、それぞれの保険契約につき他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額の合計額が、加入単位に対して 20 万円を超えるときは、当会社は、次の①または②のいずれかに定める額を支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	20 万円
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	20 万円から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額

(13) この条において、(5)または(6)の事故における当会社に対する保険金請求権は、普通保険約款第 5 章基本条項第 18 条（保険金の請求）の規定にかかわらず、事故が発生し、かつ、対象施設の消毒・隔離その他の措置が行われたまたはその措置を行なう日時が確定した時から、これを行なうことができるものとします。なお、記名被保険者が保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款別表第 6 第 5 章基本条項第 18 条（保険金の請求）(2)第 2 章休業損失等担保条項の保険金請求書類に定める書類のほか、(5)または(6)に規定する消毒等の措置を行うことが確認できる書類を当会社に提出しなければなりません。

第 3 章 賠償責任担保条項

<用語の定義（五十音順）>

この章において、次の用語は、次の定義によります。

用語	定義
警備業務	日本国内において警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）に基づく警備業務をいいます。

第 1 条（説明規定－用語の定義）

当会社は、普通保険約款第 3 章賠償責任担保条項の用語の定義の「建設用工作車」および「受託物」を次のとおり読み替えて適用します。

用語	定義

建設用工作車

次のものをいいます。ただし、ダンプカーおよびユニック車を除きます。

- ① ブルドーザー、アングルドーザー、タイヤドーザー、スクラーパー、モーターグレーダー、レーキドーザー、モータースクレーバー、ロータリースクレーバー、ロードスクレーバー（キャリオール）、ロードローラー、除雪用スノーブラウ
- ② パワーショベル、ドラグラン、グラムシエル、ドラグショベル、ショベルカー、万能掘削機、スクープモービル、ロッカーショベル、バケットローダー、ショベルローダー
- ③ ポータブルコンプレッサー、ポータブルコンベヤー、発電機自動車
- ④ コンクリートポンプ、ワゴンドリル、フォークリフトトラック、クレーンカー
- ⑤ ①から④のものを牽引するトラクター、整地または農耕用トラクター
- ⑥ ターナロッカー
- ⑦ コンクリートミキサー車、ミキサーモービル、コンクリートアジテーター、生コンクリート運搬自動車、木材防腐加工自動車、高所作業車、芝刈り機、清掃作業車
- ⑧ ①から⑦に類するもの

受託物

被保険者が占有、使用または管理する他人の財物のうち、次のものをいいます。ただし、受託不動産および動物、植物を除きます。

- ① 借用財物
被保険者が借用（所有者または占有者からの借用許可の有無を問いません。）している財物
- ② 支給材等
次の財物をいいます。
ア. 記名被保険者によって、または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって行われる作業（加工、修理、保守、点検、清掃および洗浄を含みます。）に使用される材料または部品（既に使用されたものを含みます。）イ. 記名被保険者によって、または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって据え付けられる、または組み立てられる装置もしくは設備（既に据え付けられた、または組み立てられたものを含みます。）
- ③ 販売・保管・運送受託物
記名被保険者によって、または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって行われる販売、保管または運送を目的として受託した財物
- ④ 作業受託物
記名被保険者によって、または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって行われる作業（加工、修理、保守、点検、清掃および洗浄を含みます。）の対象物であって、被保険者の所有、使用または管理する施設内（業務の通常の過程として、一時的に施設外にある場合および出張作業中（注）は施設内にあるものとみなします。）にある財物

（注）出張作業中

記名被保険者によって、または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって行われる作業（加工、修理、保守、点検、清掃および洗浄を含みます。）の通常の工程において、被保険者の所有、使用または管理している施設外で受託自動車を保管または管理している間をいいます。

第 2 条（国外流出製造物等の取扱い）

(1) この条において、次の用語は、次の定義によります。

用語	定義
国外流出製造物等	被保険者以外の日本国内に住所を有する者により日本国外に持ち出された次のいずれかの製造物等をいいます。 ① この特約が付帯された保険契約に事業所限定補償特約が付帯されている場合は保険証券記載の製造物等 ② この特約が付帯された保険契約に事業所限定補償特約が付帯されていない場合は製造物等 ただし、輸出用製品またはその構成部品もしくは原材料等として製造、販売または提供された製造物等を除きます。

(2) 当会社は、普通保険約款第 3 章賠償責任担保条項第 1 節身体の障害・財物の損壊賠償責任条項第 1 条（保険金を支払う場合）(1)および同第 5 条（保険金を支払わない場合－共通事由）(5)の規定にかかわらず、国外流出製造物等に起因して、日本国外において発生した身体の障害または財物の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害に対してても保険金を支払います。

(3) 当会社は、普通保険約款第 3 章賠償責任担保条項第 1 節身体の障害・財物の損壊賠償責任条項第 3 条（損害賠償請求地と当会社の支払責任の関係）および同第 5 条（保険金を支払わない場合－共通事由）(6)の規定にかかわらず、国外流出製造物等に起因して、日本国外において発生した身体の障害または財物の損壊については、被保険者に対する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合または日本国外で示談が成立した場合でも保険金を支払います。

第 3 条（建具等修理費用）

(1) この条において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
貸主	記名被保険者に借用施設を貸付ける者をいい、転貸人を含みます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
借用施設	次のいずれかの施設のうち、記名被保険者が借用している部分をいいます。 ① この特約が付帯された保険契約に事業所限定補償特約が付帯されている場合には、記名被保険者が所有、使用または管理する保険証券記載の業務用の施設 ② この特約が付帯された保険契約に事業所限定補償特約が付帯されていない場合には、記名被保険者が所有、使用または管理する業務用の施設

建具等修理費用	借用施設を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費用をいいます。
他の保険契約等	この条の全部または一部と支払責任が同一である他の保険契約または共済契約をいいます。

- (2) 当会社は、借用施設が偶然な事故によって損害を受け、記名被保険者が借用施設の貸主との間で締結した賃貸借契約等の契約に基づき負担する建具等修理費用に対して、この条の規定に従い、建具等修理費用保険金を支払います。ただし、借用施設の損害について、記名被保険者が借用施設の貸主に対して、法律上の賠償責任を負担する場合には、この規定を適用しません。
- (3) 当会社は、保険期間中に借用施設が偶然な事故によって損害を受けた場合にかぎり、建具等修理費用保険金を支払います。
- (4) この条における被保険者は、記名被保険者とします
- (5) 当会社は、普通保険約款第3章賠償責任担保条項第1節身体の障害・財物の損壊賠償責任条項第5条（保険金を支払わない場合－共通事由）のほか、次の損害に対しては、建具等修理費用保険金を支払いません。
- ① 借用施設の使用もしくは管理を委託された者または記名被保険者と生計を共にする同居の親族の故意によって生じた損害。ただし、記名被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合は、この規定を適用しません。
 - ② 借用施設の瑕疵によって生じた損害。ただし、保険契約者、記名被保険者またはこれらの者に代わって借用施設を使用もしくは管理する者が、相当の注意をもつても発見できなかつた瑕疵については、この規定を適用しません。
 - ③ 借用施設の自然の摩減、消耗、劣化、ボイラースケール、性質による蒸れ、腐敗、さび、かび、変質、変色、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、はがれ、肌落ち、ねずみ食い、虫食いその他のこれらに類似の事由に起因してその部分に生じた損害
 - ④ 借用施設の管球類に生じた損害。ただし、この損害がこの損害以外と同時に発生した場合は、この規定を適用しません。
 - ⑤ 汚損、擦損、かき傷、塗料の剥がれ等の単なる外形上の損傷であって借用施設の機能に直接関係のない損害。ただし、これらの損害がこれら以外の損害と同時に発生した場合は、この規定を適用しません。
 - ⑥ 借用施設に生じた煙または臭気等の付着の損害。ただし、これらの損害がこれら以外の損害と同時に発生した場合は、この規定を適用しません。
 - ⑦ 差押え、収用、徴発、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、防災または避難に必要な処置によって生じた損害については、この規定を適用しません。
- (6) (2)の規定により当会社が支払うべき建具等修理費用保険金の額は、1回の事故について1,000万円を限度とします。
- (7) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注1）の合計額が、損害の額（注2）を超えるときは、当会社は、次のいずれかに定める額を建具等修理費用保険金として支払います。
- ① 他の保険契約等から建具等修理費用保険金または共済金が支払われていない場合 この条の支払責任額（注1）
 - ② 他の保険契約等から建具等修理費用保険金または共済金が支払われた場合 損害の額（注2）から、他の保険契約等から支払われた建具等修理費用保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（注1）を限度とします。
- (8) 建具等修理費用保険金の当会社に対する保険金請求権は、記名被保険者が支払う建具等修理費用の額が確定した時に発生し、これを行使することができます。
- (9) 記名被保険者が建具等修理費用保険金の支払を請求する場合は、次のいずれかのものを提出しなければなりません。ただし、当会社がその書類の提出を求めなかった場合には、提出する必要はありません。
- ① 保険金請求書
 - ② 保険証券
 - ③ 当会社の定める損害状況報告書
 - ④ 損害の原因が盗難によるものである場合は、所管警察署の証明書またはこれに代わるべき書類
 - ⑤ 損害見積書
 - ⑥ その他当会社が普通保険約款第5章基本条項第19条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行つるために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (10) 当会社は、事故等の内容または損害等の額等に応じ、保険契約者または記名被保険者に対して、(9)に掲げるものの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (11) 次のいずれかに該当する場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- ① 保険契約者または記名被保険者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合
 - ② 保険契約者または記名被保険者が、正当な理由がなく(2)または(3)の書類に事実と異なることを記載した場合
 - ③ 保険契約者または記名被保険者が、正当な理由がなく(2)または(3)の書類または証拠を偽造し、または変造した場合
- (12) 建具等修理費用保険金の当会社に対する保険金請求権は、(8)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。
- (13) この条においては、普通保険約款第5章基本条項の用語の定義の「事故等」および「損害等」を次のとおり読み替えて適用します。

用語	定義
事故等	事業活動総合保険追加特約第3章賠償責任担保条項3条（建具等修理費用）(2)の事故をいいます。
損害等	事業活動総合保険追加特約第3章賠償責任担保条項3条（建具等修理費用）(2)の損害をいいます。

- (14) この条においては、普通保険約款第5章基本条項の規定中、次の規定は適用しません。
- ① 第18条（保険金の請求）
 - ② 第20条（時効）
- (注1) 支払責任額**
他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき建具等修理費用保険金または共済金の額をいいます。
- (注2) 損害の額**
それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第4条（展示自動車の取扱い－施設・業務遂行危険に関する事由）

当会社は普通保険約款第3章賠償責任担保条項第1節身体の障害・財物の損壊賠償責任条項第6条（保険金を支払わない場合－施設・業務遂行危険に関する事由）(1)(1)の規定にかかるらず、販売、リース等を目的として展示されている自動車の所有、使用、または管

理に起因する損害については保険金を支払います。ただし、その自動車が運行されている場合を除きます。

第5条（業務固有補償①－物流業）

- (1) 本条の規定は、被保険者が行う物流業務に起因する事故について適用します。
- (2) この条において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
運送状等	記名被保険者と荷送人との間ににおいて、記名被保険者が受託貨物の運送を引受けることを記した書面をいい、次の事項が記載されているものにかぎります。 ① 荷送人の氏名または名称および住所 ② 荷受人の氏名または名称および配達先 ③ 受託貨物の名称または品名 ④ 記名被保険者が受託貨物を受け取った日 ⑤ 受託貨物の個数、重量または容積
財物の損害	次のものをいいます。 ① 財物の損傷等。ただし、受託物危険および受託貨物危険においては、財物の紛失、盗取および詐取を含みます。 ② ①の結果発生するその財物の使用不能。なお、使用不能は、その原因となつた①が発生した時に生じたものとみなします。 ③ 損傷等のない財物の使用不能。なお、使用不能は、その原因となつた事故が発生した時に生じたものとみなします。
下請契約	記名被保険者が他の者から請け負った貨物運送の全部または一部について、他の貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条（定義）第1項に定める貨物自動車運送事業を經營する者に自動車を使用した貨物運送を請け負わせる契約をいいます。
受託貨物	受託物のうち、被保険者が輸送（輸送途上における積替えのための一時保管を含みます。）の全部または一部を寄託される財物および倉庫寄託契約等が適用される財物をいいます。
受託貨物危険	受託貨物に発生したすべての財物の損害をいいます。
遅配	記名被保険者が荷送人より受託貨物の運送を直接引き受けた場合において、運送状等に記載された受託貨物を記名被保険者が受託貨物を受け取った日の翌日から起算して次の日数を合算した日数を経過するまで荷受人等に対して引渡しができなかつたことまたは不在通知票による通知ができなかつたことをいいます。 ① 集荷を行う場合は、集荷期間として1日 ② 発送期間として1日 ③ 輸送期間として運送距離 170km ごとに1日。ただし、1日未満の端数が生じた場合は1日とします。 ④ 配達を行う場合は、配達期間として1日
荷受人	運送状等に記載された受託貨物を受け取る者をいいます。
荷受人等	次のいずれかの者をいいます。 ① 荷受人 ② 配達先が住宅の場合、その配達先における荷受人と同居する者またはこれに準ずる者 ③ 配達先が住宅でない場合、その管理者またはこれに準ずる者
荷送人	運送状等に記載された受託貨物を送る者をいいます。
破裂または爆発	気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
不在通知票	荷受人等が不在のために被保険者が受託貨物の引渡しを行つことができない場合において、荷受人に対し受託貨物を引渡しをしようとした日時等、受託貨物の引渡しに必要な事項を記載した書面等をいいます。
列挙危険事故	次のいずれかの事由が発生したことをいいます。 ① 火災 ② 溶雷 ③ 破裂または爆発 ④ 風災、雹災または雪災 ⑤ 水災 ⑥ 給排水管、冷暖房装置、冷凍装置、湿度調整装置、消火栓または業務用もしくは家用器具からの蒸気または水の漏出または溢出 ⑦ スプリンクラーからの内容物の漏出または溢出 ⑧ 盗難。ただし、侵入した形跡があり、警察でその届出が受理されているものにかぎります。 ⑨ 輸送用具の衝突、転覆、脱線、墜落、不時着、沈没、座礁または座底 ⑩ 共同海損犠牲損害

- (3) 当会社は、普通保険約款第3章賠償責任担保条項の用語の定義の「施設・業務遂行危険」、「施設構内」、「下請負人」、「損傷等のない財物の使用不能」および「免責金額」を次のとおり読み替えて適用します。

用語	定義
施設・業務遂行危険	身体の障害および財物の損壊のうち、製造物・完成作業危険、受託物危険、受託不動産危険および受託貨物危険以外のものをいいます。
施設構内	記名被保険者、荷主または荷受人が所有、使用または管理する施設のうち、不特定多数の者の出入りが禁止されている場所をいいます。
下請負人	下請契約における請負人のうち、もっぱら記名被保険者から営業収益を得ている者をいいます。なお、数次の請負による場合の請負人を含みません。
損傷等のない財物の使用不能	次のいずれかの財物の使用不能をいいます。 ① 施設・業務遂行危険については、損傷等の発生していない

コンピュータシステム	情報の処理および通信を主たる目的とするコンピュータ、モバイル通信機器、端末装置等の情報処理機器もしくは設備またはこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器もしくは設備が回線を通じて接続されたものの全部または一部をいい、次に掲げるものを含みます。 ① 通信用回線 ② ソフトウェアまたは電子データ ③ クラウド、ホスティング等のサービスにより利用されるもの
サイバーアクセス	次の①および②に掲げるものをいいます。 ① サイバー攻撃により生じた事象 ② サイバー攻撃以外の事由により生じた次のアからウの事象 ア. ソフトウェアもしくは電子データの損壊、書換え、消失または流出 イ. コンピュータシステムへアクセスすることが不可能になること、または制限されること ウ. アおよびイ以外の事象でコンピュータシステムに生じた、本来意図していないコンピュータシステムの停止、機能不全、誤作動または不具合
サイバー攻撃	コンピュータシステムへのアクセスもしくはコンピュータシステムの処理、使用もしくは操作に関連した不正な行為または犯罪行為をいい、次に掲げるものを含みます。 ① 正当な使用権限を有しない者による、または正当な使用目的もしくはアクセス方法ではないアクセス ② コンピュータシステムの機能の停止、阻害、破壊その他のコンピュータシステムに関する障害を意図的に引き起こす行為 ③ マルウェアなどの不正なソフトウェアの送付または第三者にインストールさせる行為 ④ コンピュータシステムで管理される電子データの改ざんまたは不正に電子データ入手する行為
(2)	当会社は、普通保険約款第3章賠償責任担保条項第1節身体の障害・財物の損壊賠償責任条項第5条（保険金を支払わない場合－共通事由）および同章第2節人格権侵害・宣伝障害賠償責任条項第5条（保険金を支払わない場合－共通事由）のほか、直接あると間接あると問わず、サイバーアクセスに起因して、被保険者が法律上の賠償責任を負担する事によって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
(3)	当会社は、(2)のほか、直接あると間接あると問わず、サイバーアクセスに起因して生じた損害等（医療費用、見舞費用、営業が休止または阻害されたことによる損失等、その名称および種類を問わず、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害以外の損害、費用、損失等をいいます。）に対して、保険金を支払いません。
(4)	当会社は、サイバーアクセスのうち、(1)に規定するサイバーアクセスの定義②による損害（法律上の賠償責任を負担することによって被る損害以外の損害、費用、損失等を含みます。）に対しては、(2)および(3)の規定を適用せず、この保険契約に付帯される特約および読み替規約に従って、保険金を支払います。
(5)	(1)から(4)の規定は、この保険契約に付帯された下表に掲げる特約に対しても適用します。
	・第三者医療費用補償特約 ・傷害見舞費用補償特約 ・食中毒・感染症利益補償特約 ・製造物災害補償特約 ・雇用慣行賠償責任補償特約
(6)	この特約が付帯された保険契約に事業所限定補償特約が付帯されている場合は、同特約第3章賠償責任担保条項の規定を適用した後に(1)から(5)の規定を適用するものとします。

第4章 傷害等担保条項

＜用語の定義（五十音順）＞

この章において、次の用語は、次の定義によります。

用語	定義
日本国	領土、領空および領海等の地理的な日本国をいいます。

第1条（業務に起因して生じた症状補償）

- (1) この特約が付帯された保険契約において、普通保険約款第4章傷害等担保条項の用語の定義の「傷害」には、業務に起因して生じた症状を含むものとします。
 - (2) (1)の業務に起因して生じた症状は、被保険者の業務遂行（注1）に伴って発生した症状のうち、次の要件をすべて満たすものといいます。ただし、補償対象者が長期間にわたり業務に従事することにより、その業務特有の性質または状態に関連して有害作用が蓄積し、発生したことが明白なもの（注2）、疲労の蓄積または老化によるもの、精神的ストレスを原因とするもの、およびかぜ症候群を除きます。
 - ① 偶然かつ外因によるもの
 - ② 労働環境に起因するもの
 - ③ その原因の発生が時間的および場所的に確認できるもの
 - (3) 業務に起因して生じた症状の発症の認定は、医師（注3）の診断によります。
 - (4) 業務に起因して生じた症状については、医師（注3）の診断による発症の時を事故発生の時として、普通保険約款およびこれに付帯された特約を適用します。
 - (5) (4)の規定にかかわらず、業務に起因して生じた症状については、被保険者の業務に従事している間に生じた事故により傷害を被ったものとみなして、普通保険約款およびこれに付帯された特約を適用します。
- （注1） 被保険者の業務遂行**
補償対象者が他の企業等へ出向している者は、その補償対象者においては出向先の業務遂行も被保険者の業務遂行とみなします。
- （注2） その業務特有の性質または状態に関連して有害作用が蓄積し、発生したことが明白なもの**
けんしょうじん
振動症候群、腱鞘炎、塵肺症またはその他これらに類する症状を含みます。
- （注3） 医師**
補償対象者等が医師である場合は、その補償対象者等以外の医師をいいます。

第2条（業務固有補償①－物流業）

- (1) 本条の規定は、被保険者が行う物流業務に起因する事故について適用します。
- (2) 当会社は、普通保険約款第4章傷害等担保条項の用語の定義に、次の用語を追加します。

用語	定義
下請契約	記名被保険者が他の者から請け負った貨物運送の全部または一部について、他の貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条（定義）第1項に定める貨物自動車運送事業を經營する者に自動車を使用した貨物運送を請け負わせる契約をいいます。

下請負人	被保険者が日本国内で行う物流業務の下請契約における請負人のうち、もっぱら被保険者から営業収益を得ている者をいいます。なお、数次の請負による場合の請負人を含みません。
(3) 当会社は、普通保険約款第4章傷害等担保条項の用語の定義の「補償対象者」を次のとおり読み替えて適用します。	

用語	定義
補償対象者	次のいずれかの者たちのうち保険証券に補償対象者として記載された者をいいます。 ① 被保険者が法人である場合は、その役員 ② 被保険者が個人事業主である場合は、事業主本人 ③ 被保険者の使用者 ④ 被保険者の下請負人およびその構成員 ⑤ ①から④までの者以外で保険証券の補償対象者欄に記載された者

- (4) この特約が付帯された保険契約に付帯された業務外補償費用補償特約（補償費用担保条項用）およびこれに付帯された特約の規定は、保険証券の補償条件欄に「24時間」と表示されている補償対象者にかぎり適用されるものとします。

- (5) 当会社は、普通保険約款第4章傷害等担保条項第1節補償費用担保条項第1条（保険金を支払う場合）(1)の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- (1) 当会社は、補償対象者が被保険者の業務に従事している間に生じた事故により傷害を被った場合に、被保険者が補償対象者等に対して補償金を支払うことによって被る損害に対して、次のいずれかの金額を、この節および第5章基本条項ならびにこの保険契約に付帯される特約の規定に従い、保険金として被保険者に支払います。ただし、被保険者の下請負人およびその構成員については、被保険者から請け負った業務に従事している間に生じた事故による傷害により被保険者が被る損害に限ります。
① 被保険者が法定外補償規定等を定めている場合
被保険者が法定外補償規定等に基づき補償対象者等に支払うべき金額のうち、第5条（死亡補償保険金の支払限度額）から第8条（通院補償保険金の支払限度額）までに定める金額
② 被保険者が法定外補償規定等を定めていない場合
被保険者が補償対象者等に支払うものとして、第5条から第8条までに定める金額

- (6) 当会社は、普通保険約款第4章傷害等担保条項第2節臨時費用担保条項第1条（保険金を支払う場合）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、補償対象者が次のいずれかに該当した場合は、それによって被保険者に生ずる臨時費用に対してこの節および第5章基本条項ならびにこの保険契約に付帯される特約に従い、保険金として臨時費用保険金を被保険者に支払います。
① 補償対象者が被保険者の役員、被保険者である個人事業主または被保険者の使用者である場合は、次のいずれかに該当したとき。
ア. 被保険者の業務に従事している間に発生した事故により傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合
イ. 被保険者の業務に従事している間に発生した事故により傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に別表3の後遺障害が生じた場合
ウ. ア以外の事由により死亡した場合
② 補償対象者が被保険者の下請負人およびその構成員である場合は、次のいずれかに該当した場合。
ア. 被保険者から請け負った業務に従事している間に発生した事故により傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合
イ. 被保険者から請け負った業務に従事している間に発生した事故により傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に別表3の後遺障害が生じた場合
③ (1)の臨時費用とは、第1節補償費用担保条項の補償金以外の次の①から⑦までに掲げる費用で、社会通念上妥当と認められる費用をいいます。
① 葬儀費用、香典、花代、弔電費用等の補償対象者の葬儀に関する費用
② 遠隔地で事故が発生した際の補償対象者の捜索費用、移送費用等の救援者費用
③ 事故現場の保存費用、事故状況の調査または記録費用および写真撮影費用
④ 事故原因の調査費用
⑤ 事故現場の清掃費用等の復旧費用
⑥ 補償対象者の代替のための求人または採用等に関する費用
⑦ その他①または②に掲げる死亡または後遺障害に直接起因して負担した費用
④ (1)の臨時費用は、(1)①アもしくはイまたは(1)②アもしくはイに該当する場合は、事故の発生の日から、次のいずれかの日まで、(1)①ウに該当する場合は、死亡した日からその日を含めて180日目までに要した費用に限ります。
① 後遺障害が生じた場合は事故の発生の日からその日を含めて180日目
② 死亡した場合は死亡した日からその日を含めて180日目
⑤ 当会社は、普通保険約款第4章傷害等担保条項第2節臨時費用担保条項第2条（保険期間と保険金を支払う場合との関係）(1)の規定を次のとおり読み替えて適用します。
- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合にかぎり、保険金を支払います。
① 前条①①アもしくはイまたは①②アもしくはイについては、補償対象者が保険期間中に生じた事故により傷害を被った場合
② 前条①①ウについては、補償対象者が保険期間中に死亡した場合
- (2) 当会社は、普通保険約款第4章傷害等担保条項第2節臨時費用担保条項第5条（保険金の支払限度額）(2)の規定を次のとおり読み替えて適用します。
- (1)の規定にかかわらず、第1条（保険金を支払う場合）(1)①ウに該当した場合において当会社が支払うべき保険金の額は、10万円を限度とします。
- 当会社は、普通保険約款第4章傷害等担保条項第2節臨時費用担保条項第6条（死亡の推定）の規定を次のとおり読み替えて適用します。
- 第6条（死亡の推定）**
補償対象者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお補償対象者が発見されないとときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、補償対象者が第1条（保険金を支払う場合）(1)①アまたは①②アの傷害によって死亡したものと推定します。
- この案においては、普通保険約款第5章基本条項の用語の定義の「事故等」を次のとおり読み替えて適用します。

用語	定義
事故等	① 第4章傷害等担保条項第1節補償費用担保条項において

	は、同節第1条（保険金を支払う場合）(1)に規定する傷害の原因となる事故 ② 第4章傷害等担保条項第2節臨時費用担保条項においては、同節第1条（保険金を支払う場合）(1)アもしくはイまたは(1)アもしくはイに規定する傷害の原因となる事故、または同節第1条(1)ウに規定する死亡の原因となる身体の障害
--	--

(1) 当会社は、この特約に別表に掲げる特約が付帯されている場合において、補償対象者が「被保険者の下請負人およびその構成員」である場合については、下表に掲げる特約の規定中「被保険者の業務」とあるのは「被保険者から請け負った業務」と読み替えて適用します。

- ・天災危険補償特約（業務上用）
- ・入院一時金補償保険金支払特約（補償費用担保条項用）
- ・退院療養一時金補償保険金支払特約（補償費用担保条項用）
- ・後遺障害補償保険金の追加支払に関する特約（補償費用担保条項用）
- ・後遺障害補償保険金支払割合変更特約（補償費用担保条項用）
- ・休業補償保険金支払特約（補償費用担保条項用）
- ・入院臨時費用補償特約（臨時費用担保条項用）
- ・脳・心疾患等補償特約

第3条（業務固有補償②－工事業）

- (1) 本条の規定は、被保険者が行う工事業務に起因する事故について適用します。
(2) 当会社は、普通保険約款第4章傷害等担保条項の用語の定義に、次の用語を追加します。

用語	定義
下請負人	被保険者と締結された日本国内で行う業務の下請契約における請負人をいい、数次の請負による場合の請負人を含みます。

(3) 当会社は、普通保険約款第4章傷害等担保条項の用語の定義の「補償対象者」を次のとおり読み替えて適用します。

用語	定義
補償対象者	次のいずれかの者のうち保険証券に補償対象者として記載された者をいいます。 ① 被保険者が法人である場合は、その役員 ② 被保険者が個人事業主である場合は、事業主本人 ③ 被保険者の使用者 ④ 被保険者の下請負人およびその構成員

(4) この特約が付帯された保険契約に付帯された業務外補償費用補償特約（補償費用担保条項用）およびこれに付帯される特約の規定は、保険証券の補償条件欄に「24時間」と表示されている補償対象者にカギり適用されるものとします。

(5) 当会社は、普通保険約款第4章傷害等担保条項第1節補償費用担保条項第1条（保険金を支払う場合）(1)の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- 当会社は、補償対象者が被保険者の業務に従事している間に生じた事故により傷害を被った場合に、被保険者が補償対象者等に対して補償金を支払うことによって被る損害に対して、次のいずれかの金額を、この節および第5章基本条項ならびにこの保険契約に付帯される特約の規定に従い、保険金として被保険者に支払います。ただし、被保険者の下請負人およびその構成員については、被保険者から請け負った業務に従事している間に生じた事故による傷害により被保険者が被る損害に限ります。
 - 被保険者が法定外補償規定等を定めている場合
被保険者が法定外補償規定等に基づき補償対象者等に支払うべき金額のうち、第5条（死亡補償保険金の支払限度額）から第8条（通院補償保険金の支払限度額）までに定める金額
 - 被保険者が法定外補償規定等を定めていない場合
被保険者が補償対象者等に支払うものとして、第5条から第8条までに定める金額
- 当会社は、普通保険約款第4章傷害等担保条項第2節臨時費用担保条項第1条（保険金を支払う場合）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

第1条（保険金を支払う場合）

(1) 当会社は、補償対象者が次のいずれかに該当した場合は、それによって被保険者に生ずる臨時費用に対してこの節および第5章基本条項ならびにこの保険契約に付帯される特約に従い、保険金として臨時費用保険金を被保険者に支払います。

- 補償対象者が被保険者の役員、被保険者である個人事業主本人または被保険者の使用者である場合は、次のいずれかに該当したとき。

ア、被保険者の業務に従事している間に発生した事故により傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合
イ、被保険者の業務に従事している間に発生した事故により傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に別表3の後遺障害が生じた場合

ウ、ア以外の事由により死亡した場合

- 補償対象者が被保険者の下請負人およびその構成員である場合は、次のいずれかに該当した場合

ア、被保険者から請け負った業務に従事している間に発生した事故により傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合

イ、被保険者から請け負った業務に従事している間に発生した事故により傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に別表3の後遺障害が生じた場合

(2) (1)の臨時費用とは、第1節補償費用担保条項の補償金以外の次の費用で、社会通念上妥当と認められる費用をいいます。

- 葬儀費用、香典、花代、弔電費用等の補償対象者の葬儀に関する費用
- 遠隔地で事故が発生した際の補償対象者の捜索費用、移送費用等の救援者費用
- 事故現場の保存費用、事故状況の調査または記録費用および写真撮影費用
- 事故原因の調査費用
- 事故現場の清掃費用等の復旧費用
- 補償対象者の代替のための求人または採用等に関する費用
- その他(1)または(2)に掲げる死亡または後遺障害に直接起因して負担した費用

(3) (1)の臨時費用は、(1)アもしくはイまたは(1)アもしくはイに該当する場合は、事故の発生の日から、次のいずれかの日まで、(1)ウに該当する場合は、死亡した日からその日を含めて180日までに要した費用に限ります。

① 後遺障害が生じた場合は事故の発生の日からその日を含めて180日目

② 死亡した場合は死亡した日からその日を含めて180日目

(7) 当会社は、普通保険約款第4章傷害等担保条項第2節臨時費用担保条項第2条（保険期間と保険金を支払う場合との関係）(1)の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- 当会社は、次のいずれかに該当する場合にかぎり、保険金を支払います。
① 前条(1)アもしくはイまたは(1)アもしくはイについては、補償対象者が保険期間中に生じた事故により傷害を被った場合
② 前条(1)ウについては、補償対象者が保険期間中に死亡した場合
- 当会社は、普通保険約款第4章傷害等担保条項第2節臨時費用担保条項第5条（保険金の支払限度額）(2)の規定を次のとおり読み替えて適用します。
(2) (1)の規定にかかわらず、第1条（保険金を支払う場合）(1)ウに該当した場合において当会社が支払うべき保険金の額は、10万円を限度とします。
- 当会社は、普通保険約款第4章傷害等担保条項第2節臨時費用担保条項第6条（死亡の推定）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

第6条（死亡の推定）

補償対象者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお補償対象者が発見されないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、補償対象者が第1条（保険金を支払う場合）(1)アまたは(1)アの傷害によって死亡したものと推定します。

(10) この条においては、普通保険約款第5章基本条項の用語の定義の「事故等」を次のとおり読み替えて適用します。

用語	定義
事故等	① 第4章傷害等担保条項第1節補償費用担保条項においては、同節第1条（保険金を支払う場合）(1)に規定する傷害の原因となる事故 ② 第4章傷害等担保条項第2節臨時費用担保条項においては、同節第1条（保険金を支払う場合）(1)アもしくはイに規定する傷害の原因となる事故、または同節第1条(1)ウに規定する死亡の原因となる身体の障害

(11) 当会社は、この特約に下表に掲げる特約が付帯されている場合において、補償対象者が「被保険者の業務の下請負人およびその構成員」である場合については、下表に掲げる特約の規定中「被保険者の業務」とあるのは「被保険者から請け負った業務」と読み替えて適用します。

- ・天災危険補償特約（業務上用）
- ・入院一時金補償保険金支払特約（補償費用担保条項用）
- ・退院療養一時金補償保険金支払特約（補償費用担保条項用）
- ・後遺障害補償保険金の追加支払に関する特約（補償費用担保条項用）
- ・後遺障害補償保険金支払割合変更特約（補償費用担保条項用）
- ・休業補償保険金支払特約（補償費用担保条項用）
- ・入院臨時費用補償特約（臨時費用担保条項用）
- ・脳・心疾患等補償特約

第4条（共同施工方式のJV工事の取扱い）

- 当会社は、被保険者が共同施工方式の共同企業体の構成員である場合において、その共同企業体が行う工事にかかわる業務については、被保険者の業務として取り扱います。
- 当会社は、(1)の業務に従事している間に生じた事故により補償対象者が被った傷害については、保険金を支払いません。

第5条（分担施工方式のJV工事の取扱い）

当会社は、被保険者が分担施工方式の共同企業体の構成員である場合において、被保険者が分担する工事にかかわる業務については、被保険者の業務として取り扱います。

第6条（読替規定－補償金受領証の提出義務）

当会社は、普通保険約款第4章傷害等担保条項第1節補償費用担保条項第13条（補償金受領証の提出義務）(1)の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- 前条(1)の規定により被保険者が補償対象者等に第5条（死亡補償保険金の支払限度額）に規定する死亡補償保険金を支払った場合には、被保険者は補償対象者等の補償金受領証（注）を保険金を受領した日からその日を含めて30日以内または当会社が書面で承認した猶予期間内に当会社に提出しなければなりません。

第5章 基本条項

第1条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

2. 事業所限定補償特約

第1章 物損傷賠償条項

第1条（読替規定－用語の定義）

当会社は、普通保険約款第1章物損傷賠償条項の用語の定義の「対象施設」と「対象建物」を、次のとおり読み替えて適用します。

用語	定義
対象施設	記名被保険者が所有、使用または管理する保険証券に記載された業務用の施設をいいます。
対象建物	記名被保険者が所有または占有する対象施設の所在する業務用の建物（注）をいいます。 (注) 建物一部を占有する建物を含みます。

第2条（読替規定－損害保険金を支払う場合）

- 当会社は、普通保険約款第1章物損傷賠償条項第1条（損害保険金を支払う場合）(1)の表を次のとおり読み替えて適用します。

対象事故	保険の目的および所在地	対象敷地内		輸送中・ 一時持ち出し中	商品・ 製品等の保管場所
		対象建物内 (注) 1)	左記以外 (注) 2)		

第1条（保険金を支払う場合）

(1) 当会社は、この章および第5章基本条項に定めるところに従い、対象事故によって第3条（対象物件の範囲）(1)の対象物件が損害を受けた結果、記名被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた損失等に対して、保険金を支払います。

対象事故	対象物件および所在地	第3条（対象物件の範囲）		第3条（対象物件の範囲）(1)(2)から(5)の財物	
		第3条（対象物件の範囲）(1)(1)の財物			
		対象敷地内	輸送中・一時持ち出しだし		
①	火災、落雷、破裂または爆発	○	○	○	
②	風災・雹災または雪災	○	○	○	
③	建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触。ただし、雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れまたは②もしくは⑦の事故を除きます。	○	○	○	
④	給排水設備に生じた事故または記名被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水漏れ。ただし、②または⑦の事故を除きます。	○	○	○	
⑤	騒擾およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為	○	○	○	
⑥	盗難	○		○	
⑦	水災	○		○	
⑧	電気的事故または機械的事故	○		○	
⑨	①から⑧以外の不測かつ突発的な事故	○		○	
※	上表中「○」「△」とあるのは①から⑨までのいずれかの対象事故によってその対象物件が損害を受けた結果生じた損失等に対して保険金を支払うことを表しています。ただし「△」とある部分については、第4条（保険金の支払額）①の規定により、その事故の発生した時を含む日の午前零時から24時間経過した時までの損失額を差し引いて保険金を支払います。				

(2) 当会社は、(1)に規定する場合のほか、この章および第5章基本条項の規定に従い、日本国内において保険期間中に発生した次に掲げる事由により対象施設の営業が休止または阻害されたために生じた損失等に対して、保険金を支払います。ただし、⑤から⑦までの事由により記名被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた営業継続費用を除きます。

- ① 対象敷地内または対象敷地内に隣接する建物もしくは対象敷地内に面する部分の道路において生じた漏水、放水または溢水
- ② 対象敷地内または対象敷地内に隣接する建物もしくは対象敷地内に面する部分の道路における異常事態
- ③ ユーティリティの中断
- ④ 物流管理システムの中断
- ⑤ 対象施設における食中毒の発生または対象施設において製造・販売もしくは提供した食品に起因する食中毒の発生。ただし、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定に基づき所轄保健所長に届出のあったものに限ります。
- ⑥ 対象施設における特定感染症の発生。ただし、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定に基づき所轄保健所長に届出のあったものに限ります。
- ⑦ 対象施設が食中毒または特定感染症の原因となる病原体に汚染された疑いがある場合における保健所その他の行政機関による対象施設の消毒その他の措置

(3) (1)の規定に従いながら、第3条（対象物件の範囲）(1)(5)の財物については、対象事故によって当該財物が損害を受けたことに起因して貨物運送（注2）が中止された結果、記名被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた損失等にかぎり、保険金を支払います。

（注1）対象建物内

軒下を含みます。

（注2）貨物運送

記名被保険者が行う貨物運送のうち、契約書、見積書、運送状、伝票および帳簿等により運送を請け負うことが確定していたと客観的に確認できるものにかぎります。

(3) 当会社は、事業活動総合保険追加特約第2章休業損失等担保条項第8条（業務固有補償（1）～物流業）(5)の規定により読み替えられた普通保険約款第2章休業損失等担保条項第3条（対象物件の範囲）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

第3条（対象物件の範囲）

(1) この章における対象物件は、次のものとします。

- ① 対象敷地内に収容される記名被保険者が所有するすべての業務用の設備・什器等
- ② 対象建物および対象敷地内にある記名被保険者の占有する財物。ただし次の財物を除きます。
 - ア. ①の財物
 - イ. 商品・製品等
 - ウ. 受託貨物
 - ③ 対象敷地内に隣接するアーケードまたはそのアーケードに面する建物等
 - ④ 対象敷地内へ通じる袋小路およびそれに面する建物等
 - ⑤ 荷主の日本国内で占有する財物
- (2) (1)の規定にかかわらず、(1)①および②の財物のうち、次の財物は対象物件に含まれません。

- ① 自動車
- ② 原動機付自転車
- ③ 船舶
- ④ 航空機
- ⑤ 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
- ⑥ 通貨、預貯金証書、有価証券、印紙、切手その他これらに類する財物
- ⑦ 稿本、設計書、図案、雛型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する財物
- ⑧ 動物、植物

第3章 賠償責任担保条項

第1条（用語の定義の読み替えおよび追加）

(1) 当会社は、普通保険約款第3章賠償責任担保条項の用語の定義の「受託不動産」を、次のとおり読み替えて適用します。

用語	定義
受託不動産	記名被保険者が借用（所有者または占有者からの借用許可の有無を問いません。）する不動産（注）をいいます。 （注）不動産 対象建物または商品・製品等の保管場所として保険証券に記載された保管施設に限ります。

(2) 当会社は、この特約により、普通保険約款第3章賠償責任担保条項の用語の定義に、次に掲げる用語を追加します。

用語	定義
対象施設	記名被保険者が所有、使用または管理する保険証券に記載された業務用の施設をいいます。
対象建物	記名被保険者が所有または占有する対象施設の所在する業務用の建物（注）をいいます。 （注）建物 一部を占有する建物を含みます。

第2条（読替規定－保険金を支払う場合（身体の障害・財物の損壊賠償責任条項））

当会社は、普通保険約款第3章賠償責任担保条項第1節身体の障害・財物の損壊賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合）(2)を次のとおり読み替えて適用します。

(2) (1)の損害は次のものに限ります。

- ① 施設・業務遂行危険に起因する損害のうち、対象施設および対象施設の業務に起因する損害
- ② 製造物・完成作業危険に起因する損害のうち、保険証券記載の製造物または保険証券記載の作業に起因する損害
- ③ 受託物危険に起因する損害のうち、対象施設の業務にかかる受託物に発生したすべての財物の損壊に起因する損害。ただし、受託物について正当な権利を有する者に対して損害賠償責任を負担することにより被る損害に限ります。
- ④ 受託不動産危険に起因する損害。ただし、受託不動産について正当な権利を有する者に対して損害賠償責任を負担することにより被る損害に限ります。

第3条（業務固有補償－物流業）

(1) 本条の規定は、被保険者が行う物流業務に起因する事故について適用します。

(2) 当会社は、事業活動総合保険追加特約第3章賠償責任担保条項第5条（業務固有補償－物流業）(4)の規定により読み替えられた普通保険約款第3章賠償責任担保条項第1節身体の障害・財物の損壊賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

第1条（保険金を支払う場合）

(1) 当会社は、日本国内で発生した記名被保険者の業務上の偶然な事故による他人の身体の障害または他の財物の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この節および第3節保険金の支払額ならびに第5章基本条項の規定に従い、保険金を支払います。

(2) (1)の損害は次のものに限ります。

- ① 施設・業務遂行危険に起因する損害のうち、対象施設および対象施設の業務に起因する損害
- ② 製造物・完成作業危険に起因する損害のうち、保険証券記載の製造物または保険証券記載の作業に起因する損害
- ③ 受託物危険に起因する損害（注）のうち、対象施設の業務にかかる受託物に発生したすべての財物の損壊に起因する損害。ただし、受託物について正当な権利を有する者に対して損害賠償責任を負担することにより被る損害にかぎります。
- ④ 受託不動産危険に起因する損害。ただし、受託不動産について正当な権利を有する者に対して損害賠償責任を負担することにより被る損害にかぎります。
- ⑤ 受託貨物危険に起因する損害のうち、対象施設の業務にかかる受託貨物に発生したすべての財物の損壊に起因する損害。ただし、受託貨物について正当な権利を有する者に対して損害賠償責任を負担することにより被る損害にかぎります。

(3) (2)(5)の損害について、受託貨物が青果物、生鮮食料品または植物である場合は下列危険事故によって生じた財物の損壊に起因する損害にかぎります。

（注）受託物危険に起因する損害

(2)(5)の損害を除きます。

第4条（読替規定－保険金を支払う場合（人格権侵害・宣伝障害賠償責任条項））

当会社は、普通保険約款第3章賠償責任担保条項第2節人格権侵害・宣伝障害賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合）を次のとおり読み替えて適用します。

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、日本国内での記名被保険者の業務上の行為に起因して日本国内で発生した人格権侵害または宣伝障害について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害のうち、次のいずれかに該当する事由に起因するものにかぎり、この節および第3節保険金の支払額ならびに第5章基本条項に従い、保険金を支払います。

- ① 対象施設の所有、使用または管理
- ② 対象施設における業務の遂行

第4章 基本条項

第1条（準用規定）

第5条（感染症休業損失補償の適用除外）

当会社は、事業活動総合保険追加特約第2章休業損失等担保条項第11条（感染症休業損失補償）の規定を適用しません。

第3章 賠償責任担保条項

第1条（読替規定－用語の定義）

当会社は、普通保険約款第3章賠償責任担保条項の用語の定義の「財物の損壊」を次のとおり読み替えて適用します。

用語	定義
財物の損壊	次のものをいいます。 ① 財物の損傷等。ただし、受託物危険においては、財物の紛失、盗取および詐取を含みます。 ② ①の結果発生するその財物の使用不能。なお、使用不能は、その原因となった①が発生した時に生じたものとみなします。

第2条（製造物等自体・作業の結果自体の財物の損壊不担保）

当会社は、普通保険約款第3章賠償責任担保条項第1節身体の障害・財物の損壊賠償責任条項第7条（保険金を支払わない場合－製造物・完成作業危険に関する事由）(2)①のただし書きの規定を適用しません。

第3条（使用不能損害不担保－受託物・受託不動産）

当会社は、普通保険約款第3章賠償責任担保条項第1節身体の障害・財物の損壊賠償責任条項第8条（保険金を支払わない場合－受託物危険に関する事由）および第9条（保険金を支払わない場合－受託不動産危険に関する事由）のほか、受託物または受託不動産の使用不能に対して負担する賠償責任に起因する損害に対しても、保険金を支払いません。

第4条（人格権侵害不担保）

当会社は、普通保険約款第3章賠償責任担保条項第2節人格権侵害・宣伝障害賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合）に規定する損害に対しては、保険金を支払いません。

第5条（見舞費用不担保）

当会社は、普通保険約款第3章賠償責任担保条項第3節保険金の支払額第3条（保険金の支払限度額）(5)の規定にかかわらず、同節第1条（当会社が支払う保険金の範囲）⑧の見舞費用に対しては、保険金を支払いません。

第6条（事業活動総合保険追加特約の適用除外）

当会社は、事業活動総合保険追加特約第3章賠償責任担保条項第7条（業務固有補償③－介護業）の規定を適用しません。

第7条（業務固有補償－物流業）

(1) 本条の規定は、被保険者が行う物流業務に起因する事故について適用します。
(2) 当会社は、事業活動総合保険追加特約第3章賠償責任担保条項第5条（業務固有補償①－物流業）(2)の用語の定義の「財物の損壊」を次のとおり読み替えて適用します。

用語	定義
財物の損壊	次のものをいいます。 ① 財物の損傷等。ただし、受託物危険および受託貨物危険においては、財物の紛失、盗取および詐取を含みます。 ② ①の結果発生するその財物の使用不能。なお、使用不能は、その原因となった①が発生した時に生じたものとみなします。

(3) 当会社は、事業活動総合保険追加特約第3章賠償責任担保条項第5条（業務固有補償①－物流業）(4)の規定により読み替えた普通保険約款第3章賠償責任担保条項第1節身体の障害・財物の損壊賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

第1条（保険金を支払う場合）

(1) 当会社は、日本国内で発生した記名被保険者の業務上の偶然な事故による他人の身体の障害または他の人の財物の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この節および第3節保険金の支払額ならびに第5章基本条項の規定に従い、保険金を支払います。

(2) (1)の損害は次のものに限ります。

- ① 施設・業務遂行危険に起因する損害
- ② 製造物・完成作業危険に起因する損害
- ③ 受託物危険に起因する損害（注）。ただし、受託物について正当な権利を有する者に対して損害賠償責任を負担することにより被る損害にかぎります。
- ④ 受託不動産危険に起因する損害。ただし、受託不動産について正当な権利を有する者に対して損害賠償責任を負担することにより被る損害にかぎります。
- ⑤ 受託貨物危険に起因する損害。ただし、受託貨物について正当な権利を有する者に対して損害賠償責任を負担することにより被る損害にかぎります。

(3) (1)および(2)の規定に従いながら、(2)(5)の損害については、列挙危険事故によって生じた財物の損壊に起因する損害にかぎります。

（注）受託物危険に起因する損害

(2)(5)の損害を除きます。

(4) 当会社は、事業活動総合保険追加特約第3章賠償責任担保条項第5条（業務固有補償①－物流業）(8)②および⑨の規定を適用しません。

(5) 当会社は、事業活動総合保険追加特約第3章賠償責任担保条項第5条（業務固有補償①－物流業）(7)および(8)のほか、受託貨物の使用不能に対して負担する賠償責任に起因する損害に対してても、保険金を支払いません。

第4章 工事の目的物補償特約修正条項

第1条（保険金を支払わない場合）

当会社は、工事の目的物補償特約第3条（保険金を支払わない場合）に掲げる事由のほか、次の事由によって生じた損害または費用に対しては、保険金を支払いません。

① 橋梁工事、またはこれに類する工事における次の損害

ア、河川の増水によって堤外地内の工事用材料または工事用仮設材について生じた損害
イ、仮縫切の越流による損害

② 工事現場に仮置きした土砂の流入による排土費用または清掃費用

第2条（保険の目的以外の物の原状復旧費用不担保）

当会社は、工事の目的物補償特約第7条（保険の目的以外の物の原状復旧費用の補償）に規定する費用については、同特約第6条（損害の額の算定）(1)の損害の額に算入しません。

第3条（特別費用不担保）

当会社は、工事の目的物補償特約第8条（特別費用の補償）(1)に規定する費用については、同特約第6条（損害の額の算定）(1)の損害の額に算入しません。

第4条（臨時費用不担保）

当会社は、工事の目的物補償特約第10条（保険金の支払額）(3)および同特約第11条（保険金の支払限度額）(3)の規定にかかわらず、臨時費用保険金を支払いません。

第5章 基本条項

第1条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

8. エコノミープラン特約（事業所限定方式用）

第1章 物損害担保条項

第1条（読替規定－損害保険金を支払う場合）

当会社は、事業所限定補償特約第1章物損害担保条項第2条（読替規定－損害保険金を支払う場合）(1)の規定により読み替えた普通保険約款第1章物損害担保条項第1条（損害保険金を支払う場合）(1)の表を次のとおり読み替えて適用します。

対象事故	保険の目的および所在地		対象敷地内		商品・製品等の保管場所
	対象建物内（注1）	左記以外（注2）	輸送中・一時持ち出し中		
① 火災、落雷、破裂または爆発	○	○	○	○	○
② 風災・雹災または雪災	○	○	○		○
③ 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触。ただし、雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れまたは②もしくは⑦の事故を除きます。	○	○	○	○	○
④ 給排水設備に生じた事故または記名被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水漏れ。ただし、②または⑦の事故を除きます。	○	○	○	○	○
⑤ 騒擾およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為	○	○	○	○	○
⑥ 盗難					
⑦ 水災					
⑧ 電気的事故または機械的事故					
⑨ 上記①から⑧以外の不測かつ突発的な事故					

第2条（保険金を支払わない場合の追加－通貨等盗難損害保険金）

当会社は、普通保険約款第1章物損害担保条項第1条（損害保険金を支払う場合）(2)および同章第8条（保険金の支払額および支払限度額）(2)の規定にかかわらず、通貨等盗難損害保険金を支払いません。

第2章 休業損失等担保条項

第1条（読替規定－保険金を支払う場合）

当会社は、事業所限定補償特約第2章休業損失等担保条項第2条（読替規定－保険金を支払う場合）(1)の規定により読み替えた普通保険約款第2章休業損失等担保条項第1条（保険金を支払う場合）(1)の表を次のとおり読み替えて適用します。

対象事故	対象物件および所在地		対象敷地内		輸送中・一時持ち出し中
	対象建物内（注1）	左記以外（注2）	対象物件（対象物件の範囲）(1)(4)から(6)の財物	輸送中・一時持ち出し中	
① 火災、落雷、破裂または爆発	○	○	○	○	○
② 風災・雹災または雪災	○	○	○	○	○
③ 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触。ただし、雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物	○	○	○	○	○

の落下もしくは飛来、土砂崩れまたは②もしくは⑦の事故を除きます。					
④ 給排水設備に生じた事故または記名被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水漏れ。ただし、②または⑦の事故を除きます。	◎	◎	◎	◎	◎
⑤ 騒擾およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為	◎	◎	◎	◎	◎
⑥ 盗難					
⑦ 水災					
⑧ 電気的事故または機械的事故					
⑨ ①から⑧以外の不測かつ突発的な事故					

第2条（保険金を支払う場合の適用除外）

当会社は、事業所限定補償特約第2章休業損失等担保条項第2条（読替規定－保険金を支払う場合）(2)の規定により読み替えられた普通保険約款第2章休業損失等担保条項第1条（保険金を支払う場合）(2)の規定を適用しません。

第3条（対象物件の除外）

この特約を付帯する保険契約においては、事業所限定補償特約第2章休業損失等担保条項第3条（読替規定－対象物件の範囲）の規定により読み替えられた普通保険約款第2章休業損失等担保条項第3条（対象物件の範囲）(1)の「供給者等が日本国内で占有する財物」は対象物件に含まないものとします。

第4条（業務固有補償－物流業）

- (1) 本条の規定は、被保険者が行う物流業務に起因する事故について適用します。
- (2) 当会社は、事業所限定補償特約第2章休業損失等担保条項第4条（業務固有補償－物流業）(2)の規定により読み替えられた普通保険約款第2章休業損失等担保条項第1条（保険金を支払う場合）(1)の表を次のとおり読み替えて適用します。

対象事故	対象物件および所在地				
	第3条（対象物件の範囲） (1)(1)の財物				
	対象敷地内		輸送中・一時持ち出し中の財物	(1) (2) (5)の財物	(3) (4)の財物
	対象建物内 (注1)	左記以外			
① 火災、落雷、破裂または爆発	◎	◎	◎	◎	
② 風災・雹災または雪災	○	○	○	○	
③ 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触。ただし、雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れまたは②もしくは⑦の事故を除きます。	○	○	○	○	
④ 給排水設備に生じた事故または記名被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水漏れ。ただし、②または⑦の事故を除きます。	○	○	○	○	
⑤ 騒擾およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為	○	○	○	○	
⑥ 盗難					
⑦ 水災					
⑧ 電気的事故または機械的事故					
⑨ ①から⑧以外の不測かつ突発的な事故					

- (3) 当会社は、事業所限定補償特約第2章休業損失等担保条項第4条（業務固有補償－物流業）(2)の規定により読み替えられた普通保険約款第2章休業損失等担保条項第1条（保険金を支払う場合）(2)および(3)の規定を適用しません。
- (4) 当会社は、事業所限定補償特約第2章休業損失等担保条項第4条（業務固有補償－物流業）(3)の規定により読み替えられた普通保険約款第2章休業損失等担保条項第3条（対象物件の範囲）(1)(5)の「荷主の日本国内で占有する財物」は対象物件に含まないものとします。

第5条（感染症休業損失補償の適用除外）

当会社は、事業活動総合保険追加特約第2章休業損失等担保条項第11条（感染症休業損失補償）の規定を適用しません。

第3章 賠償責任担保条項

第1条（読替規定－用語の定義）

当会社は、普通保険約款第3章賠償責任担保条項の用語の定義の「財物の損壊」を次のとおり読み替えて適用します。

財物の損壊	次のものをいいます。 ① 財物の損傷等。ただし、受託物危険においては、財物の紛失、盗取および詐取を含みます。 ② ①の結果発生するその財物の使用不能。なお、使用不能は、その原因となった①が発生した時に生じたものとみなします。
-------	--

第2条（製造物等自体・作業の結果自体の財物の損壊不担保）

当会社は、普通保険約款第3章賠償責任担保条項第1節身体の障害・財物の損壊賠償責任条項第7条（保険金を支払わない場合－製造物・完成作業危険に関する事由）(2)の規定を適用しません。

第3条（使用不能損害不担保－受託物・受託不動産）

当会社は、普通保険約款第3章賠償責任担保条項第1節身体の障害・財物の損壊賠償責任条項第7条（保険金を支払わない場合－受託物危険に関する事由）および第9条（保険金を支払わない場合－受託不動産危険に関する事由）のほか、受託物または受託不動産の使用不能に対して負担する賠償責任に起因する損害に対しても、保険金を支払いません。

第4条（人格権侵害不担保）

当会社は、事業所限定補償特約第3章賠償責任担保条項第4条（読替規定－保険金を支払う場合（人格権侵害・宣伝障害賠償責任条項））の規定により読み替えた普通保険約款第3章賠償責任担保条項第2節人格権侵害・宣伝障害賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合）に規定する損害に対しては、保険金を支払いません。

第5条（見舞費用不担保）

当会社は、普通保険約款第3章賠償責任担保条項第3節保険金の支払額第3条（保険金の支払限度額）(5)の規定にかかわらず、同節第1条（当会社が支払う保険金の範囲）(8)の見舞費用に対しては、保険金を支払いません。

第6条（事業活動総合保険追加特約の適用除外）

当会社は、事業活動総合保険追加特約第3章賠償責任担保条項第7条（業務固有補償③－介護業）の規定を適用しません。

第7条（業務固有補償－物流業）

- (1) 本条の規定は、被保険者が行う物流業務に起因する事故について適用します。
- (2) 当会社は、事業活動総合保険追加特約第3章賠償責任担保条項第5条（業務固有補償①－物流業）(2)の用語の定義の「財物の損壊」を次のとおり読み替えて適用します。

用語	定義
財物の損壊	次のものをいいます。 ① 財物の損傷等。ただし、受託物危険および受託貨物危険においては、財物の紛失、盗取および詐取を含みます。 ② ①の結果発生するその財物の使用不能。なお、使用不能は、その原因となった①が発生した時に生じたものとみなします。

- (3) 当会社は、事業所限定補償特約第3章賠償責任担保条項第3条（業務固有補償－物流業）(2)の規定により読み替えた普通保険約款第3章賠償責任担保条項第1節身体の障害・財物の損壊賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、日本国内で発生した記名被保険者の業務上の偶然な事故による他人の身体の障害または他の人の財物の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この節および第3節保険金の支払額ならびに第5章基本条項の規定に従い、保険金を支払います。

- (2) (1)の損害は次のものに限ります。
 - ① 施設・業務遂行危険に起因する損害のうち、対象施設および対象施設の業務に起因する損害
 - ② 製造物・完成作業危険に起因する損害のうち、保険証券記載の製造物または保険証券記載の作業に起因する損害
 - ③ 受託物危険に起因する損害（注）のうち、対象施設の業務にかかる受託物に発生したすべての財物の損壊に起因する損害。ただし、受託物について正当な権利を有する者に対して損害賠償責任を負担することにより被る損害にかぎります。
 - ④ 受託不動産危険に起因する損害。ただし、受託不動産について正当な権利を有する者に対して損害賠償責任を負担することにより被る損害にかぎります。
 - ⑤ 受託貨物危険に起因する損害のうち、対象施設の業務にかかる受託貨物に発生したすべての財物の損壊に起因する損害。ただし、受託貨物について正当な権利を有する者に対して損害賠償責任を負担することにより被る損害にかぎります。

（注）受託物危険に起因する損害

(2)⑤の損害を除きます。

- (4) 当会社は、事業活動総合保険追加特約第3章賠償責任担保条項第5条（業務固有補償①－物流業）(8)⑬および⑭の規定は適用しません。
- (5) 当会社は、事業活動総合保険追加特約第3章賠償責任担保条項第5条（業務固有補償①－物流業）(7)および(8)のほか、受託貨物の使用不能に対して負担する賠償責任に起因する損害に対しても、保険金を支払いません。

第4章 工事の目的物補償特約修正条項

第1条（保険金を支払わない場合）

当会社は、工事の目的物補償特約第3条（保険金を支払わない場合）に掲げる事由のほか、次の事由によって生じた損害または費用に対しては、保険金を支払いません。

- ① 橋梁工事、またはこれに類する工事における次の損害
 - ア. 河川の増水によって堤外地内の工事用材料または工事用仮設材について生じた損害
 - イ. 仮締切の越流による損害
 - ロ. 工事現場に仮置きした土砂の流入による堆土費用または清掃費用

第2条（保険の目的以外の物の原状復旧費用不担保）

当会社は、工事の目的物補償特約第7条（保険の目的以外の物の原状復旧費用の補償）に規定する費用については、同特約第6条（損害の額の算定）(1)の損害の額に算入しません。

第3条（特別費用不担保）

当会社は、工事の目的物補償特約第8条（特別費用の補償）(1)に規定する費用については、同特約第6条（損害の額の算定）(1)の損害の額に算入しません。

第4条（臨時費用不担保）

当会社は、工事の目的物補償特約第10条（保険金の支払額）(3)および同特約第11条（保険金の支払限度額）(3)の規定にかかわらず、臨時費用保険金を支払いません。

第5章 基本条項

第1条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款、事業所限定補償特約およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

9. クレーム等対応費用補償特約

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
記名被保険者	保険証券の被保険者欄に記載された者をいいます。
クレーム行為	暴力、脅迫、強要、威力、セクシャルハラスメント、不退去、偽計、風説の流布およびこれらに類似の行為をいいます。ただし、記名被保険者の業務に関連して発生した他人の身体の障害（注）および財物の滅失、損傷、汚損に起因する行為を除きます。 （注） 身体の障害 身体の傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。
クレームコンシェル	当社が指定するクレーム行為を解決するための窓口をいいます。
継続契約	次のいずれかに該当する保険契約をいいます。 ① この特約を付帯した事業活動総合保険普通保険約款（普通保険約款といいます。）に基づく当社との保険契約（以下「クレーム等対応費用補償特約付帯事業活動総合保険」といいます。）の保険期間の末日（注）を保険期間の開始日とし、記名被保険者を同一とするクレーム等対応費用補償特約付帯事業活動総合保険契約 ② この特約第1条（保険金を支払う場合）に規定する損害に対して支払責任を有する保険契約（以下「クレーム等対応費用補償保険」といいます。）の保険期間の末日（注）を保険期間の開始日とし、記名被保険者を同一とするクレーム等対応費用補償保険 （注） 保険期間の末日 クレーム等対応費用補償特約付帯事業活動総合保険またはクレーム等対応費用補償保険が末日前に解除されていた場合は、その解除時をいいます。
事故	記名被保険者が、業務に関連して次に掲げる被害を受けたことをいいます。 ① クレーム行為。ただし、使用人からのクレーム行為は含みません。 ② 使用人の信用毀損等の行為
使用人	記名被保険者に使用され、かつ、記名被保険者により直接あると間接であるとを問わず、賃金（賃金、給与、手当、賞与等の名称を問わず）労働の対価として受け取るものといいます。）を支払われる個人（パートタイム労働者、短時間労働者、アルバイト、他の企業等への出向者、他の企業等から受け入れをした労働者または派遣労働者を含み、子会社または下請業者の使用人を含みません。）をいい、過去にその地位にあった者（注）を含みます。 （注） 過去にその地位にあった者 初年度契約の保険期間の開始日より後に使用人であった者にかぎります。
初年度契約	継続契約以外のこの特約を付帯した契約をいいます。
セクシャルハラスメント	次のものをいいます。 ① 次のまたはイの行動または発言に服従させること。 ア. 性的欲求に基づく要求、性的な関係の強要、必要なく身体にさわること、わいせつな図画を配布することその他類似の性的欲求に基づく行動または相手が性的嫌悪感を抱くような行動（以下「性的な行動」といいます。）をとること。 イ. 性的な事実関係を尋ねること、性的な内容の情報を意図的に流布することその他類似の性的欲求に基づく発言または相手が性的嫌悪感を抱くような発言（以下「性的な内容の発言」といいます。）をとること。 ② 職務遂行を妨害する性的な行動をとることまたは性的な内容の発言をすること。 ③ ②を容認する就業環境を創出すること。
損害	被保険者が事故を解決するために、クレームコンシェルの承認を得て負担する弁護士費用のうち当社が認めたものをいいます。
他人	被保険者以外の者をいいます。
使用人の信用毀損等の行為	使用人が被保険者に対して行った、威力、偽計、風説の流布およびこれらに類似の行為で、被害届が警察に受理されたものをいいます。
賠償責任保険契約	次の保険契約をいいます。 ① 賠償ユニット不担保特約が付帯されていない事業活動総合保険契約 ② ①以外の賠償責任保険契約またはこれと支払責任が同一である保険契約（注） （注） 保険契約 共済契約を含みます。
被保険者	次のいずれかに該当する者をいいます。ただし、②に規定する者については、記名被保険者の業務の遂行に起因して損害を被る場合にかぎります。 ① 記名被保険者 ② 記名被保険者の役員
弁護士費用	被保険者が被った事故について、弁護士に法律事務を委任することによって発生する相談料、着手金、報酬金、手数料、訴訟費用（注1）および事故に対応するために要した実費（注2）で、必要かつ有益な費用をいいます。なお、顧問料、日当および慰謝料などの精神的苦痛のみを請求する費用は含みません。 （注1） 訴訟費用 調停、審判および抗告に要する費用を含みます。 （注2） 実費 収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通費、通信費、宿泊費、調査費用（注3）その他弁護士が委任事務処理を行う上

で支払の必要が生じた費用をいいます。

（注3） 調査費用

翻訳料、調査料等の費用をいいます。

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、被保険者が、事故によって被る損害に対して、保険金を支払います。

第2条（保険期間と保険金を支払う場合の関係）

- (1) 当会社は被保険者が、保険期間中にクレームコンシェルへ支援を要請し、当会社が妥当と判断した損害について保険金を支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、事故が初年度契約の保険期間の開始時より前に発生していたとき、または被保険者が事故が発生するおそれのあることを知っていたときもしくは知っていたと合理的に推定されるときは、当会社は保険金を支払いません。

第3条（保険金を支払わない場合）

当会社は、次のいずれかの損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた事故による損害
- ② 事故に該当する行為を行った者に対して、被保険者が損害賠償請求を行うことによって生じた損害
- ③ 事故に該当する行為を行った者に対して、記名被保険者の債権を回収することによって生じた損害
- ④ 賠償責任保険契約により保険金が支払われるべき損害（注1）
- ⑤ 医療行為によって生じた事故による損害
- ⑥ 所定の資格を有しない者が遂行した業務によって生じた事故による損害
- ⑦ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた事故による損害
- ⑧ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によって生じた事故による損害
- ⑨ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他の有害な特性によって生じた事故による損害

（注1） 賠償責任保険契約により保険金が支払われるべき損害

賠償責任保険契約により保険金が支払われるべき損害賠償金、権利保全行使費用、損害防止費用、争訟費用、協力費用、緊急措置費用またはこれらに類する損害をいいます。

（注2） 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

（注3） 核燃料物質（注2）によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

第4条（保険金の支払額）

第1条（保険金を支払う場合）の規定により当会社が支払うべき保険金の額は、1回の事故（注1）につき、70万円を限度とします。ただし、この特約で支払うべき保険金の額は、保険期間を通じて、140万円を限度とします。

（注1） 1回の事故

場所またはクレーム行為（使用人の信用毀損等の行為を含みます。以下、（注1）および（注3）において同様とします。）を行った者の数等にかかわらず、同一または関連する事実に起因するクレーム行為については、一連のクレーム行為による被害が複数の保険契約（注2）の保険期間中に発生した場合であっても、これらを1つの事故とみなし、最初のクレーム行為がなされた時（注3）にすべて発生したものとみなします。

（注2） 保険契約

この特約の全部または一部に対して支払責任が同じである保険契約または共済契約をいいます。

（注3） 最初のクレーム行為がなされた時

クレーム行為がなされたと判断できる合理的な理由が発生した時とします。

第5条（保険金の請求権）

- ① 当会社に対する保険金請求権は、第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害が生じた時から発生し、これを行なえることができるものとします。
- ② 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、別表に掲げる書類または証拠のうち、当会社が求めらるものを提出しなければなりません。
- ③ 当会社は、事故等の内容等に応じ、被保険者に対して、別表に掲げるものの外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることができます。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- ④ 次のいずれかに該当する場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
 - ① 保険契約または被保険者が、正当な理由がなく（3）の規定に違反した場合
 - ② 保険契約または被保険者が、正当な理由がなく（2）または（3）の書類に事実と異なることを記載した場合
 - ③ 保険契約または被保険者が、正当な理由がなく（2）または（3）の書類または証拠を偽造し、または変造した場合

第6条（時効）

この特約に関する保険金の当会社に対する保険金請求権は、前条（1）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第7条（読み替え規定）

この特約においては、普通保険約款第5章基本条項の用語の定義の「事故等」および「損害等」を次のとおり読み替えて適用します。

用語	定義
事故等	クレーム等対応費用補償特約第1条（保険金を支払う場合）の事故をいいます。
損害等	クレーム等対応費用補償特約第1条（保険金を支払う場合）の損害をいいます。

第8条（適用除外）

この特約においては、普通保険約款第5章基本条項の規定中、次の規定は適用しません。

① 第18条（保険金の請求）

② 第20条（時効）

第9条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

別表 第5条（保険金の請求）(2)の保険金請求書類

① 保険金請求書

② 保険証券

③ 当会社の定める損害状況報告書

④ 弁護士委任状

⑤ 弁護士報酬金請求書

⑥ その他当社が必要と認めた書類

10. 従業員による不誠実行為補償特約

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
穴うめ行為	既往の不誠実行為による損害を消滅または軽減させた不誠実行為をいいます。
既往の不誠実行為による損害	既に行われた不誠実行為による損害をいいます。その不誠実行為が保険期間中に行われたか否かを問いません。
記名被保険者	保険証券の被保険者氏名欄に記載された者をいいます。
再調達価額	損害が発生した地および時における保険の目的と同一の質、用途、規模、型、能力、構造のものを再取得または再築するのに要する額をいいます。
使用者	記名被保険者である事業主との間に使用従属関係があるもので、賃金の支払いを受ける者をいいます。
不誠実行為	窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為をいいます。
保険価額	損害が生じた地および時における保険の目的の価額をいいます。
保険の目的の価額	再調達価額から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額（注）を差し引いた額をいいます。ただし、商品・製品等は、仕入価額または原価等のその保険の目的の性質または状況に応じた価額とし、貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品は、その保険の目的と同等と認められる物の市場流通価額をいいます。 （注）減価額 保険の目的の種類ごとに、次の額を限度とします。 ア. 設備、装置または機械 稼働しているものは再調達価額の70%に相当する額を限度とし、これに該当しないものは保守管理の状況および使用による消耗または経過年数等に応じて再調達価額の90%に相当する額を限度とします。ただし、消耗品等、一定の期間ごとに使用または経過に伴う交換が必要なものは、再調達価額の90%に相当する額を限度とします。 イ. アに規定する以外のもの 日常生活または業務に使用できる状態のものは再調達価額の50%に相当する額を限度とし、これに該当しないものは使用による消耗または経過年数等に応じて再調達価額の90%に相当する額を限度とします。ただし、消耗品等、一定の期間ごとに使用または経過に伴う交換が必要なものは、再調達価額の90%に相当する額を限度とします。

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、この特約により、記名被保険者の使用者人が、自己の職務上の地位を利用して、記名被保険者に対して不誠実行為を行ったこと（以下「事故」といいます。）によって、第3条（保険の目的の範囲）に規定する保険の目的に生じた損害について、保険金を支払います。
- (2) 当会社は、(1)の事故が記名被保険者によって保険期間中に発見された場合にかぎり、保険金を支払います。
- (3) 当会社は、日本国内で生じた事故による損害に対してのみ保険金を支払います。

第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、次の損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者または記名被保険者（注1）の故意または重大な過失によって生じた損害
- ② 法令に違反した行為によって記名被保険者が収得した保険の目的について生じた損害
- ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注2）に基づく秩序の混乱または労働争議に乗じた不誠実行為による損害
- ④ 地震、噴火、津波、洪水、高潮または台風に基づく秩序の混乱に乗じた不誠実行為による損害
- ⑤ 核燃料物質（注3）または核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故に基づく秩序の混乱に乗じた不誠実行為による損害
- ⑥ 穴うめ行為により生じた損害。ただし、穴うめ行為による損害が、既往の不誠実行為による損害の消滅または軽減に充当された金額を超過する場合は、その超過分については除きます。
- ⑦ 保険契約者または記名被保険者が、この保険契約の解除の時または保険期間が満了した時の翌日から起算して1年以後に当会社に通知した不誠実行為による損害
- ⑧ 加害使用人（注5）の名前が不明の場合に、記名被保険者が被った損害

（注1）保険契約者または記名被保険者

保険契約者または記名被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。以下同様とします。

（注2）暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穡が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注3）核燃料物質

使用済燃料物質を含みます。

（注4）核燃料物質（注3）によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

（注5）加害使用人

不誠実行為による損害を生じさせた使用者をいいます。

第3条（保険の目的の範囲）

(1) この特約における保険の目的は、次の財物とします^{5章}

- ① 記名被保険者が所有するすべての業務用の設備・什器等（注1）および商品・製品等（注2）
- ② 記名被保険者が所有する業務用の通貨、預貯金証書、有価証券、印紙、切手その他これらに類する財物
- (2) (1)の規定にかかわらず、次の財物は、保険の目的に含まれません。
 - ① 自動車
 - ② 船舶
 - ③ 航空機
 - ④ 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
 - ⑤ 稿本、設計書、図案、雑型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する財物

⑥ 動物、植物。ただし、動物、植物が商品・製品等である場合は、保険の目的に含みます。

（注7）建設機械等（注3）

⑧ テープ、カード、ディスク、ドラム等の記録媒体に記録されているプログラム、データその他のこれらに準じるもの

（注1）設備・什器等

設備、装置、機械、器具、工具、什器または備品をいいます。ただし、門、塀および垣は含みません。

（注2）商品・製品等

商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。

（注3）建設機械等

建設用工作車、破碎機等の工事用機械をいいます。

第4条（損害の額の決定）

(1) 当会社が、第1条（保険金を支払う場合）の保険金として支払うべき損害の額は、その保険の目的の種類に応じて次のとおりとします。

① 保険の目的が商品・製品等または貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品である場合

保険価額によって定めます。

② 保険の目的が①以外の物である場合

再調達価額によって定めます。

(2) (1)の規定にかかわらず、保険の目的の損傷を修理することができる場合においては、その保険の目的の種類に応じて次のとおり算出した額を損害の額とします。

① 保険の目的が商品・製品等または貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品である場合

損害を受けた保険の目的の保険価額を限度とし、次の算式によって算出した額を損害の額とします。

$$\text{修理費（注1）} - \text{修理によって保険の目的の価額が増加した場合は、その増加額（注2）} = \text{修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額}$$

② 保険の目的が①以外の物である場合

損害を受けた保険の目的の再調達価額を限度とし、次の算式によって算出した額を損害の額とします。

$$\text{修理費（注1）} - \text{修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額} = \text{損害の額}$$

(3) 保険の目的が1組または1対の物からなる場合において、その一部に損害が生じたときは、当会社は、その損害が保険の目的全体の価値に及ぼす影響を考慮して、損害の額を定めます。

④ 格落ち損害（注3）は損害の額に含めません。

(5) 普通保険約款第5章基本条項第17条（事故等発生時の義務）(1)(1)の規定により、損害等の発生および拡大の防止のために、保険契約者または記名被保険者が必要または有益な費用を支出したときは、この保険契約に適用される普通保険約款または特約の規定により保険金が支払われないとき（注4）を除き、当会社は、これを損害の額に含めます。

(6) 保険の目的が有価証券である場合、公示催告手続きまたは株券喪失手続きに要する費用は、これを損害の額に含めます。

（注1）修理費

損害が生じた地および時において、損害が生じた保険の目的を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、保険の目的の復旧に際して、当会社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。

（注2）修理によって保険の目的の価額が増加した場合は、その増加額

保険の目的の価額の減価額を限度として適用します。

（注3）格落ち損害

保険の目的の価値の下落をいいます。

（注4）保険金が支払われないとき

免責金額を差し引くことにより保険金が支払われない場合を除きます。

第5条（保険金の支払額）

(1) 同一事由または同一原因による一連の事由により発生した損害につき、当会社が支払うべき保険金の額は、次の算式によって得られた額とします。ただし、100万円を限度とします。

$$\text{損害の額} - \text{免責金額（注1）} = \text{保険金の額}$$

（注）免責金額

10万円とします。

(2) (1)の規定にかかわらず、当会社が支払うべき保険金の額は、保険期間を通じて、100万円を限度とします。

第6条（事故等発生時の義務）

(1) 保険契約者または記名被保険者は、損害の原因となる事故が発生したことを知った場合は、普通保険約款第5章基本条項第17条（事故等発生時の義務）(1)に規定する義務のほか、次の手続きを速やかに実施しなければなりません。

① 警察署等に届け、事故に関する証明書を取り付けること。

② 保険の目的が預貯金証書である場合には、預貯金先あてに被害の届出すること。

③ 保険の目的が小切手または手形の場合は、振出人または引受人および取引金融機関に對して盗難事故発生の通知を行うこと。

④ 保険の目的が有価証券である場合は、公示催告手続きまたは株券喪失手続きを実施すること。

⑤ その他当会社が要求した手続きを行うこと。

(2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の義務を怠った場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第7条（保険金の請求）

(1) 当会社に対する保険金請求権は、第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害を記名被保険者が発見した時から発生し、これを行なうことができるものとします。

(2) 記名被保険者が保険金の支払を請求する場合は、別表に掲げる書類または証拠のうち、当会社が求めるものを提出しなければなりません。

(3) 当会社は、事故等の内容等に応じ、記名被保険者に対して、別表に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(4) 次のいずれかに該当する場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

① 保険契約者または記名被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合

② 保険契約者または記名被保険者が、正当な理由がなく(2)または(3)の書類に事実と異なることを記載した場合

③ 保険契約者または記名被保険者が、正当な理由がなく(2)または(3)の書類または証拠を偽造し、または変造した場合

第8条（時効）

この特約に関する保険金の当会社に対する保険金請求権は、前条(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第9条（読替規定）

この特約においては、普通保険約款第5章基本条項の用語の定義の「事故等」および「損害等」を次のとおり読み替えて適用します。

用語	定義
事故等	従業員による不誠実行為補償特約第1条（保険金を支払う場合）の事故をいいます。
損害等	従業員による不誠実行為補償特約第1条（保険金を支払う場合）の損害をいいます。

第10条（適用除外）

当会社はこの特約においては、普通保険約款第5章基本条項第18条（保険金の請求）および第20条（時効）の規定は適用しません。

第11条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

別表 第7条（保険金の請求）(2)の保険金請求書類

- (1) 保険金請求書
- (2) 保険証券
- (3) 当会社の定める損害状況報告書
- (4) 所轄警察署の被害届出証明書またはこれに代わるべき書類
- (5) その他当社が必要と認めた書類

11. 使用者賠償責任補償特約

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
記名被保険者	保険証券の被保険者氏名欄に記載された者をいいます。
記名被保険者の使用人等	次のいずれかの者をいいます。 ① 記名被保険者の使用人 ② 記名被保険者の下請負人およびその構成員
競技等	競技、競争、興行（注1）または試運転（注2）をいいます。 (注1) 競技、競争、興行 いずれもそのための練習を含みます。 (注2) 試運転 性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
業務に従事している間	次のいずれかに該当している間をいいます。 ① 補償対象者が事業主または役員の場合には、次のいずれかに該当している間をいい、労災保険法等の規定による業務上および通勤を含みます。 ア、勤務会社（注）の就業規則等に定められた正規の就業時間中。ただし、休暇中を除きます。 イ、勤務会社（注）の施設内にいる間および勤務会社（注）の施設と勤務会社（注）との間を合理的な経路および方法により往復する間 ハ、取引先との契約、会議（会食を主な目的とするものを除きます。）などのために取引先の施設内にある間および取引先の施設と住居または勤務会社（注）との間を合理的な経路および方法により往復する間 ② 補償対象者が事業主または役員でない場合には、労災保険法等の規定による業務上および通勤 (注) 勤務会社 補償対象者が役員をつとめる企業等をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、身体に残された症状が将来においても回復できない機能的重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
工事業務	建設業法（昭和24年法律第100号）第1章第2条第2項にいう、元請、下請その他のいかなる名義をもってするかを問わず、建設工事の完成を請け負う営業をいいます。
事故	急激かつ偶然な外來の事故をいいます。
疾病	傷害以外の身体の障害をいいます。
自動車等	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第2項に定める自動車または同条第3項に定める原動機付自転車をいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
傷害	身体の傷害をいい、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。）を含みます。
使用者	事業主との間に使用従属関係がある者で、賃金の支払を受ける者をいいます。
乗用具	自動車等、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類する乗用具をいいます。
損害賠償請求権者	被保険者に対して法律上の損害賠償請求権を有する者をいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部と支払責任が同一である他の保険契約または共済契約をいいます。なお、普通保険約款第4章傷害等担保条項第1節補償費用担保条項に関するかぎりにおいて、この保険契約の被保険者を保険金受取人とする普通傷害保険契約、交通事故傷害保険契約その他名称を問はずこれらと支払責任が同一である他の保険契約または共済契約を含みます。

物流業務	貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第1項にいう貨物自動車運送事業をいい、貨物自動車運送事業を営む者が行う倉庫業（注1）およびこん包業（注2）を含みます。 (注1) 倉庫業 倉庫業法（昭和31年法律第121号）第2条第2項にいう倉庫業をいいます。 (注2) こん包業 荷造業、貨物こん包業、組立こん包業、工業製品組立こん包業、輸出こん包業をいいます。
法定外補償規定等	補償対象者に対して、労災保険法等の給付のほかに一定の災害補償を行うことを目的とする労働協約、就業規則または災害補償規程等をいいます。
暴動	群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
法令に定められた運転資格	運転する地における法令によるものをいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
補償対象者	次のいずれかの者をいいます。 ① この特約が付帯された保険契約に傷害ユニット不担保特約が付帯されている場合には、記名被保険者の使用人 ② この特約が付帯された保険契約に傷害ユニット不担保特約が付帯されていない場合には、保険証券に補償対象者として記載された者。ただし、次の者を除きます。 ア、記名被保険者が法人である場合は、その役員 イ、記名被保険者が個人事業主である場合は、事業主本人
補償対象者等	補償対象者またはその遺族をいいます。
役員	理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
労災保険法等	労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）もしくは船員保険法（昭和14年法律第73号）またはその他日本国労働災害補償法令をいいます。

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、補償対象者が記名被保険者の業務に従事している間に生じた事故により被った傷害について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対し、保険金を支払います。
- (2) (1)の傷害には、業務に起因して生じた症状を含むものとします。
- (3) (2)の業務に起因して生じた症状は、記名被保険者の業務遂行（注1）に伴って発生した症状のうち、次の要件をすべて満たすものをいいます。ただし、補償対象者が長期間にわたり業務に従事することにより、その業務特有の性質または状態に関連して有害作用が蓄積し、発生したことが明白なもの（注2）、疲労の蓄積または老化によるもの、精神的ストレスを原因とするもの、およびかけ症候群を除きます。
 ① 偶然かつ外因によるもの
 ② 労働環境に起因するもの
 ③ その原因の発生が時間的および場所的に確認できるもの
- (4) 業務に起因して生じた症状の発症の認定は、医師（注3）の診断によります。
- (5) 業務に起因して生じた症状については、医師（注3）の診断による発症の時を事故発生の時として、普通保険約款および付帯された特約を適用します。
- (6) (5)の規定にかかわらず、業務に起因して生じた症状については、記名被保険者の業務に従事している間に生じた事故により傷害を被ったものとみなします。

(注1) 記名被保険者の業務遂行

補償対象者が他の企業等へ向出している者である場合は、その補償対象者においては出向先の業務遂行も記名被保険者の業務遂行とみなします。

(注2) その業務特有の性質または状態に関連して有害作用が蓄積し、発生したことが明白なもの

振動症候群、腱鞘炎、塵肺症またはその他これらに類する症状を含みます。

(注3) 医師

補償対象者等が医師である場合は、その補償対象者等以外の医師をいいます。

第2条（保険期間と保険金を支払う場合との関係）

当会社は、補償対象者が保険期間中に生じた事故により傷害を被った場合にかぎり、保険金を支払います。

第3条（被保険者の範囲）

この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。ただし、②に規定する者については、記名被保険者の業務の遂行に起因して損害を被る場合にかぎります。

- ① 記名被保険者
- ② 記名被保険者の役員

第4条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、次のいずれかの事由に起因する第1条（保険金を支払う場合）の損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者もしくは被保険者（注1）またはこれらの事業場責任者の故意
- ② 補償対象者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。ただし、保険金を支払わないのはその補償対象者の被った傷害によって生じた損害にかぎります。
- ③ 次のいずれかに該当する間に生じた事故により補償対象者が被った傷害。ただし、保険金を支払わないのはその補償対象者の被った傷害によって生じた損害にかぎります。
 ア、法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間
 ハ、道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 ハ、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ④ 補償対象者の脳疾患、疾病または心神喪失。ただし、保険金を支払わないのはその補償対象者の被った傷害によって生じた損害にかぎります。
- ⑤ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ⑦ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑧ ⑤から⑦までのいずれかの事由に随伴して発生した事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故
- ⑨ ⑦以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑩ 石綿または石綿を含む製品の発ガン性その他の有害な特性

		力、交通費および宿泊費。ただし、訴訟等の対応に常時従事する者が要した費用は除きます。 ヰ、臨時雇用費用
⑥ 協力費用	第 10 条（損害賠償責任解決の特則）(1)の規定により、被保険者が当会社の要求に従い、協力するために要した費用をいいます。	
(2) 当会社は、(1)②から⑥までの費用については、被保険者に損害賠償責任がないことが判明した場合でも、保険金として支払います。		
(注 1) 損害賠償金	判決により支払いを命じられた訴訟費用および遅延損害金を含みます。	
(注 2) 自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）に基づく責任保険責任共済を含みます。		
(注 3) 支払責任が同一である保険契約	共済契約を含みます。	
第 6 条（保険金の支払限度額）		
(1) 前条(1)①について、当会社が支払うべき保険金の額は、次に掲げるものの数にかかわらず、1 回の事故（注 1）について保険金額（注 2）を限度とします。		
① 損害賠償請求または訴訟		
② 損害賠償請求または訴訟を提起する者		
(2) 当会社は、前条(1)②から⑥までについては、その全額を保険金として支払います。		
(3) (2)の規定にかかわらず、前条(1)④について、同条(1)①の正味損害賠償金の額が保険金額（注 2）を超える場合は、当会社は、次の算式によって算出した額を保険金として支払います。		
$\begin{array}{l} \boxed{\text{前条(1)④の争訟費用の損害}} \\ \times \quad \boxed{\text{保険金額（注 2）}} \\ \boxed{\text{前条(1)①の正味損害賠償金の額}} = \boxed{\text{保険金の支払額}} \end{array}$		
(注 1) 1 回の事故	発生の日時、場所を問わず同一の原因から発生した一連の事故をいいます。	
(注 2) 保険金額	保険証券記載の使用者賠償責任保険特約の保険金額をいいます。	
第 7 条（年金給付の場合の調整）		
第 1 項（保険金を支払う場合）に規定する傷害について労災保険法等により給付される額が年金をもって定められている場合は、その年金部分については、次のいずれかの金額をもって、第 5 条（当会社が支払う保険金の範囲）(1)①アの金額とします。ただし、労災保険法等の受給権者が受給すべき年金の総額から次のいずれかの額を控除した残額の全部または一部が被保険者の損害賠償の履行にあたり考慮された場合には、その考慮された部分に相当する年金の額を次のいずれかの額に加算した額をもって同条(1)①アの金額とします。		
① 労災保険法等の受給権者がその年金にかかる前払一時金の給付を請求することができる場合には、被保険者の損害賠償責任額が確定した時に、労災保険法等により被保険者が損害賠償の履行を猶予されている金額および年金またはその年金にかかる前払一時金の支給により損害賠償の責めを免れた金額の合計額		
② ①以外の場合には、労災保険法等の受給権者が、被保険者の損害賠償責任額が確定した時までにすでに受領した年金の総額		
第 8 条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）		
他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、損害の額（注）を超えるときは、当会社は、次のいずれかに定める額を保険金として支払います。		
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合 この特約の支払責任額		
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合 損害の額（注）から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この特約の支払責任額を限度とします。		
(注) 損害の額	それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。	
第 9 条（先取特権）		
(1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権（注）について先取特権を有します。		
(2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、損害賠償金に対する保険金の支払を行うものとします。		
① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、この場合は、被保険者が賠償した金額を限度として保険金の支払を行うものとします。		
② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合		
③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を使用したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合		
④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、この場合は、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度として保険金の支払を行うものとします。		
(3) 保険金請求権（注）は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（注）は賃貸の目的とし、または(2)(3)の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)(3)または(4)の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。		
(注) 保険金請求権	第 5 条（当会社が支払う保険金の範囲）(1)①の正味損害賠償金に対する保険金請求権にかぎります。	
第 10 条（損害賠償責任解決の特則）		
(1) 当会社は、当会社が必要と認めた場合は、被保険者に代って、当会社の費用で損害賠償責任の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。		
(2) 被保険者が、正当な理由なく(1)の協力に応じない場合は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。		
第 11 条（保険金の請求）		
(1) 当会社に対する保険金請求権は、次の時からそれぞれ発生し、これを行使することができるものとします。		
① 第 5 条（当会社が支払う保険金の範囲）(1)①の正味損害賠償金については、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定し、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立し、かつ、同号①アからウまでの金額が確定した時		
② 第 5 条（当会社が支払う保険金の範囲）(1)②から⑥については、その損害が確定した時		
(2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、別表に掲げる書類または証拠のうち、当会社が求めるものを提出しなければなりません。		
(3) 当会社は、事故等の内容または損害等の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、別表に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を		

定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注1）であるときには、その処置日数を含みます。

(3) 当会社は、いかなる場合においても、事故の発生した日からその日を含めて1,000日を経過した後の期間については、(1)の期間に含めません。

(4) 補償対象者が(1)の期間中に新たに他の傷害を被ったとしても、当会社は、重複しては(1)の期間に含めません。

(5) 当会社は、補償対象者が事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内に病院または診療所において、第1条（保険金を支払う場合）の傷害の治療を直接の目的として手術を受けたときには、次の算式によって算出した額を、手術補償保険金として支払います。ただし、1事故に基づく傷害について、1回の手術（注2）に限ります。

① 入院中（注3）に受けた手術の場合
入院保険金日額×10=手術保険金の額

② ①以外の手術の場合
入院保険金日額×5=手術保険金の額

(注1) 医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置
医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

(注2) 1回の手術
1事故に基づく傷害に対して①および②の手術を受けた場合は、①の算式により算出した額とします。

(注3) 入院中
第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として入院している間をいいます。

(2) 当会社は、この特約により、普通保険約款第5章基本条項第18条（保険金の請求）(1)④アウの規定を、次のとおり読み替えて適用します。

ウ 入院補償保険金については、次のいずれかの場合に該当し、かつ、その入院に対し被保険者が補償対象者等に補償金を支払った時
a. その補償対象者が被った第4章傷害等担保条項第1節補償費用担保条項第1条（保険金を支払う場合）の傷害の治療を目的とした入院が終了した場合
b. その補償対象者に傷害が発生した日からその日を含めて1,000日が経過した場合

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

21. 休業補償保険金支払特約（補償費用担保条項用）

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
休業保険金日額	保険証券記載の休業保険金の日額をいいます。
継続契約	事業活動総合保険契約の保険期間の終了日（その保険契約が終了日までに解除されている場合にはその解除日）を保険期間の開始日とする事業活動総合保険契約をいいます。
事業活動総合保険契約	休業補償保険金支払特約が付帯された普通保険約款に基づく当会社との保険契約をいいます。
就業不能	補償対象者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害の原因となる事故が発生した時に就いていた業務または職務を果たす能力をまったく失っている状態をいいます。ただし、次のいずれかに該当する場合は、就業不能とはみしません。 ① 補償対象者が第1条の傷害の原因となる事故が発生した時に就いていた業務または職務の一部に従事した場合 ② 補償対象者がその教育、訓練または経験により習得した能力に相応する①と異なる業務または職務に従事した場合 ③ 補償対象者の就業不能となった傷害の治療を当会社が医師（注）の判断にもとづき認定した日 ④ 補償対象者が死亡した日以降 （注）補償対象者等以外の医師をいいます。
就業不能期間	てん補期間中の補償対象者の就業不能の日数をいいます。
初年度契約	継続契約以外の事業活動総合保険契約をいいます。
損害	被保険者が補償対象者に対して補償金を支払うことによって被る損害をいいます。
てん補期間	当会社が休業補償保険金を支払う限度日数で、免責期間終了日の翌日から起算して保険証券記載のてん補期間を経過した日までの期間をいいます。
免責期間	就業不能が開始した日から起算して、継続して就業不能である保険証券記載の日数を経過する日までの期間をいいます。

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約により、補償対象者が普通保険約款第4章傷害等担保条項第1節補償費用担保条項第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故が発生した日からその日を含めて180日以内に就業不能となつた場合に、被保険者が補償対象者に就業不能期間に対して休業補償金を支払うことによって被る損害に対して、保険金として休業補償保険金を被保険者に支払います。ただし、休業補償保険金を支払うのは、補償対象者が被保険者の業務に従事している間に生じた事故により傷害を被った場合に限ります。

第2条（保険料込み前の取扱い）

保険期間が開始した場合においても、次のいずれかに該当する就業不能については、当会社は、休業補償保険金を支払いません。

- ① この保険契約の保険期間の開始時から、保険料を領収した時までの期間中に生じた事故により被った傷害による就業不能
- ② この保険契約の保険期間の開始時から、保険料を領収した時までの期間中に始まった就業不能
- ③ この保険契約の保険期間の開始時から、保険料を領収する時までの期間中に、補償対象者が傷害を被り、継続契約の保険期間中にその傷害によって始まった就業不能

第3条（保険期間と保険金を支払う場合との関係）

(1) 当会社は、補償対象者が保険期間中に就業不能となつた場合にかぎり、休業補償保険金を支払います。

(2) (1)の規定にかかわらず、この保険契約が初年度契約である場合において、就業不能の原因となつた事故が発生した時が、保険期間の開始時より前であるときは、当会社は、休業補償保険金を支払いません。

(3) (1)の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、就業不能の原因となつた事故が発生した時が、継続契約の初年度契約の保険期間の開始時よりも前であるときは、当会社は休業補償保険金を支払いません。

第4条（休業補償保険金の支払限度額）

当会社は、就業不能期間に対して、1日につき休業保険金日額を限度として、休業補償保険金を被保険者に支払います。

第5条（就業不能の再発）

(1) 免責期間を超える就業不能が終了した日からその日を含めて30日以内にその就業不能の原因となつた傷害によって再び就業不能となつた場合にかぎり、当会社は、再発した就業不能の期間に対しても休業補償保険金を支払います。ただし、再発した就業不能については新たに免責期間およびてん補期間を適用しません。

(2) 免責期間を超える就業不能が終了した日からその日を含めて30日を経過した後にその就業不能の原因となつた傷害によって再び就業不能となつた場合には、当会社は、再発した就業不能に対しては休業補償保険金を支払いません。

第6条（就業不能の期間の重複）

当会社は、補償対象者が保険期間中、休業補償保険金の支払を受けられる期間内に、更に休業補償保険金の支払いを受けられる傷害を被った場合であっても、重複する期間に対して、重ねて休業補償保険金を支払いません。この場合において、後の傷害については、その傷害を被った日に就業不能になったとみなし、新たに免責期間およびてん補期間を適用します。

第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

第1条（保険金を支払う場合）に規定する損害に対して他の保険契約等があり、休業補償保険金を支払うべき就業不能期間が重複した場合において、それぞれの支払責任額（注1）の合計額が損害の額（注2）を超えるときは、当会社は、次のいずれかに定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この特約の支払責任額（注1）
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

損害の額（注2）から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（注1）を限度とします。

（注1）支払責任額

他の保険契約等がないものとして算出した第1条（保険金を支払う場合）に規定する損害のうち重複した就業不能期間に対して支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

（注2）損害の額

重複した就業不能期間に対する損害の額をいい、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第8条（保険金の請求）

(1) この特約における当会社に対する保険金請求権は、就業不能期間が終了し、被保険者がその就業不能に対して補償対象者等へ補償金を支払った時から発生し、これを行使することができるものとします。

(2) 被保険者が第1条（保険金を支払う場合）に規定する保険金の支払を請求する場合は、別表に掲げる書類または証拠その当会社が普通保険約款第5章基本条項第19条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために次くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもののうち、当会社が求めらるもの提出しなければなりません。

(3) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるものの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(4) 次のいずれかに該当する場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

- ① 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合
- ② 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(2)または(3)の書類に事実と異なる記載をした場合
- ③ 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(2)または(3)の書類または証拠を偽造し、または変造した場合

第9条（保険金の内扱）

(1) 就業不能期間が1か月以上継続し、かつ被保険者がその就業不能に対し補償対象者等へ補償金を支払った場合には、被保険者は、当会社に休業補償保険金の内払いを請求することができます。

(2) (1)の請求を行う場合、被保険者は、(1)の請求をする期間に対して、前条(2)に規定する書類または証拠を提出しなければなりません。

(3) 当会社は、(1)の請求を受けた場合、その請求をする期間に対して普通保険約款第5章基本条項第19条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を終えることができた場合は、休業補償保険金を内払ることができます。

第10条（普通保険約款の適用除外）

この特約においては、普通保険約款の次の規定を適用しません。

- ① 第4章傷害等担保条項第1節補償費用担保条項第15条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）
- ② 第5章基本条項第18条（保険金の請求）

第11条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

別表 休業補償保険金の保険金請求書類

- (1) 保険金請求書
- (2) 保険証券
- (3) 当社の定める傷害状況報告書
- (4) 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書
- (5) 傷害を被った者が補償対象者の範囲に含まれていることを証明する書類
- (6) 傷害の原因となる事故が被保険者の業務に従事している間に生じたものであることを証明する書類
- (7) 傷害の程度および就業不能を証明する補償対象者等以外の医師の診断書
- (8) 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類
- (9) 補償対象者の治療内容等について病院または診療所に照会することに関する補償対象者等の同意書
- (10) 補償対象者等の補償金受領書

22. 入通院臨時費用補償特約（臨時費用担保条項用）

<用語の定義>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

(1) 当会社はこの特約により、使用者賠償責任補償特約の用語の定義の「傷害」には、次のものを含むものとします。

- ① 脳血管疾患
- ② 虚血性心疾患等
- ③ 精神障害
- ④ ③の結果としての自殺

(2) (1)①から③までの発症の認定は、医師（注）の診断によります。

(3) (1)①から③までについては、医師（注）の診断による発症の時を事故発生の時として、普通保険約款およびこれに付帯された特約を適用します。

(4) (1)①、②および④については、記名被保険者の業務に従事している間に生じた事故により傷害を被ったものとみなして、普通保険約款およびこれに付帯された特約を適用します。

(5) (3)の規定にかかわらず、(1)①から③までについては、記名被保険者の業務に従事している間に生じた事故により傷害を被ったものとみなして、普通保険約款およびこれに付帯された特約を適用します。

（注） 医師

補償対象者等が医師である場合は、その補償対象者等以外の医師をいいます。

第2条（正味損害賠償金の支払いに関する特則）

当会社は、前条(1)①から④までのものに起因する損害については、労災保険法等によって給付が決定された場合にかぎり、使用者賠償責任補償特約第5条（当会社が支払う保険金の範囲）(1)①の正味損害賠償金に対する保険金を支払うものとします。ただし、業務災害または通勤災害に該当しないことを理由として、補償対象者の傷害にかかる労災保険法等に基づく給付請求（注）の不支給が決定された場合であっても、その補償対象者の傷害について被保険者が法律上の損害賠償責任を負担するときは、保険金を支払います。

（注） 給付請求

給付請求を行った者に対して当会社が労災保険法等に基づく審査請求または再審査請求等を行うことを求めた場合は、その審査請求または再審査請求等の手続を含みます。

第3条（下請負人の取扱い）

下請負人が補償対象者である場合には、第1条（脳・心疾患等補償）(4)および(5)の規定中、「記名被保険者の業務に従事している間」とあるのは「記名被保険者から請け負った業務に従事している間」と読み替えて適用します。

第4条（適用除外）

この特約においては、使用者賠償責任補償特約第4条（保険金を支払わない場合）(1)②および④の規定は適用しません。

第3章 基本条項

第1条（保険金の請求）

被保険者が第1章傷害等担保条項修正条項第1条（脳・心疾患等補償）(1)①から④、および第2章使用者賠償責任補償特約修正条項第1条（脳・心疾患等補償）(1)①から④までのものに起因する損害について、保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款第5章基本条項第18条（保険金の請求）(2)に掲げるもののほか、労災保険法等の支給決定通知書の写し（注）を提出しなければなりません。

（注） 労災保険法等の支給決定通知書の写し

第2章使用者賠償責任補償特約修正条項第2条（正味損害賠償金の支払いに関する特則）のただし書に該当する場合には、労災保険法等の給付請求書の写しとします。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

28. 雇用慣行賠償責任補償特約

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
一連の損害賠償請求	損害賠償請求がなされた時、場所等にかかわらず、同一の個人に対する保険対象事由またはその保険対象事由に関連する他の行為に起因するすべての損害賠償請求をいいます。なお、損害賠償請求を行った者が複数存在した場合は、個人毎に一連の損害賠償請求がなされたものとします。また、一連の損害賠償請求は、最初の損害賠償請求がなされた時にすべてなされたものとみなします。
記名被保険者	保険証券の被保険者氏名欄に記載された者をいいます。
記名被保険者の使用人等	次の者をいいます。 ① 記名被保険者の役員 ② 記名被保険者の使用人
協力費用	第11条（損害賠償請求解決のための協力）(1)の規定に基づき当会社が被保険者に代わって被害者による損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が当会社の求めに応じて協力するために支出する費用をいいます。
緊急措置費用	第1条（保険金を支払う場合）に規定する損害賠償請求がなされたのちに第9条（損害の防止軽減）の規定に基づき被保険者が義務を履行し、損害の発生および拡大に努めた後に賠償責任がないことが判明した場合において、損害の発生および拡大の防止に努めたことによって要した費用のうち、被害者に対する緊急またはやむをえない処置のため、被保険者が支出した費用をいいます。
ケアハラスメント	職場において行われるその雇用する労働者に対する介護休業その他の家族の介護に関する厚生労働省令で定める制度又は措置の利用に関する言動により、労働者の就業環境が害されることをいいます。
研修費用	記名被保険者が、労働契約法（平成19年法律第128号）第5条または雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第11条等に基づき職場環境安全配慮義務を果たす場合における外部講習費用をいいます。ただし、当会社が事前に承認したものに限ります。
広告費用	被保険者に対して第1条（保険金を支払う場合）に規定する損害賠償請求が提起された場合に、その損害賠償請求に対する状況説明もしくは信頼回復を目的とする広告を新聞、インターネット等に掲載するために負担する費用をいいます。ただし、あらかじめ当会社の同意を得たものにかぎります。
厚生労働省令	次のいずれかをいいます。 ① 雇用の分野における男女の均等な機会および待遇の確保等に関する法律施行規則（昭和61年労働省令第2号）

	② 育児休業、介護休業または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成3年労働省令第25号）
雇用行為	解雇、降格、昇級、賃金査定、賃金支払、配置転換その他の類似の雇用上の決定をすることをいいます。
雇用上の差別	人種、肌の色、宗教、信条、年齢、性別、婚姻の有無、出産、妊娠、身体的特徴、身体の障害、民族、国籍、出生地、戸籍、家族構成、社会的身分、既往症の有無その他の類似の要因による不利な、または差別した雇用行為をいいます。
コンサルティング業者	記名被保険者が行う対応の全部または一部について支援、指導または助言を行う者をいい、当会社が承認するものに限ります。
コンサルティング費用	コンサルティング業者が行うコンサルティングに関する費用をいい、当会社が承認するものに限ります。ただし、通常支出している人件費や弁護士顧問料等は含みません。
就労希望者	次に掲げるものをいいます。 ① 記名被保険者と使用者としての労働契約または雇用契約を締結することを希望し、かつ、記名被保険者が採用のための行為（試験、面接、試用その他の類似の行為をいいます。以下「採用行為」といいます。）を行った個人 ② 記名被保険者の役員となることを希望し、かつ、記名被保険者が採用行為を行った個人
使用者	記名被保険者に使用され、かつ、記名被保険者により直接であると間接であるとを問わず、賃金（賃金、給与、手当、賞与等の名称を問わず、労働の対価として受け取るものをいいます。）を支払われる個人（パートタイム労働者、短時間労働者、アルバイト、他の企業等への出向者、他の企業等から受け入れをした労働者または派遣労働者を含み、子会社または下請業者の使用者を含みません。）をいいます。
職務遂行の場所	記名被保険者の使用者が実際に通勤している職場（事業所、工場等、記名被保険者の事業のための施設をいいます。）の所在地をいいます。
信頼回復費用	被保険者の負担したコンサルティング費用、広告費用およびマスク対応費用をいいます。
セクシャルハラスメント	次に掲げるものをいい、類似行為を含みます。 ① 雇用条件または採用条件として、次の行動または発言に服従させること。 ア、性的欲求に基づく要求、性的な関係の強要、必要なく身体にさわること、わいせつな図画を配布することその他類似の性的欲求に基づく行動または相手が性的嫌悪感を抱くような行動（以下「性的な行動」といいます。）をとること。 イ、性的な実事関係を尋ねること、性的な内容の情報を意図的に流布することその他類似の性的欲求に基づく発言または相手が性的嫌悪感を抱くような発言（以下「性的な内容の発言」といいます。）をとること。 ② 雇用行為に影響を与えることを示唆または示唆したうえで、性的な行動をとることまたは性的な内容の発言をすること。 ③ 職務遂行を妨害する性的な行動をとることまたは性的な内容の発言をすること。 ④ 業務上の正当な理由なく、性自認について尋ねるもしくは性自認に関する言動を取ることにより就業環境を害すること。 ⑤ ③または④を容認する就業環境を創出すること。
争訟費用	被保険者に対する損害賠償請求に関する争訟（訴訟、仲裁、調停、和解等をいいます。）によって被保険者が実際に支出した費用で、妥当かつ必要と認められるものをいいます。この費用には、証拠収集および文書（相手方当事者または裁判所に提供する文書にかぎります。）作成のために被保険者が実際に支出した費用を含み、損害賠償請求がなされなくても発生する費用ならびに被保険者の人件費（報酬、賞与等、名目を問いません。）および収入の減少を含みません。
損害賠償請求権者	被保険者が法律上の賠償責任を負担することとなった相手方をいいます。
損害防止軽減費用	次の費用をいいます。ただし、当会社の書面による同意を得て支出した必要かつ有益な費用に限り、緊急措置費用を除きます。 ① 第9条（損害の防止軽減）(1)①に規定する、被保険者が損害賠償を受ける権利の保全もしくは行使について必要な手続きを行つたために支出する費用。 ② 既に発生した不当行為に係る損害の発生もしくは拡大の防止について必要なその他の手段を講じた場合において、保険契約者がその手続きまたは手段のために支出する費用。
退職手当	労働協約、就業規則、給与規程、退職金規程等の規定により支払われるべき退職手当、一時恩給、その他退職により一時に受けける給付金およびこれらの性質を有する給付金をいい、名称を問いません。
他人	被保険者以外の者をいいます。
他の保険契約等	この特約の全部または一部に対しててん補責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
賃金	賃金、給与、手当、賞与等の名称を問わず、労働の対価として受け取るものとします。法令、労働協約、就業規則、給与規程、出張旅費規程等の規定により支払われるべき賃金その他の給付金をいい、名称を問いません。ただし、退職手当を除きます。
パワーハラスメント	職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいいます。
被保険者	この特約により補償を受ける者として次に掲げる者をいいます。 ① 記名被保険者 ② 記名被保険者の使用者等。ただし記名被保険者の業務に関する

	限りにおいて被保険者とします。なお、すでに退任、解任、解雇または定年となった個人を含みます。
不当解雇	次に掲げるものをいいます。 ① 妥当性に欠ける解雇行為 ② 不当に退職を強要すること。ただし、その行為により対象となった者が実際に退職した場合にかぎります。
不当行為	次の行為をいい、不作為を含みます。 ① 雇用上の差別 ② 不当解雇 ③ セクシャルハラスメント ④ マタニティーハラスメント ⑤ パワーハラスメント ⑥ ケアハラスメント ⑦ モラルハラスメント
弁護士相談費用	被保険者が弁護士相談をする費用をいい、あらかじめ当社の書面による同意を得て支出した費用をいいます。
法律上の損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づく賠償金をいいます。ただし、税金、罰金、料金、過料、課徴金、懲罰的損害賠償金、倍額賠償金（これに類似するものも含みます。）の加重された部分および被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合においてその約定によって加重された損害賠償金をならびに雇用契約上支払うことが約定されている賃金、諸手当および解雇時の退職金を含みません。
マスコミ対応費用	被保険者に対して第1条（保険金を支払う場合）に規定する損害賠償請求が提起された場合に、その訴訟に関する情報の開示等を目的として実施する記者会見等のマスコミに対応するために負担する費用をいい、当会社が事前に承認するものに限ります。
マタニティーハラスメント	次の事由に関し、職場等において行われる言動により、その労働者の就業環境を害することをいい、類似行為も含みます。 ① 女性労働者が妊娠したこと、出産したこと、労働基準法（昭和22年4月7日法律第49号）第65条の規定による休業を請求または休業をしたこと、その他の妊娠または出産に関する事由であって厚生労働省令で定めるもの ② 性別を問わず、育児休業、介護休業およびその他の子の養育または家族の介護に関する厚生労働省令で定める制度または措置の利用に関する厚生労働省令で定める制度または措置の利用 ③ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）に規定する雇用管理上必要な措置
モラルハラスメント	職場において、雇用者間で行われる、上下関係の有無を問わず、業務の適正な範囲を超えて、他雇用者に対して人格権を侵害する言動を行う、もしくは集団で継続して精神的苦痛を与えるような言動をとることについて、容認、黙認もしくは防止のための十分な措置を講じないことにより、雇用者の就業環境を害することをいいます。
役員	次に掲げるものをいいます。 ① 会社法（平成17年法律第86号）上の取締役、執行役および監査役 ② ①に準ずる者として法令または定款の規定に基づいておかれた保険証券に記載された地位にある者

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、この特約により、不当行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害に対して保険金を支払います。
(2) (1)にかかわらず、当会社は、不当行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされるおそれを被保険者が知ったことにより、被保険者が負担する損害を併補します。

第2条（損害の範囲）

- (1) 当会社が前条(1)の規定により保険金を支払う損害は、次に掲げるものを被保険者が負担することによって生じる損害にかぎります。
① 法律上の損害賠償金
② 争訟費用
③ 損害防止軽減費用
④ 緊急措置費用
⑤ 協力費用
(2) 当会社が前条(2)の規定により保険金を支払う損害は、次の①から③に掲げるものを被保険者が負担することによって生じる損害に限ります。
① 研修費用
② 弁護士相談費用
③ 信頼回復費用

第3条（保険適用地域）

- (1) この特約は、日本国内において発生した不当行為についてのみこれを適用します。ただし、第4条（保険金を支払わない場合－その1）⑦ただし書に該当する場合を除きます。
(2) (1)の規定にかかわらず、日本国内において不当行為が発生した場合であっても、訴訟が日本国外で提起されたことによって被る損害については、当会社は、保険金を支払いません。

第4条（保険金を支払わない場合－その1）

- 当会社は、被保険者に対してなされた次に掲げる損害賠償請求に起因する損害については保険金を支払いません。なお、①から⑧までの中で記載されている事由または行為が、実際に生じた、または行われたと認められる場合に本条の規定が適用されるものとし、その適用の判断は、被保険者ごとに個別に行われるものとします。
① 労働争議、労働交渉、団体交渉その他争議行為により発生する事業所、工場等の閉鎖、職場放棄、抗議行動、ストライキまたはこれらに類似の行為に伴いなされた記名被保険者の雇用行為に起因する損害賠償請求。ただし、記名被保険者の労働組合またはこれに類似するその他の社内組織以外の者から申立てを受けた場合に、被保険者が第2条（損害の範囲）①②から⑤および②①から③に掲げる費用を負担することによって被る損害をのぞきます。
② 法令に違反することを被保険者が認識しながら（注1）行った行為に起因する損害賠償請求
③ 被保険者の犯罪行為（注2）に起因する損害賠償請求

- ④ 記名被保険者の事業の縮小（注3）、破産、特別清算、会社更生、民事再生、私的整理もしくはこれらに類する倒産手続きまたは他の事業者等との合併、吸収もしくは買収に伴いなされた記名被保険者の雇用行為に起因する損害賠償請求
⑤ セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティーハラスメント、ケアハラスメントまたはモラルハラスメントに起因して被保険者に損害賠償請求がなされた場合において、具体的な行動や発言を行った被保険者個人に対する損害賠償請求
⑥ 記名被保険者の犯罪行為または違法行為について、記名被保険者の使用者または就労希望者が記名被保険者に不利な詮釈、告発、発言等を行ったことによりなされた記名被保険者の雇用行為に起因する損害賠償請求
⑦ 記名被保険者の使用者の主たる職務遂行の場所が日本国外であった場合において、その使用者によりなされた損害賠償請求。ただし、使用者の所属する部署が日本国内に存在し、日本国外において海外駐在員業務等の職務遂行を行っている場合を除きます。
⑧ 就労希望者に対する記名被保険者の採用行為が、主として日本国外で行われた場合において、その就労希望者によりなされた損害賠償請求
(注1) 認識しながら
認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。
(注2) 犯罪行為
刑を科せられるべき違法な行為をいい、時効の完成等によって刑を科せられなかった行為を含みます。
(注3) 事業の縮小
特定事業部門からの撤退または事業所、工場等の閉鎖をいいます。

第5条（保険金を支払わない場合－その2）

当会社は、被保険者に対してなされた次に掲げる損害賠償請求に起因する損害については保険金を支払いません。なお、①から④までの中で記載されている事由または行為については、実際に生じた、または行われたと認められる場合にかぎらず、それらの事由または行為があつたとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも、本条の規定は適用されます。

- ① この保険契約の保険期間の開始日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合（注1）に、その状況の原因となる不当行為に起因する一連の損害賠償請求
② この保険契約の保険期間の開始日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた不当行為に起因する一連の損害賠償請求
③ 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）またはこれに類似の法律もしくは法令により記名被保険者が負担する賠償責任に起因してなされた損害賠償請求
④ 身体の障害（注2）または財物の損壊（注3）に起因する損害賠償請求
(注1) 知っていた場合
知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

第6条（保険金の支払限度額の適用）

- (1) 一連の損害賠償請求について当会社が支払うべき保険金の額は、次の算式によって得られた額とします。
- | | | | | |
|-----------|---|----------|---|------------------------------|
| 法律上の損害賠償金 | - | 免責金額（注1） | + | 第2条（損害の範囲）①②から⑤および同条②①から③の費用 |
|-----------|---|----------|---|------------------------------|
- (2) (1)に規定する損害のうち、次の①から③の費用についてはそれぞれ次の限度額を適用します。ただし、いかなる場合も①から③のすべてを合算して、3,000万円を超えないものとし、保険金額に加算して支払いません。

- ① 「研修費用」については保険期間中を通じて1,000万円
② 「弁護士相談費用」については保険期間中を通じて、保険証券記載の保険金額（注2）の1%または1,000万円のいずれか低い額
③ 「信頼回復費用」については保険期間中を通じて3,000万円
(3) 当会社がこの特約で支払うべき保険金の額は、すべての被保険者に対し支払う金額の合計とし、保険期間を通じて保険金額（注2）を限度とします。また、第8条（損害賠償請求等の通知）(2)の規定に従い、この保険契約の保険期間になされたものとみなされる損害賠償請求についても、同様とします。

第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注1）の合計額が、損害の額（注2）を超えるときは、当会社は、次のいずれかに定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この特約の支払責任額（注1）
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
損害の額（注2）から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（注1）を限度とします。
(注1) 支払責任額
他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
(注2) 損害の額
それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第8条（損害賠償請求等の通知）

- (1) 保険契約者または被保険者は、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合は、遅滞なく、当会社に対して書面にて、損害賠償請求者の氏名および被保険者が最初にその損害賠償請求を知った時の状況を含め、申し立てられている行為および原因となる事実に関する情報を通知しなければなりません。
(2) 保険契約者または被保険者が、保険期間中に、被保険者に対して損害賠償請求がなされるおそれのある状況（注）を知った場合は、その状況ならびにその原因となる事実および行為について、保険対象事由の発生日、経緯、関係者等に関する詳細な内容を調査し、遅滞なく当会社に対し書面により通知しなければなりません。この場合において、通知された事実または行為に起因して、被保険者に対してなされた損害賠償請求は、通知の時をもってなされたものとみなします。

- (3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由なく(1)または(2)の通知を行わない場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて、保険金を支払います。
(注) 損害賠償請求がなされるおそれのある状況
ただし、損害賠償請求がなされることが確実に予想される状況にかぎります。

第9条（損害の防止軽減）

- (1) 保険契約者または被保険者は、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合または被保険者に対して損害賠償請求がなされるおそれのある状況を知った場合は、次の事項を履行しなければなりません。
① 被保険者が第三者に対し求償できる場合は、求償権の保全または行使に必要な手続をすること。

② 損害の発生および拡大の防止に努めること。

(2) 保険契約者または被保険者が正当な理由なく(1)の規定に違反した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて、保険金を支払います。

① (1)①に違反した場合は、第三者に損害賠償の請求をすることによって取得することができたと認められる額

② 特に(1)②に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額

第10条（争訟費用、法律上の損害賠償金）

- (1) 当会社は、第2条（損害の範囲）に規定される損害につき、当会社が必要と認めた場合は、損害賠償請求の解決に先立って、あらかじめ争訟費用を支払うことができるものとします。ただし、被保険者は、既に支払われた争訟費用の全額または一部について、この特約の規定により保険金が支払われないこととなった場合は、支払われた額を限度として当会社へ返還しなければなりません。
- (2) 当会社は、この特約による防衛の義務を負担しません。
- (3) 被保険者は、あらかじめ当会社の書面による同意がないかぎり、損害賠償責任の全部もしくは一部を承認し、または争訟費用の支払を行ってはなりません。この特約においては、当会社が同意した法律上の損害賠償金および争訟費用のみを損害として、保険金の支払を行うものとします。
- (4) 当会社が、記名被保険者および被保険者に対してなされた損害賠償請求に関する争訟費用と記名被保険者および被保険者が連帯して負担する法律上の損害賠償金について同意した場合は、保険契約者、記名被保険者、被保険者および当会社は、記名被保険者および被保険者各々が負担すべき金額の公正にして妥当な配分を決定するために協力するものとします。

第11条（損害賠償請求解決のための協力）

- (1) 当会社は、当会社が必要と認めた場合は、自己の費用をもって、被保険者に対する損害賠償請求についての調査、調停、仲裁、和解または訴訟につき、被保険者に協力することができるものとします。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、当会社に協力し、必要な情報を提供しなければなりません。
- (2) 被保険者が正当な理由なく(1)の当会社の求めに応じない場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて、保険金を支払います。

第12条（保険金の請求）

- (1) この特約における当会社に対する保険金請求権は、次の時から発生し、これを行使することができるものとします。
- ① 第2条（損害の範囲）(1)①の法律上の損害賠償金にかかる保険金については、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時
- ② 第2条（損害の範囲）(1)②から④まで、および(2)①から③までの費用にかかる保険金については、被保険者が負担すべき費用の額が確定した時
- (2) 被保険者がこの特約の保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
- ① 保険金請求書
- ② 被保険者が損害賠償責任を負担することを示す判決書、調停調書、和解調書または示談書
- ③ 被保険者の損害賠償金の支払およびその金額を証明する書類
- ④ 被保険者が保険金を請求することについて、損害賠償請求権者の承諾があったことおよびその金額を証明する書類
- ⑤ その他当会社が普通保険約款5章基本条項第19条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行つたために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 当会社は、損害賠償請求の内容、損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるものの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、保険契約者または被保険者は、当会社が求めた書類または証拠をすみやかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 次のいずれかに該当する場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて、保険金を支払います。
- ① 保険契約者または被保険者が、正当な理由なく(3)の規定に違反した場合
- ② 保険契約者または被保険者が、正当な理由なく(2)または(3)の書類に事実と異なる記載をした場合
- ③ 保険契約者または被保険者が、正当な理由なく(2)または(3)の書類または証拠を偽造し、または変造した場合
- (5) 保険金請求権は、(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第13条（先取特権）

- (1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権（注）について、先取特権を有します。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、第2条（損害の範囲）①の法律上の損害賠償金について、保険金の支払を行うものとします。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。
- ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を使用したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。
- (3) 保険金請求権（注）は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（注）を質権の目的とし、または(2)(3)の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)または(4)の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

（注）保険金請求権

第2条（損害の範囲）(1)①の法律上の損害賠償金に対する保険金請求権に限ります。

第14条（他の被保険者との関係）

この特約における規定は、各被保険者につき別個にこれを適用し、被保険者相互間の関係は、それお互いに他人とみなします。

第15条（貸替規定）

この特約においては、普通保険約款5章基本条項の用語の定義の「事故等」および「損害等」を次のとおり読み替えて適用します。

この特約においては、普通保険約款第5章基本条項の規定中、次の規定は適用しません。

① 第18条（保険金の請求）

② 第20条（時効）

第17条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

29. 業務外補償費用補償特約（補償費用担保条項用）

＜用語の定義（五十音順）＞

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
業務外死亡・後遺障害保険金額	保険証券記載の業務外の死亡・後遺障害の保険金額をいいます。
業務外通院保険金日額	保険証券記載の業務外の通院日額の保険金額をいいます。
業務外入院保険金日額	保険証券記載の業務外の入院日額の保険金額をいいます。
普通保険約款	事業活動総合保険普通保険約款をいいます。
保険金	業務外死亡補償保険金、業務外後遺障害補償保険金、業務外入院補償保険金、業務外手術補償保険金および業務外通院補償保険金をいいます。
補償規定	補償対象者が業務に従事している間以外に被った身体の障害について、補償対象者等に対して一定の災害補償を行うことを目的とする労働協約、就業規則、災害補償規程等をいいます。

第1条（保険金を支払う場合）

(1) 当会社は、この特約により、補償対象者が被保険者の業務に従事している間以外に事故により傷害を被った場合に、被保険者が補償対象者等に対して補償金を支払うことによって被る損害に対して、次のいずれかの金額を、この特約および普通保険約款第4章傷害等担保条項第1節補償費用担保条項の規定に従い、保険金として被保険者に支払います。

① 被保険者が補償規定を定めている場合

被保険者が補償規定に基づき補償対象者等に支払うべき金額のうち、第3条（業務外死亡補償保険金の支払限度額）から第6条（業務外通院補償保険金の支払限度額）までに定める金額

② 被保険者が補償規定を定めていない場合

被保険者が補償対象者等に支払うものとして、第3条から第6条までに定める金額

(2) (1)の規定にかかわらず、当会社が必要と認めた場合は、当会社は、被保険者が補償金を補償対象者等に支払う前に、保険金を被保険者に支払うことができるものとします。

第2条（保険期間と保険金を支払う場合との関係）

当会社は、この特約において、補償対象者が保険期間中に生じた事故により前条の傷害を被った場合に限り、保険金を支払います。

第3条（業務外死亡後遺障害補償保険金の支払限度額）

当会社は、補償対象者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、業務外死亡・後遺障害保険金額を限度として業務外死亡補償保険金を支払います。ただし、既に支払った業務外後遺障害補償保険金がある場合は、業務外死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を差し引いた残額を限度とします。

第4条（業務外後遺障害補償保険金の支払限度額）

(1) 当会社は、補償対象者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に普通保険約款別表3に掲げる後遺障害が生じた場合は、業務外死亡・後遺障害保険金額に普通保険約款別表3の各等級の後遺障害に対する保険金支払割合を乗じた額を限度として業務外後遺障害補償保険金を被保険者に支払います。

(2) (1)の規定にかかわらず、補償対象者が事故の発生の日からその日を含めて181日目における補償対象者等以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、(1)のとおり算出した額を限度として業務外後遺障害補償保険金を支払います。

(3) 普通保険約款別表3の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、その相当する等級の後遺障害に該当したものとみなし、(1)のとおり算出した額を限度として業務外後遺障害補償保険金を支払います。

(4) 同一の事故により、2種以上の後遺障害が生じた場合には、当会社は、業務外死亡・後遺障害保険金額に次のいずれかの保険金支払割合を乗じた額を限度として業務外後遺障害補償保険金を支払います。

① 普通保険約款別表3の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級の後遺障害に対する保険金支払割合

② ①以外の場合で、普通保険約款別表3の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級の後遺障害に対する保険金支払割合

③ ①および②以外の場合で、普通保険約款別表3の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級の後遺障害に対する保険金支払割合

④ ①から③まで以外の場合は、重い後遺障害に該当する等級の後遺障害に対する保険金支払割合

(5) 既に後遺障害のあった補償対象者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、業務外死亡・後遺障害保険金額に、普通保険約款別表3に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合から、既にあった後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合を差し引いた割合を乗じた額を限度として、業務外後遺障害補償保険金を支払います。

(6) (5)の規定にかかわらず、既に身体に障害（注）のあった補償対象者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として新たな後遺障害が加わったことにより普通保険約款別表4の①から⑤までのいずれかに該当した場合は、業務外死亡・後遺障害保険金額に、普通保険約款別表3に掲げる加重された後の後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合を乗じた額を限度として、業務外後遺障害補償保険金を支払います。ただし、既にあった身体の障害（注）が、この保険契約に基づく業務外後遺障害補償保険金の支払を受けたものである場合は、業務外死亡・後遺障害保険金額に加重された後の後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合を乗じた額から、既に支払った金額を差し引いた残額を限度として業務外後遺障害補償保険金を支払います。

(7) (1)から(6)までの規定に基づいて、当会社が支払うべき業務外後遺障害補償保険金の額は、保険期間を通じ、業務外死亡・後遺障害保険金額をもって限度とします。

（注）障害

後遺障害を含みます。

第16条（適用除外）

(2) (1)の期間には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注1）であるときには、その処置日数を含みます。
(3) 当会社は、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて1,000日を経過した後の期間については、(1)の期間に含めません。
(4) 補償対象者が(1)の期間中に他の傷害を被ったとしても、当会社は、重複しては(1)の期間に含めません。
(5) 当会社は、補償対象者が事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内に病院または診療所において、第1条（保険金を支払う場合）の傷害の治療を直接の目的として普通保険約款別表6に掲げる手術を受けた場合は、次の算式によって算出した額を、業務外手術補償保険金として支払います。ただし、1事故に基づく傷害について、1回の手術（注2）に限ります。
① 入院中（注3）に受けた手術の場合 業務外入院補償保険金日額×10=業務外手術補償保険金の額
② ①以外の手術の場合 業務外入院補償保険金日額×5=業務外手術補償保険金の額
（注1） 医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置 医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。
（注2） 1回の手術 1事故に基づく傷害に対して①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。
（注3） 入院中 第1条の傷害を被り、その直接の結果として入院している間をいいます。

(2) 当会社は、この特約により、業務外補償費用補償特約第11条（保険金の請求）③の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

保険金の種類	保険金請求権の発生時期
③ 業務外入院補償保険金	次のいずれかに該当し、かつ、その入院に対して被保険者が補償対象者等に補償金を支払った時 ア、その補償対象者が被った第1条（保険金を支払う場合）の傷害の治療を目的とした入院が終了した場合 イ、その補償対象者の傷害の原因となる事故が発生した日からその日を含めて1,000日が経過

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および業務外補償費用補償特約の規定を準用します。

38. 業務外死亡補償保険金および業務外後遺障害補償保険金不担保特約（業務外補償費用補償特約用）

第1条（業務外死亡補償保険金および業務外後遺障害補償保険金不担保）

当会社は、業務外補償費用補償特約の規定にかかわらず、業務外死亡補償保険金および業務外後遺障害補償保険金を支払いません。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および業務外補償費用補償特約の規定を準用します。

39. 業務外入院補償保険金および業務外手術補償保険金不担保特約（業務外補償費用補償特約用）

第1条（業務外入院補償保険金および業務外手術補償保険金不担保）

当会社は、業務外補償費用補償特約の規定にかかわらず、業務外入院補償保険金および業務外手術補償保険金を支払いません。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および業務外補償費用補償特約の規定を準用します。

40. 業務外通院補償保険金不担保特約（業務外補償費用補償特約用）

第1条（業務外通院補償保険金不担保）

当会社は、業務外補償費用補償特約の規定にかかわらず、業務外通院補償保険金を支払いません。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および業務外補償費用補償特約の規定を準用します。

41. 補償対象者追加特約（構内下請負人等追加用）

第1条（用語の定義の追加）

当会社は、この特約により、普通保険約款第4章傷害等担保条項の用語の定義に、次の用語を追加します。

用語	定義
貨物自動車運送事業者	貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第1項にいう貨物自動車運送事業を営む者をいいます。
追加補償対象者	次のいずれかの者およびその構成員をいいます。 ① 被保険者が貨物自動車運送事業者の場合は、被保険者の倉庫運転者 ② 上記以外で、もっぱら、被保険者が業務のために所有もしくは使用する施設（注1）内または被保険者が直接業務を行なう現場において、被保険者との契約（注2）に基づき、被保険者の業務に従事する者 (注1) もっぱら、被保険者が業務のために所有もしくは使用する施設 事務所、営業所、工場等をいいます。 (注2) 被保険者との契約 請負契約、委任契約、労働者派遣契約等をいいます。
物流業務	貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第1項にいう貨物自動車運送事業をいい、貨物自動車運送事業を営む者が行う倉庫業（注1）およびこん包業（注2）を含みます。 (注1) 倉庫業 倉庫業法（昭和31年法律第121号）第2条第2項にい

う倉庫業をいいます。 (注2) こん包業 荷造業、貨物こん包業、組立こん包業、工業製品組立こん包業、輸出こん包業をいいます。
倉庫運転者 貨物自動車運送事業者と締結された請負契約における請負人（注1）および業務委託契約における受託人（注2）をいいます。 (注1) 請負契約における請負人 数次の請負による場合の請負人を含みます。 (注2) 業務委託契約における受託人 数次の業務委託による場合の受託人を含みます。

第2条（読替規定－用語の定義）

当会社は、普通保険約款第4章傷害等担保条項の用語の定義の「補償対象者」を次のとおり読み替えて適用します。

用語	定義
補償対象者	次のいずれかの者たち保険証券に補償対象者として記載された者をいいます。 ① 被保険者が法人である場合は、その役員 ② 被保険者が個人事業主である場合は、事業主本人 ③ 被保険者の使用人 ④ 追加補償対象者

第3条（業務固有補償－物流業）

- 本条の規定は、被保険者が行なう物流業務に起因する事故について適用します。
- 当会社は、事業活動総合保険追加特約（以下「追加特約」といいます。）および使用者賠償責任補償特約の次の規定を適用しません。

- 追加特約第4章傷害等担保条項第2条（業務固有補償①－物流業）
- 使用者賠償責任補償特約第15条（業務固有補償①－物流業）

第4条（適用除外－業務外補償費用補償特約）

この特約が付帯された保険契約に付帯された業務外補償費用補償特約（補償費用担保条項）およびこれに付帯された特約の規定は、追加補償対象者については適用しません。

第5条（適用除外－普通保険約款）

追加補償対象者については、普通保険約款第4章傷害等担保条項第2節臨時費用担保条項第1条（保険金を支払う場合）(1)③に該当したことによって被保険者に臨時に生ずる費用に対しては、臨時費用保険金を支払いません。

第6条（読替規定－普通保険約款）

追加補償対象者については、普通保険約款第4章傷害等担保条項の次の規定中、「補償対象者」が被保険者の業務に従事している間」とあるのは「補償対象者が職務等（注）に基づく業務に従事している間」と読み替えて適用します。

- 第1節補償費用担保条項第1条（保険金を支払う場合）(1)
- 第2節臨時費用担保条項第1条（保険金を支払う場合）(1)①および②

（注）職務等

被保険者が行なう業務にかかる職業または職務をいいます。

第7条（読替規定）

当会社は、この特約が付帯された保険契約に別表に掲げる特約が付帯されている場合において、追加補償対象者については、別表に掲げる特約の規定中「被保険者の業務」または「記名被保険者の業務」とあるのは「職務等（注）に基づく業務」と読み替えて適用します。

（注）職務等

記名被保険者が行なう業務にかかる職業または職務をいいます。

第8条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

別表

- 事業活動総合保険追加特約
- 天災危険補償特約（業務上用）
- 入院一時金補償保険金支払特約（補償費用担保条項用）
- 退院療養一時金補償保険金支払特約（補償費用担保条項用）
- 後遺障害補償保険金の追加支払に関する特約（補償費用担保条項用）
- 後遺障害補償保険金支払割合変更特約（補償費用担保条項用）
- 休業補償保険金支払特約（補償費用担保条項用）
- 入通院臨時費用補償特約（臨時費用担保条項用）
- 使用者賠償責任補償特約
- 脳・心疾患等補償特約

42. 補償対象者追加特約（工事業下請負人追加：包括方式用）

第1条（用語の定義の追加）

当会社は、この特約により、普通保険約款第4章傷害等担保条項の用語の定義に、次の用語を追加します。

用語	定義
工事業務	建設業法（昭和24年法律第100号）第1章第2条第2項にいう、元請、下請その他の名義をもつてするかを問わず、建設工事の完成を請け負う営業をいいます。
下請負人	被保険者と締結された日本国内で行なう業務の下請契約における請負人をいい、数次の請負による場合の請負人を含みます。
追加補償対象者	工事業務に関わる全ての下請負人およびその構成員をいいます。

第2条（読替規定－用語の定義）

当会社は、普通保険約款第4章傷害等担保条項の用語の定義の「補償対象者」を次のとおり読み替えて適用します。

用語	定義
補償対象者	次のいずれかの者たち保険証券に補償対象者として記載された者をいいます。 ① 被保険者が法人である場合は、その役員 ② 被保険者が個人事業主である場合は、事業主本人 ③ 被保険者の使用人 ④ 追加補償対象者

第3条（適用除外－業務外補償費用補償特約）

	る必要がある場合	
②	普通保険約款第5章基本条項第3条（通知義務）(1)の通知に基づいて、保険料を変更する必要がある場合	
③	①および②のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって契約内容変更の承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合	
④	この保険契約が解除（注1）となった場合	既に払い込まれた保険料と解除の日までの期間に対する保険料（注2）との差額を返還または請求します。
⑤	前条(1)の規定により、この保険契約が解除となった場合	既に払い込まれた既経過期間に対応する保険料は返還しません。

- ・入院一時金補償保険金支払特約（補償費用担保条項用）
- ・退院療養一時金補償保険金支払特約（補償費用担保条項用）
- ・後遺障害補償保険金の追加支払に関する特約（補償費用担保条項用）
- ・休業補償保険金支払特約（補償費用担保条項用）
- ・業務外入院一時金補償保険金支払特約（業務外補償費用補償特約用）
- ・業務外退院療養一時金補償保険金支払特約（業務外補償費用補償特約用）
- ・業務外後遺障害補償保険金の追加支払に関する特約（業務外補償費用補償特約用）

47. 商工三団体特約集（事業活動総合保険用）

この特約集は次の各特約から構成されます。	特約名称
① 補償対象者追加特約（商工三団体用）	
② 共同企業体（甲型 JV）の取扱いに関する特約（商工三団体用）	

補償対象者追加特約（商工三団体用）

第1条（用語の定義の追加）

当会社は、この特約により、普通保険約款第4章傷害等担保条項の用語の定義に、次の用語を追加します。

第10条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

45. 初回保険料の口座振替に関する特約

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
初回保険料	保険料をいい、この保険契約に保険料分割払特約が適用されている場合は第1回分割保険料をいいます。
初回保険料払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
提携金融機関	当会社と保険料口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。

第1条（特約の適用）

- (1) この特約は、保険契約締結の際に、当会社と保険契約者との間に、あらかじめ初回保険料を口座振替の方法により払い込むことについての合意がある場合に適用されます。
- (2) この特約は、次の①および②に定める条件をいずれも満たしている場合に適用します。
① 保険契約締結の時に、指定口座が、提携金融機関に設定されていること。
② この保険契約の締結および保険契約者から当会社への損害保険料口座振替依頼書の提出が、保険期間の初日の前日までになされていること。

第2条（初回保険料の払込み）

- (1) 初回保険料の払込みは、初回保険料払込期日に、指定口座から当会社の口座に振り替えることによって行うものとします。
- (2) 初回保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による初回保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合は、当会社は、初回保険料払込期日に払込みがあつたものとみなします。
- (3) 保険契約者は、初回保険料払込期日の前日までに初回保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。
- (4) 保険契約者が、初回保険料払込期日までにその払込みを怠った場合において、その払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかつたことによる場合においては、初回保険料払込期日の属する月の翌月の応当日をその初回保険料払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかつた理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

第3条（初回保険料払込み前の事故等）

- (1) 初回保険料払込期日に初回保険料の払込みがない場合は、保険契約者は、初回保険料を初回保険料払込期日の属する月の翌月末までに当会社の指定した場所に払い込まなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約者が初回保険料払込期日の属する月の翌月末までに初回保険料を払い込んだ場合は、この特約が付帯された普通保険約款およびこれに付帯された他の特約に定める保険料領収前に生じた事故等の取扱いに関する規定を適用しません。
- (3) 保険契約者が初回保険料払込期日の属する月の翌月末までに初回保険料の払込みを怠つた場合において、その払込みを怠つたことについて故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合は、当会社は、「初回保険料払込期日の属する月の翌月末」とあるものを「初回保険料払込期日の属する月の翌々月の25日」と読み替えてこの特約の規定を適用します。
- (4) (2)の規定により、被保険者が、初回保険料払込み前の事故等について保険金の支払を受ける場合は、その支払を受ける前に、保険契約者は初回保険料を当会社に払い込まなければなりません。

第4条（解除－初回保険料不払の場合）

- (1) 当会社は、初回保険料払込期日の属する月の翌月末までに初回保険料の払込みがない場合は、この保険契約を解除することができます。
- (2) 当会社は、(1)の解除を行う場合は、保険契約者に対する書面によりその旨を通知します。この場合の解除は保険期間の初日から将来に向かってその効力を生じます。

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

46. 保険金支払に関する特約

第1条（保険金の請求）

- (1) 当会社は、この特約により、普通保険約款第4章傷害等担保条項第1節補償費用担保条項および別表に掲げる特約の規定により支払うべき保険金を、被保険者からの請求にもとづき、補償対象者等に支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、被保険者が補償対象者等に補償金を支払った後に保険金の支払を請求する場合は、当会社は支払った補償金の額を限度に、普通保険約款第4章傷害等担保条項第1節補償費用担保条項および別表に掲げる特約の規定により支払うべき保険金を被保険者に支払います。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

別表

第3条（適用除外－業務外補償費用補償特約）

この特約が付帯された保険契約に付帯された業務外補償費用補償特約（補償費用担保条項用）およびこれに付帯された特約の規定は、<用語の定義>「補償対象者」に規定する③から⑤までの者については適用しません。

第4条（適用除外－普通保険約款）

追加補償対象者については、普通保険約款第4章傷害等担保条項第2節臨時費用担保条項第1条（保険金を支払う場合）(1)(3)に該当したことによって被保険者に臨時に生ずる費用に対しては、臨時費用保険金を支払いません。

第5条（請替規定－普通保険約款）

追加補償対象者については、普通保険約款第4章傷害等担保条項の次の規定中、「補償対象者が被保険者の業務に従事している間」とあるのは「補償対象者が職務等（注）に基づく業務に従事している間」と読み替えて適用します。

- ① 第1節補償費用担保条項第1条（保険金を支払う場合）(1)
- ② 第2節臨時費用担保条項第1条（保険金を支払う場合）(1)①および②

（注）職務等

被保険者が行う業務にかかる職業または職務をいいます。

当会社は、この特約が付帯された保険契約に別表に掲げる特約が付帯されている場合において、追加補償対象者については、別表に掲げる特約の規定中「被保険者の業務」または「記名被保険者の業務」とあるのは「職務等（注）に基づく業務」と読み替えて適用します。

（注）職務等

記名被保険者が行う業務にかかる職業または職務をいいます。

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

別表

保険証券に記載された特約

共同企業体（甲型JV）の取扱いに関する特約（商工三団体用）**第1条（保険金を支払わない場合の適用除外－傷害等担保条項）**

当会社は、この特約により、事業活動総合保険追加特約第4章傷害等担保条項第4条（共同施工方式のJV工事の取扱い）(2)の規定を適用しません。

第2条（保険金を支払わない場合の適用除外－使用者賠償責任補償特約）

当会社は、この特約が付帯された保険契約に使用者賠償責任補償特約が付帯されている場合においては、使用者賠償責任補償特約第4条（保険金を支払わない場合）(5)の規定を適用しません。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

48. 労働者派遣事業者に関する特約（商工三団体用）**第1条（用語の定義の追加）**

当会社は、この特約により、普通保険約款第4章傷害等担保条項の用語の定義に、次の用語を追加します。

用語	定義
派遣先	労働者派遣法第2条（用語の意義）六にいう派遣先をいいます。
派遣労働者	労働者派遣法第2条（用語の意義）二にいう派遣労働者をいいます。
労働者派遣契約	労働者派遣法第26条（契約の内容等）にいう労働者派遣契約をいいます。
労働者派遣事業者	労働者派遣法第2条（用語の意義）六にいう一般派遣元事業主ならびに特定派遣元事業主をいいます。
労働者派遣法	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律をいいます。

第2条（読替規定－用語の定義）

当会社は、補償対象者追加特約（商工三団体用）第1条（用語の定義の追加）の「追加補償対象者」を次のとおり読み替えて適用します。

用語	定義
追加補償対象者	<p>次のいずれかの者およびその構成員をいいます。</p> <p>① 被保険者が建設業者の場合は、被保険者の下請負人</p> <p>② 被保険者が貨物自動車運送事業者の場合は、被保険者の倉庫運転者</p> <p>③ 被保険者が労働者派遣事業者の場合は、被保険者から派遣された派遣労働者</p> <p>④ 上記以外で、もっぱら、被保険者が業務のために所有もしくは使用する施設（注1）内または被保険者が直接業務を行う現場内において、被保険者との契約（注2）に基づき、被保険者の業務に従事する者</p> <p>（注1） もっぱら、被保険者が業務のために所有もしくは使用する施設 事務所、営業所、工場等をいいます。</p> <p>（注2） 被保険者との契約 請負契約、委任契約、労働者派遣契約等をいいます。</p>

第3条（読替規定－普通保険約款）

追加補償対象者については、補償対象者追加特約（商工三団体用）の次の規定中、「職務等に基づく業務」とあるのは「職務等に基づく業務または派遣先の業務」と読み替えて適用します。

① 第5条（読替規定－普通保険約款）

② 第6条（読替規定）

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

49. 保険料分割払特約（一般団体用）（商工三団体用）**第1条（保険料の払込み）**

(1) 保険契約者は、保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むこととします。

(2) 保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回保険料を払い込み、第2回以降の保険料については、保険証券記載の払込期日（以下「払込期日」といいます。）までに払い込まなければなりません。ただし、当会社が特に承認した団体を保険契約者とする場合には、保険契約締結の後、第1回保険料を保険料相当額の集金手続を行いうる最初の集金日の属する月の翌月末までに払い込むことができます。

第2条（第1回保険料領収前の事故）

事業活動総合保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第5章基本条項第1条（保険責任の始期および終期）(3)の規定にかかわらず、当会社は、保険期間が始まった後であっても、前条(2)の第1回保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第3条（保険料不払の場合の免責）

(1) 保険契約者が第2回以降の保険料について、払込期日の属する月の翌月末までに、その払込期日に払い込むべき保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、その保険料の払込期日の翌日以後に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

(2) 保険契約者が(1)の保険料の払込みを怠ったことについて、故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合は、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末」を「払込期日の属する月の翌々月の25日」に読み替えて(1)の規定を適用します。

第4条（第2回以降保険料領収前事故の特則）

保険契約者が、事故発生日前に到来した払込期日に払い込むべき第2回以降の保険料の払込みを怠った場合において、被保険者が、最初に払込みを怠った払込期日の属する月の翌月末までに当会社に保険金の支払の請求を行うときは、当会社は、保険契約者が既に到来した払込期日に払い込むべき保険料の全額を払い込んだときにかぎり、その事故に対する保険金を支払います。

第5条（保険料不払の場合の解除）

(1) 当会社は、次の①に定めるところにより、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、次の②に定める時から将来に向かってのみその効力を生じます。

① 当会社が保険契約を解除できる場合	ア、払込期日の属する月の翌月末までにその払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがない場合イ、払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがなく、かつ、その翌月の払込期日（以下「次回払込期日」といいます。）までに、次回払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがない場合
② 解除の効力が生じる時	ア、①ア、による解除の場合は、その保険料を払い込むべき払込期日イ、①イ、による解除の場合は、次回払込期日

(2) 当会社は、(1)の解除を行う場合は、保険契約者に対する書面により解除の通知を行います。

(3) (1)および(2)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合は、普通保険約款第5章基本条項第16条（保険料の返還－解除の場合）の規定により算出した額から未払保険料を差し引いた残額がある場合にかぎり、その保険料を返還します。

第6条（追加保険料の払込み）

(1) 普通保険約款第5章基本条項第12条（保険料の返還または請求－契約内容の変更の承認等の場合）(1)(1)または(2)の規定により、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に当会社に払い込まれなければなりません。

(2) 当会社は、保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（注）当会社が、保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかった場合に限ります。

(3) 普通保険約款第5章基本条項第12条（保険料の返還または請求－契約内容の変更の承認等の場合）(1)(1)または(2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、次の①または②に定める時から、追加保険料領収までの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

① 普通保険約款第5章基本条項第12条(1)に該当する場合は、保険期間の初日

② 同条(1)②に該当する場合は、危険増加が生じた時

（注）当会社が、保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかった場合に限ります。

(4) (2)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合は、普通保険約款第5章基本条項第16条（保険料の返還－解除の場合）の規定により算出した額から未払保険料を差し引いた残額がある場合にかぎり、その保険料を返還します。

(5) 普通保険約款第5章基本条項第12条（保険料の返還または請求－契約内容の変更の承認等の場合）(1)(3)の規定により、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に当会社に払い込まれなければなりません。

(6) 保険契約者が(5)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、契約内容の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款および付帯される他の特約に従い、保険金を支払います。

第7条（保険金支払時の未払保険料の払込み）

保険料の払込みを完了する前に、当会社が1被保険者について保険金額の全額を支払う場合においては、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に、保険金の支払われるべき被保険者の未払保険料の全額を一時に払い込まれなければなりません。

第8条（保険料の返還－または解除の場合）

保険契約が失効となる場合、普通保険約款第5章基本条項第2条（告知義務）(2)、同章第3条（通知義務）(2)または同章第10条（重大事由による解除）(2)の規定により当会社が保険契約を解除した場合、もしくは同章第9条（保険契約による解除）(2)の規定により保険契約者がこの保険契約を解除した場合は、同章第16条（保険料の返還－解除の場合）の規定により算出した額と未払保険料との間に過不足があるときに、その差額を請求し、または返還します。

第9条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯される他の特約の規定を準用します。